

平成 29 年 第 4 回定例会

青 木 村 議 会 会 議 録

平成 29 年 12 月 12 日 開 会

平成 29 年 12 月 15 日 閉 会

青 木 村 議 会

平成29年第4回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月12日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○報告第1号の上程、説明	10
○議案第1号の上程、説明	12
○議案第2号の上程、説明	13
○議案第3号の上程、説明	14
○議案第4号の上程、説明	15
○議案第5号の上程、説明	15
○議案第6号の上程、説明	16
○議案第7号の上程、説明	26
○議案第8号の上程、説明	27
○議案第9号の上程、説明	28
○議案第10号の上程、説明	29
○請願第1号の上程、説明	30
○請願第2号の上程、説明	32
○平成29年度青木村社会福祉協議会会計補正予算(第1号)の報告	35
○散会の宣告	36

第 2 号 (12月14日)

○議事日程	37
-------	----

○出席議員	37
○欠席議員	37
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	37
○事務局職員出席者	38
○開議の宣告	39
○議事日程の報告	39
○一般質問	39
堀内富治君	39
小林和雄君	58
居鶴貞美君	68
宮下壽章君	80
坂井弘君	92
山本悟君	111
松澤正登君	118
宮入隆通君	126
金井とも子君	144
○散会の宣告	155

第 3 号 (12月15日)

○議事日程	157
○出席議員	157
○欠席議員	157
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	157
○事務局職員出席者	158
○開議の宣告	159
○議事日程の報告	159
○視察研修報告	159
○報告第1号の質疑、討論、採決	166
○議案第1号の質疑、討論、採決	167
○議案第2号の質疑、討論、採決	168

○議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 7 2
○議案第 4 号の説明、質疑、討論、採決	1 7 3
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 7 5
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 7 6
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 8 5
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 8 6
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 8 7
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 8 7
○請願第 1 号の質疑、討論、採決	1 8 8
○請願第 2 号の質疑、討論、採決	1 8 9
○閉会の宣告	1 8 9
○署名議員	1 9 1

平成29年12月12日（火曜日）

（第1号）

平成29年第4回青木村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成29年12月12日(火曜日)午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 2号 青木診療所施設等整備基金条例について
- 日程第 6 議案第 3号 寄附採納について
- 日程第 7 議案第 4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 8 議案第 5号 上田地域広域連合規約の変更について
- 日程第 9 議案第 6号 平成29年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第 7号 平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第 8号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第 9号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第10号 平成29年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第14 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について
- 日程第15 請願第 2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について
- 日程第16 一般質問

出席議員(10名)

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮入隆通君 | 2番 | 坂井弘君 |
| 3番 | 松澤正登君 | 4番 | 金井とも子君 |
| 5番 | 宮下壽章君 | 6番 | 沓掛計三君 |
| 7番 | 居鶴貞美君 | 8番 | 小林和雄君 |
| 9番 | 堀内富治君 | 10番 | 山本悟君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	杳 掛 英 明 君
参 事 兼 総務課長 兼室長	井古田 嘉 雄 君	建設農林課長	片 田 幸 男 君
住 民 福 祉 課 長 兼保健衛生係	花 見 陽 一 君	教育次長兼 公民館長	横 田 孝 君
保 育 園 長	多 田 治 由 君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山 俊 樹 君
建 設 農 林 課 長 兼建設係	宮 下 剛 男 君	商工観光移住 課長	新 津 俊 二 君
住 民 福 祉 課 長 兼上下水道係	若 林 喜 信 君	住 民 福 祉 課 長 兼地域包括支 援センター長	宮 澤 章 子 君
住 民 福 祉 課 長 兼住民福祉係	上 原 博 信 君	建 設 農 林 課 長 兼農業振興係	奈良本 安 秀 君
税 務 会 計 課 長 兼資産税係	高 柳 則 男 君	総務企画課長 兼補佐係	稲 垣 和 美 君
総務企画課長 兼企画財政係	小 林 利 行 君	税 務 会 計 課 長 兼住民税係	早乙女 敦 君
総務企画課 兼事業推進 係室長	塩 澤 和 宏 君	総務企画課長 兼庶務係	小 林 宏 記 君
教 育 係 長	横 沢 幸 哉 君	建 設 農 林 課 長 兼国土調査係	小 林 義 昌 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 井古田 嘉 雄 事 務 局 員 稲 垣 和 美

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（沓掛計三君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから平成29年第4回青木村議会定例会を開催いたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（沓掛計三君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、4番、金井とも子議員、9番、堀内富治議員を指名します。

◎会期決定

○議長（沓掛計三君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

去る12月5日、議会運営委員会において本定例会の会期は、本日12日から19日までの8日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12月19日までの8日間と決定いたしました。

日程について事務局より別紙の日程表をお配りいたします。

日程について申し上げます。

本日12日開会、議案説明のみで散会といたします。13日水曜日は議案審議のため休会、14日木曜日は一般質問、15日金曜日は審議・採決、議員の視察研修についての各委員長報告、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会についての委員長報告、16、17日は休日のため休会、18日月曜日は議案審議のため休会、19日火曜日は審議・採決といたします。

◎村長挨拶

○議長（沓掛計三君）　ここで、村長より挨拶があります。

村長。

○村長（北村政夫君）　おはようございます。

本日、平成29年第4回青木村議会12月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さんには御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

日ごろより皆さんには村政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、感謝申し上げます。

さて、12月中旬となりまして、心忙しい時期となりました。ことしを振り返ってみますと、4月1日に、総務省は、ふるさと納税の返礼品の価格について寄附額の3割までに抑えるよう全国の自治体に要請しました。これによりまして、当村でも強い影響を受けているところでございます。

6月2日、厚生労働省の発表で、2016年に生まれた子供の数が97万人余りと判明いたしました。100万人割れは、1899年の統計調査以来初めてとのことであります。

9月25日、上野動物園に誕生したジャイアントパンダの雌の赤ちゃんが「香香（シャンシャン）」と命名され、テレビでのかわいいしぐさが人気となりました。

12月1日、皇室会議が開催され、平成31年4月30日に平成天皇陛下が退位され、5月1日に皇太子様が即位し、新元号となることが決定いたしました。

さて、平成29年11月28日、内閣府発表の月例経済報告では、景気は緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしております。

次に、国の平成30年度予算編成の基本方針について、その概要を申し上げます。

国の平成30年度予算は、経済・財政再生計画の枠組みのもと、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。

歳出全般にわたり、改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

具体的には、年金・医療等にかかわる経費については、前年度当初予算におけるそれに相当する額、に高齢化等に伴う増加額として6,300億円を加算した額の範囲内として要求する。

地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、経済・財政再生計画との整合性に留意しつつ要求する。

義務的経費においては、前年度当初予算における各種経費の合計額に相当する額の範囲内において、義務的性格の根拠を明示の上、要求する。

次に、平成30年度の地方財政の課題について、その概要を申し上げます。

「経済財政運営と改革の基本方針2017」等への対応といたしまして、地方団体が働き方改革や人材投資、子ども・子育て支援等に適切に対応するとともに、地方創生を推進することができるよう、安定的な税財政基盤を確保。

地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化として、国の取り組みと基調を合わせて、歳出の重点化、効率化に取り組むとともに、まち・ひと・しごと創生事業を含め、一般財源の総額について、平成29年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保する。

地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保する。

地方分権推進の基盤となる地方税収を充実確保しつつ、安定的な地方税の体系を構築する。

次に、地方行政サービスの改革の推進と財政マネジメントの強化については、地方行政サービスの改革を推進するとともに、公共施設等の適正管理と最適配置、財政状況の見える化、公営企業会計の適用拡大、地方団体の財政マネジメントを強化するとしております。

さて、財務省は、地方自治体の基金残高が多くあり国より財政が裕福であることを理由に、毎年地方交付税の減額を求めております。特に、国の来年度予算編成では強くこれが打ち出されておまして、村でも当初予算で基金を活用し年度末に積み立てる、こういった手法も検討していかなければならないと考えているところでございます。

次に、県の平成30年度当初予算編成方針について申し上げます。

長野県の財政状況は、今年度については、当初予算において基金を97億円取り崩しており、円高・株安の傾向が製造業等の収益を圧迫した結果、財源不足額はさらに拡大するおそれがある。

高齢化等による社会保障関係額の増加などにより、義務的経費が政策的経費を圧迫する硬

直的な構造が続き、財政状況は一層厳しさを増すものと見込まれる。

一定の仮定のもとで試算すると、112億円の財源不足が生じる見込みとなっている。

予算編成に当たって特に重視する視点は、次期総合5カ年計画の推進に向けた財源の重点配分、成果が上がる事業の構築、地域課題の解決と地域振興、財政の健全化としているところでございます。

次に、村の予算編成に当たって、基本方針について申し上げます。

超少子・高齢化による人口減少や経済の見通しの不透明な中ではありますけれども、平成30年度は第5次長期振興計画後期基本計画が始動しておりまして、5カ年計画であります「日本一住みたい村づくり」の計画の1つとして、

- ①子育て・健康・福祉
- ②農業、工業、商業、観光・雇用
- ③教育・文化
- ④安全・安心・快適
- ⑤環境保全・生活基盤
- ⑥自治・協働・交流

の6つの分野の施策の展開の実現を図ることによりまして、将来に目を向け、持続可能な村の発展と住民福祉の向上に資する取り組みを積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、村が真に担うべき事業を集中と選択をいたしまして、限られた財源を有効かつ合理的に活用し、より質の高い行政サービスが提供できるよう、村政の実現を目指します。

また、創意と工夫で最大の効果が得られるよう住民の皆さんの参画をいただきまして、職員の英知を結集して、元気で豊かな村づくり、日本一住みたい村づくりに取り組んでまいります。

地方創生並びに国が30年度予算の中で重点的に推進するとしている新しい日本のための優先課題「人づくり革命」の実現に向けた人材投資や地域経済、中小企業、サービス業等への対応など、国の動きに敏感に対応できる体制をしきまして、その中で村の活性化や課題解決に積極的に取り組んでまいります。

国・県等からの財源確保が確実な事業を優先させたいと考えています。

いずれにいたしましても、青木村はもとより厳しい財政状況の中、村民の皆さんが将来に夢を持てる先々を見通した施策を、スピード感を持って、年々ふえる社会保障への対応を図りながら住民の皆さんの声をよく反映して、将来を見据えた予算編成をしてまいります。

さて、さきの9月定例会閉会後の本日までの主な行政等の報告をさせていただきます。

9月29日、30日の2日間にわたりまして、青木中学校文化祭第51回こまゆみ祭が開催され、「綺羅～太陽のごとく照らせ青中魂～」のテーマのごとく、きらりと光った多くの場面がありました。意見発表では、招かれた小学生も参加し、交流を深めました。

アイリスセミナーの発表やオーストラリアとの国際交流発表では、自分の意見ははっきり持ち発表する姿に、成長を実感することができました。

伝統芸能の義民太鼓、夫神ささら踊りでは、地元の皆さんの温かい御指導を受け、見事に演じ切ることができました。青木村で育ったことに誇りを持てる大人になったことを確信いたしました。

10月8日、さわやかな秋晴れのもと、村内で最大のイベントの一つであります第41回ヤンレ！いきやしよ運動会が、運動公園総合グラウンドにおいて開催されました。入田沢地区が、全競技において満遍なく得点を稼ぎ、優勝の栄冠を勝ち取りました。入奈良本、細谷など人口の少ない地区も、老若男女、持てる力を出し切って、12地区それぞれ親睦を深め合った運動会となりました。

10月18日、地方創生交付金を活用し、村の企業など官民学金と連携している青木村地域自然エネルギー研究協議会が、リフレッシュパーク青木内において建設していた小水力と太陽光を組み合わせたハイブリッド発電システム「ミライズあおき」が完成いたしました。ラオス人民民主共和国在日大使ヴィロード・スンダーラー閣下をお迎えして、オープニングセレモニーが行われました。

今後、商品化、量産化に向けた改良を進めてまいります。

10月27日、東京で都市公園等コンクール表彰式が行われ、ふるさと公園あおきが、特定テーマ部門で日本公園緑地協会会長賞を受賞いたしました。隣接する道の駅あおきと一体となった人の流れの創出や防災公園としての役割のほかに、公園建設時の植栽やオープン後の花壇の管理など、住民参加型の運営も評価されました。

11月4日から5日、青木村ミニ文化祭が開催されました。

例年に変わらず、多くの皆さんの絵画、書道、陶芸などの力作が並び、村のイベントにすっかり定着いたしました青木村吹奏楽団演奏会も、文化祭を盛り上げてくれました。

また、プロの演奏家によりますバイオリンコンサートや青木村寄席など新しいプログラムもあり、大いに楽しませていただきました。

11月9日、総務省信越情報局長が来村されました。

懇談の中で、大規模災害時における臨時災害FM放送局の開設に対しての情報をいただきました。早速、日本ケーブルテレビ連盟信越本部と開設運用の支援に関する協定を締結いたしました。

11月11日、文化会館において9年ぶりの第15回全国義民顕彰集会IN青木村が、村内外から60名の方の参加をいただき、開催いたしました。

当日は、各顕彰団体からの活動状況の発表後、意見交換会、堀内泰先生による「上田藩における最初の全藩一揆である宝暦騒動」の講演等を行い、盛大のうちに集会を終えることができました。

また、翌12日には、青木村議会義民太鼓保存会の35周年記念として、東日本復興支援和太鼓チャリティーコンサートが開催され、出演者を含め522名の方が参加されました。

11月14日、JA信州うえだ組合長との懇談会があり、大豆乾燥調整施設導入に対して補助要望がありました。

平成30年度以降は、国による米の生産調整や直接支払交付金が廃止されることから、JA信州うえだでは、今後、大豆栽培も生産振興することとし、村に対して大豆選粒・乾燥調整施設の拡大に伴う補助要請がありました。この件は、今議会に補正をお願いしているところでございます。

11月18日から19日、青木村産業祭2017が「発見・体験・交流」をテーマに開催されました。ことしは、ふるさと公園あおきの芝生広場にも会場を拡大し、タチアカネ新そばまつりも同時に開催され、合計1,000食以上のものふるまいを実施いたしました。

また、姉妹都市締結10周年を記念し、静岡県長泉町からお茶のプレゼントの抽せん会もあり、たくさんの方でにぎわいました。

11月21日から、例年どおり、各地区の来年度予算に向けた要望を、現地を回り確認しながらお受けいたしました。道路、河川、水路等合計217カ所に関する要望があり、予算編成作業の中で検討させていただきます。

11月25日、文化会館で子育てフォーラムが行われました。

ことしは、長野県の教育委員であります矢島宏実さんを講師に迎え、子供たちの人権擁護についてお話を伺いました。また、小学校の金管バンドや中学2年生の合唱発表もあり、参加者が120名と、盛り上がった会になりました。

年々、保護者の参加もふえまして、青木村の教育を検証する会として定着してまいりました。

11月30日、地元自治会を対象とした上田地域広域連合の資源循環型施設建設に係る説明会が行われ、私も出席してまいりました。秋和での説明会は約100名の出席をいただき、活発な意見交換を行うことができました。懸案事項でありましたが、まず第一歩を踏み出すことができました。

12月7日、赤ちゃんにんにく新植物工場落成記念式典が、当郷管社地区で開催されました。芽子にんにくから赤ちゃんにんにくへと名称が変わり、新しい水耕栽培用のドームハウスも完成し、今後さらに青木村の6次産業であるにんにく事業が発展していくことが期待されます。

12月10日に、去る8月28日に御逝去された羽田孜氏のお別れの会がありました。

ミスター政治改革と呼ばれた長野県出身の元内閣総理大臣の長年にわたる御功績に心より敬意を表しまして、哀悼の意を持って参列してまいりました。

次に、今回補正予算の主なものを申し上げます。

平成29年度一般会計補正予算（専決）についてであります。専決処分を行い御承認いただくものといたしまして、一般会計第3号で歳入歳出それぞれ590万円を追加し、総額を30億738万9,000円とするもので、これは10月22日に執行いたしました衆議院議員総選挙に係る執行経費でございます。

平成29年度一般会計補正予算（第4号）につきましては、一般会計補正予算（第4号）、歳入歳出それぞれ8,874万3,000円を追加いたしまして、総額を30億9,613万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金といたしまして135万9,000円、防災・安全交付金162万5,000円、松林健全化推進事業費等で731万2,000円、前年度繰越金で7,919万1,000円、雑入では8月22日に発生いたしました水道事故断水に伴う業者の補償金といたしまして、100万9,000円でございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、職員派遣負担金といたしまして365万円、社会保障・税番号制度システム改修委託料136万円、介護保険特別会計への繰出金といたしまして、法改正に伴うシステム改修138万2,000円、臨時福祉給付金支給事業費の確定によります国庫返還金といたしまして167万3,000円、保健衛生総務費積立金は、青木診療所施設等整備基金積立金といたしまして3,000万円、大豆選粒施設導入事業補助金49万2,000円、需要に応える園芸産地育成事業補助金といたしまして70万円、松林健全化推進事業伐倒駆除に1,174万9,000円、保全松林健全化整備に328万円、松くい虫防除薬剤処理に85万9,000円、

林道補修材料費に105万9,000円、商工貯蓄共済融資保証料の補助金といたしまして110万円、消防法令改正に伴う横手キャンプ場消防設備修繕費用といたしまして54万7,000円、道の駅東村松国道北2号線道路改良と田沢温泉バイパス道路新設工事の測量設計費用といたしまして405万円、橋梁維持費工事請負費は国庫補助交付金が見込めないことから、250万円の減額といたしました。

教育費では、教育指導費扶助費に平成30年度新入学児童・生徒の入学援助費といたしまして39万3,000円、また、職員の人件費につきましては、人事院勧告に合わせた本補正で計上させていただいております。

以上、提案いたしました議案のうち主な内容を説明させていただきました。詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明をさせていただきますので、御審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

○議長（沓掛計三君） 村長の挨拶が終わりました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、報告第1号について御説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

1. 平成29年度青木村一般会計補正予算（第3号）。

平成29年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

それでは、予算書のほうをごらんいただきたいと思います。

平成29年度青木村一般会計補正予算（第3号）。

平成29年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億738万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月10日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

この補正につきましては、平成29年10月22日執行されました衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の投票に係る予算を専決したことによる報告でございます。

それでは、5ページをごらんいただきたいと思います。

2 歳入。

款13国庫支出金、項3委託料、目1総務費委託料に590万円を追加し、600万円とするもので、節2選挙費委託金の衆議院議員選挙費委託金が国より交付されております。

続いて、6ページになりますが、6ページから7ページに歳出の内容が記載されております。

款2総務費、項5選挙費、目40衆議院議員選挙費に新たに590万円を計上するもので、内容につきましては、1の報酬から次のページ、7ページの18の備品購入費までの内容になっておりますが、これは事前の準備を含めまして、期日前投票それから当日の投開票事務にかかわる経費が計上されております。

内容については、記載のとおりとなっておりますので、省略をさせていただきます。

次に、8ページをお願いいたします。

給与費明細書となっております。1特別職の比較の欄をごらんいただきたいと思います。その他欄の特別職に、職員数が95人、報酬額が112万9,000円の増となっております。内容についてですが、歳出の節1の報酬のところ、投票管理者を初めといたしまして、特別職に係る人件費が内容となっております。

続いて、9ページをお願いいたします。

2一般職（1）総括の比較の欄に記載されております職員手当240万円の増につきましては、役場職員に係る超過勤務手当が内容となっております。

以下につきましても記載のとおりですので、省略をさせていただきます。

以上、報告第1号について御説明申し上げます。

よろしく御審議のほう、お願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第4、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第1号について御説明申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

平成29年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年青木村条例第9号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項第1号中、100分の85を100分の95に改め、同項第2号中、100分の40を100分の45に改める。

別表1を次のように改める。

以下につきましてですが、行政職の給料表が記載されております。

最後のページをごらんいただきたいと思います。条例の一部改正の概要について記載をしておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

ことしの給与改正につきましては、国の人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づきまして、国・県が平成29年4月にさかのぼって実施する給与制度の見直しを踏まえて、村においても実施するものでございます。

給料表は平成29年4月1日よりさかのぼり、県の給料表を適用いたします。

平均で0.2%の引き上げの内容となっております。また、勤勉手当につきましては、支給月額を0.1カ月分、ただし再任用職員は0.05カ月分を引き上げるものでございます。

したがって、勤勉手当の支給割合について、再任用職員以外の職員を12月で0.85から0.95、0.1カ月引き上げ、施行期日を平成29年12月1日とするものでございます。また、再任用職員につきましては、12月分で0.4から0.45、0.05カ月引き上げ、施行期日は同様とするものでございます。

以上、議案第1号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第2号の上げ、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第5、議案第2号 青木診療所施設等整備基金条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いします。

議案第2号 青木診療所施設等整備基金条例（案）。

平成29年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いします。

青木診療所施設等整備基金条例。

（設置）

第1条 村民が安心できる地域医療の充実と健康寿命の延伸を図るため、村唯一の医療機関である青木診療所の質の高い専門的な医療の機能を有する機器及び施設等の整備資金として、青木診療所施設等整備基金（以下「基金」という）を設置する。

（積み立て）

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、予算の範囲内で村長が定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（振替運用）

第5条 村長は、財政上の必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め

て基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

今回のこの条例につきましては、村民の皆さんが安心して生活ができる地域医療体制を確保し、村唯一の医療機関でもあります青木診療所の診療科の充実と、医療機器の強化を早期に進める上で、医療機器の導入、建物等施設の整備に、村として財政支援を図るものでございます。

その原初として基金を設置し、医療体制が促進されるよう努めるものでございます。

以上、御審議いただき、御決定いただけますようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第6、議案第3号 寄附採納についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 議案第3号 寄附採納について。

次のとおり寄附の申し出があったので採納することについて議会の議決を求める。

記、寄附者、上田市中央2丁目16番26号、米津福祐氏。寄附物件、油彩「家族」（150号）1点、青木村郷土美術館備品として。

平成29年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

この米津さんは、上田のささやの主人でありまして、二期会の審査員も務めておる方です。先ごろ、東御市に雷電の油絵を数点寄贈された方でもあります。

以上であります。

よろしく御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第7、議案第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第4号についてでありますけれども、これは固定資産評価審査委員の選任について、お願いするものでございます。

人事案件でございますので、慣例に従いまして、最終日に改めて提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第8、議案第5号 上田地域広域連合規約の変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第5号について、御説明申し上げます。

上田地域広域連合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項本文の規定により、上田地域広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月12日、青木村長、北村政夫。

次のページから規約の改正案が載っておりますが、概要について口頭で御説明をしたいと思います。

この提案の趣旨につきましては、上田地域広域連合におきまして、平成30年から34年までの5カ年計画で策定作業を進める中で、規約の変更手続を進めております。

このため、構成市町村に対しましても、地方自治法の定めによりまして所要の手続が必要となり、今回提案をさせていただくものでございます。

変更の内容について申し上げます。

規約において処理する事務を規定する第4条について、広域的な土地利用の調整は県が行っていること等を考慮いたしまして、第1項中第3号の関係市町村の土地利用計画の調整に関する事務を廃止するものでございます。

また、もう一つに、電子自治体の運用推進等の上田地域の情報化に関しまして、一定の役割が終わったことから、第9号の地域情報化に関する事務を廃止するものでございます。

あわせて、第5条に規定をされております広域計画の項目につきましても、同様の改正を行うものです。さらに、別表の改正につきましては、第4条の規定に従って、所要の改正をさせていただくものでございます。

最後に、この規約は平成30年4月1日から施行するものとなっております。

以上、議案第5号について御説明申し上げます。

御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第9、議案第6号 平成29年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については井古田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については各担当課長及び教育長よりお願いします。

最初に、井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第6号について御説明申し上げます。

平成29年度青木村一般会計補正予算（第4号）。

平成29年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,874万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,613万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

6 ページをごらんいただきたいと思います。

2 の歳入になります。一括して御説明申し上げます。

款13国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金に135万円を追加し、5,401万4,000円とするもので、節 1 総務管理費補助金は社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、マイナンバーシステムの整備補助金を住基台帳システム改修費に10分の10充当するものでございます。

目 2 民生費国庫補助金に46万円を追加し、1,938万3,000円とするもので、節 1 社会福祉費補助金は、介護保険事業補助金で、介護保険法改正に伴うシステム改修補助金の内容です。

目 4 土木費国庫補助金は、162万5,000円を減額をし、391万9,000円とするもので、節 1 土木費補助金、防災安全交付金で、補助事業費の減に伴うものでございます。

款13項 3 委託金、目 2 民生費委託金に18万5,000円を追加し、121万8,000円とするもので、節 1 社会福祉費委託金は、基礎年金事務委託金で年金システムの改修に伴うものでございます。

款14県支出金、項 2 県補助金、目 1 民生費県補助金に 3 万8,000円を追加し、1,335万5,000円とするもので、節 1 社会福祉費補助金は、地域福祉総合助成金事業補助金で、通所通園推進事業に対するものでございます。

目 3 農林水産業費県補助金に812万6,000円を追加し、1 億3,486万円とするもので、節 1 農業費補助金81万4,000円については、直接支払う推進事業補助金が11万4,000円、これは経営所得安定対策等推進事務費の補助金として見込みより増でございます。

需要に応える園芸産地育成事業費補助金70万円が、マーケット需要対応力、収益力強化事業に対しまして、2分の1の補助によるものでございます。

節 2 林業費補助金731万2,000円は、松林健全化推進事業544万7,000円で、県単及び緊急対策事業補助金が見込みより増、保全松林健全化整備事業補助金186万5,000円は、見込みより増でございます。

続いて、7 ページをお願いいたします。

款18項 1 目 1 繰越金に7,919万1,000円を追加し、2 億9,952万2,000円とするもので、節 1 前年度繰越金が見込みより増となりました。

款19諸収入、項 5 目 1 雑入に100万9,000円を追加し、2,949万6,000円とするもので、節 1 雑入で水道管断水工事に伴う補償料が内容となります。

次に、8 ページをお願いいたします。

3歳出につきましては、各担当より御説明申し上げます。

初めに、各項目に計上されております一般職員の給料、それから職員手当等、共済費につきましては、今回の人事異動または人勧等に伴いまして、人件費の増減となっておりますので、省略、簡略化をさせていただきたいと思っております。

最後に、給与費の明細書がありますので、そこで御説明申し上げます。

それでは総務企画関係について申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費に451万3,000円を追加し、1億7,933万2,000円とするものです。

続いて、9ページをお願いいたします。

節11需用費93万5,000円につきましては、消耗品費28万7,000円が、コピー用紙等の増に伴います増額となります。

食糧費64万8,000円が見込みより増となりました。

節19負担金補助及び交付金365万円は、地方自治法に基づく職員派遣負担金が見込みより増となったものでございます。

目5財産管理費に212万2,000円を追加し、5,916万1,000円とするもので、節11の需用費54万円は修繕料で、庁舎の空調機の修繕料等によるものでございます。

節12役務費22万2,000円は保険料で、公共施設の増加に伴いまして、村有物件の災害共済分担金が増額となったものでございます。

節13委託料136万円は電算機器設定委託料で、マイナンバーに係ります総務省補助事業分として、システム改修委託料が内容となっております。

10ページになります。

目7諸費に12万7,000円を追加し、1,898万5,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金は補助金で、まず防犯灯の電気料補助金が見込みより3万6,000円の増、国際交流事業補助金がやはり見込みより9万1,000円の増となりました。

目8情報通信サービス事業費に48万円を追加し、4,600万円とするもので、節1の報酬31万1,000円は嘱託職員分で見込みより増、節4の共済費16万9,000円は、嘱託職員の社会保険料が見込みによる増となっております。

目9地方創生プロジェクト事業費につきましては、補正額はありませんけれども、節1報酬から節4共済費までが職員の異動等に伴う減額、節13の委託料921万9,000円は地方創生交付金事業の中で、青木村地域自然エネルギー協議会への委託金が増額となり、工事請負費

等の経費を削減して振りかえたものとなっております。

したがいまして、次の節15工事請負費648万円は減額、続いて節18の備品購入費116万7,000円も同様となります。

続いて、28ページをお願いいたします。

特別職と一般職の給与費の明細書となります。

1. 特別職につきましては、比較の欄をごらんいただきたいと思います。職員数5人の増につきましては、農地利用適正化推進委員にかかわるもので、伴って報酬が62万6,000円の増額、また村長等に係る共済費が4万1,000円の増額となっております。

次の29ページをお願いいたします。

2. 一般職につきましては、(1) 総括では職員が3名の増となっております。報酬から共済費までは人事異動及び人勧等に伴う増額、また、職員手当が551万7,000円となっておりますが、その内訳について、その下段に扶養手当から超過勤務手当に分けて記載となっておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

以下、31ページにつきましては記載のとおりですので、説明については省略をさせていただきます。

以上、議案第6号について、歳入全般と歳出の総務企画関係について御説明申し上げます。

御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(杏掛計三君) 小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長(小宮山俊樹君) それでは、税務会計課関係の歳出について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費42万2,000円を追加し、1,440万2,000円とするもので、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、いずれも企業会計等によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

款2総務費、項3徴税费、目1税務総務費210万9,000円を増額し、2,709万1,000円とするものでございます。

節2から節4の共済費まではいずれも給与改定によるものでございます。

節13委託料46万4,000円は、住民税の非課税範囲をめぐる訴訟事件についてでございます

が、私どものほうの勝利でございました。この弁護士費用についてでございます。

以上、税務会計課関係について、御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

11ページお願いします。

款2 総務費、項4 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費19万4,000円を追加いたしまして、2,166万6,000円とするものでございます。

節2 給料、それから節4 共済費につきましては、人事異動等によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費302万9,000円を追加し、7,049万5,000円とするものでございます。

節2 給料及び節4 共済費につきまして、同じく人事異動等に伴うものでございます。

次のページお願いします。

目2 障害者福祉費32万1,000円を追加し、1億3,829万円とするもので、節13 委託料福祉事務支援システム委託料につきましては、福祉医療費現物給付実施に伴うシステムの改修でございます。

節19 負担金補助及び交付金10万円につきましては、障害児が通園に際し、交通費の助成をする事業でございまして、2名分を計上しております。

目3 老人福祉費138万2,000円を追加し、2億3,149万6,000円とするもので、介護保険特別会計への繰出金となっております。

介護保険制度改正に伴うものでございます。

目4 地域包括支援センター費92万1,000円を減額し、1,931万6,000円とするものでございます。

節2 給料より節4 共済費につきましては、人事異動等に伴うものでございます。

次のページをお願いします。

目5 国民年金費31万5,000円を追加し、95万4,000円とするもので、国民年金に係る届け出報告書を電子媒体化による提出とするためのシステム改修となっております。

目7 臨時福祉給付金支給事業費167万3,000円を追加し、1,808万2,000円とするもので、

平成28年度分の国庫補助金清算分となります。

次のページをお願いします。

項2 授産所費、目1 一般管理費27万7,000円を追加し、2,837万4,000円とするものでございます。

節2 給料、節3 職員手当等、節4 共済費につきましては、人勸等によるものでございます。

節8 報償費につきましては、今月27日に青木村授産所の閉所を迎え、支えていただいた方々への記念品を計上させていただきました。

17ページをお願いします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費3,458万円を追加し、8,262万3,000円とするものでございます。

節2 給料より節4 共済費につきましては、人事異動等に伴うものでございます。

節25 積立金、青木診療所施設等整備基金3,000万円を計上させていただきました。

地域医療の充実として、村唯一の医療機関でもある青木診療所の医療機器、建物等の整備に対し、助成のための原資として計上するものでございます。今後、青木診療所の先生方と詳細部分を詰めてまいりたいと存じております。

目3 環境衛生費10万円を追加し、962万6,000円とするもので、合併処理浄化槽清掃補助の5件追加分を計上しております。

次のページをお願いします。

目2 し尿処理費6万4,000円を追加し、8,466万1,000円とするもので、現在、長和町との共同でし尿処理施設を建設しております。その動力制御盤の工事中検査に伴う旅費となります。

項3 上水道費、目1 上水道施設費74万8,000円を追加し、4,116万1,000円とするものです。簡易水道特別会計繰出金が見込みより増となるものです。

以上、住民福祉課関係の補正予算を計上させていただきました。

御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） それでは、建設農林課関係の補正予算の概要を御説明申し上げます。

18ページをごらんください。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費ですが、97万1,000円を追加し、621

万3,000円とするもので、節1報酬は、改選により増となりました農業委員1名並びに最適化推進委員4名分62万6,000円を追加でお願いするものでございます。

節9旅費の2万5,000円ですが、同じく農業委員1名と最適化推進委員4名分が増となりましたので、研修旅費5名分をお願いするものでございます。

節11需用費の消耗品ですが、こちらも委員等の増に伴う農業新聞代並びにバッジ、手帳、帽子などの購入による増でございます。

節13委託料24万9,000円は、農地地図システムの地番図等を最新の状態に更新するための委託料を、ここでお願いするものでございます。

目2農業総務費は446万円を追加し、2,450万2,000円とするもので、19ページの共済費までは、いずれも人勧及び人事異動による増でございます。

目3農業振興費ですが、119万2,000円を追加し、5,232万1,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金の補助金、共同利用施設設置事業補助金49万2,000円は、JAが新たに導入します大豆の選粒施設に対する補助金でございまして、事業費1億2,300万円の20%を管内市町村で生産数量割合に応じて補助するものでございます。

051の需要に応える園芸産地育成事業補助金は、花卉の生産者組合が導入しますミシマサイコの育苗施設に対する2分の1の補助で、県の採択となりましたので、県の補助70万円をそのまま生産者組合へ補助するものでございます。

20ページへまいりまして、目6生産調整推進対策費ですが、11万4,000円を追加し、161万9,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金の負担金は、農業再生協議会への事務費負担金で、県の補助金の内示額が見込みより増となりましたことから、その分、同額を農業再生協議会へ支出するものでございます。

目8国土調査費ですが、211万1,000円を追加し、1,835万3,000円とするもので、節1報酬151万9,000円は、8月より新規にお手伝いをお願いしております嘱託職員1名分の人件費をお願いするものでございます。

以下、共済費までは職員1名分の人勧等により増でございます。

21ページへまいりまして、項2林業費、目1林業総務費ですが、1万7,000円を追加し、75万5,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金の負担金SGEC森林認証にかかわる毎年の定期料でございます。

目2林業振興費ですが、1,694万7,000円を追加し、8,457万5,000円とするもので、節13委託料の1,588万8,000円は、いずれも松くい虫防除にかかわるもので、002松林健全化推進

事業は県単で150立米、緊急対策事業で290立米、合わせて440立米分、1,174万9,000円でございます。

003保全松林健全化整備事業は、130立米分、328万円で、その下の村単事業分85万9,000円はエリア外の30立米分についてお願いするもので、いずれも全量駆除を目標に伐倒駆除を行うものでございます。

節16原材料費105万9,000円ですが、林道補修材料ということで、さきの台風によりまして既設ヒューム管の径が小さいことにより、沢水がのみ切れずに大雨の都度、林道が荒れてしまう箇所がございます。林田沢と細谷の2カ所に1メートルの大きな径のパイプを埋設するための材料費、計28メートル分をお願いするものでございます。

23ページへまいりまして、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費でございますが、35万円を追加し、2億2,344万5,000円とするもので、人勸に伴う職員2名分の人件費の増でございます。

項2道路橋梁費、目1道路維持費でございますが、44万6,000円を追加し、5,628万9,000円とするもので、節18備品購入費で10万2,000円の減は、辺地地区に導入した除雪機が見込みより安く購入できましたことから、ここで減額をお願いするものでございます。

節22補償補填及び賠償金54万8,000円は、当郷室賀線の道路改良に伴います消火栓等の移転補償工事に係るものでございます。

続きまして、目2道路新設改良費ですが、423万3,000円を追加し、1,091万6,000円とするもので、節2給料から節4共済費までは、職員1名分の人勸による人件費の補正でございます。

24ページの節13委託料ですが、道の駅東側の道路、村松国道北2号線の拡幅工事に向けた測量設計、用地測量業務委託に351万円、田沢温泉のバイパス道路の事業化に向けた測量等業務に54万円、合わせて405万円をお願いするものでございます。

続きまして、目3橋梁維持費ですが、250万円を減額し、802万7,000円とするもので、節15工事請負費、国庫補助事業工事請負費は、今年度、橋梁の修繕で2本分の詳細設計を行いまして、国のお金がつけば、そのうち1本の修繕工事を行う予定で予算化をいたしましたが、国費がつきませんでしたので、次年度以降に実施を見送ったことによる減でございます。

以上、建設農林課関係の補正予算の概要を申し上げます。

よろしく御審議を賜り、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 続きます、商工観光移住課に関する補正予算案の御説明を申し上げます。

21ページをごらんください。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費でございますが、217万円を追加し、999万3,000円とするものでございます。こちら、人事異動等に伴うものでございます。

続きます、22ページです。

目2 商工業振興費、こちらは110万円を追加し、3,468万6,000円とするもので、節19負担金補助金及び交付金で、商工貯蓄共済融資保証料補助金の増額をお願いするものでございます。これは、商工会があっせんする融資につきまして、信用保証協会が行う保証料の一部を村が補助しているものでございますが、融資の件数及び金額が当初の想定よりも上回って補助額が必要となるものですので、増額をお願いするものです。

次の目3 観光費でございますが、56万5,000円を追加し、1,709万1,000円とするもので、節3 職員手当等につきましては、人事院勧告によるもの、節11 需用費でございますが、こちらは消耗品12万円と修繕料42万7,000円の増額をお願いするものです。

こちらの節11 需用費でございますが、こちらは横手キャンプ場が、平成11年から簡易宿舎として旅館の許可をとっているわけでございますが、こちら消防法令の改正によりまして、従来は300平米以上の旅館等が対象であったものが、面積要件がなくなり、全ての旅館に設置が義務づけられたものです。このため、防災カーテン、それから自動火災報知機等の設備を設置する必要が生じまして、こちらの工事費等を増額補正でお願いするものでございます。

以上、商工観光移住課関係の予算を申し上げます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 多田保育園長。

○保育園長（多田治由君） それでは、保育園関係の歳出について御説明を申し上げます。

ページで、15ページをお願いいたします。

款3 民生費、項3 児童福祉費、目4 保育所費で256万3,000円を追加し、1億2,310万2,000円とするものであります。節1の報酬につきましては、職員の異動に伴いまして報酬169万1,000円を追加するものです。

節2の給料から節4 共済費までにつきましては、職員9名についての人件費でありまして、給料が12万1,000円の増、職員手当11万8,000円の減、共済費66万9,000円の増でありまして、給与改定及び実績に伴いまして、補正をお願いするものであります。

以上、保育園関係について御説明を申し上げます。

よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 次に、教育委員会関係についてお願いします。

16ページをお開きください。

款3民生費、項3児童福祉費、目5児童福祉施設費でございますが、3万1,000円を減額し、合計1,052万円といたしました。これは、職員の社会保険料と雇用保険料の減に伴うものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費でございますが、121万2,000円を増額し、合計3,923万9,000円といたしました。これは、人事院勧告等による補正でございます。

続きまして、25ページ。

目3教育指導費でございますが、39万3,000円を増額し、合計1,831万9,000円といたしました。

節20の扶助費の増は、準要保護等児童生徒就学援助費の増で、来年度に小学校と中学校に入学する準要保護家庭の新入学準備金を3月中に前渡しするための増額でございます。

続いて、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、20万5,000円を増額して、4,345万3,000円といたしました。主なものは次のページの節18備品購入費の増で、道徳の指導書購入の費用でございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、37万3,000円を増額し、合計5,042万3,000円といたしました。

内訳ですが、節1の報酬の減は人事異動によるものであります。

節2給料、節3職員手当、節4共済費の増減は、人事院勧告等によるものでございます。

節11需用費の増は、教室棟の屋根の雨漏りの修繕費でございます。

続いて、27ページをお願いします。

節13委託費の増は、印刷機の保守点検委託料の増でございます。

項4社会教育費、目4文化財保護費でございますが、8万5,000円を増額してあります。これは、日吉神社の文化財案内看板の修繕費でございます。

目6美術館費でございますが、22万6,000円を増額いたしました。

節11需用費の増で、入り口の自動ドアの修繕費でございます。

教育費は以上でございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第10、議案第7号 平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、よろしく申し上げます。

議案第7号 平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,133万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

5ページお願いします。

2 歳入。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料13万7,000円を追加し、8,669万5,000円とするものでございます。現年度分水道料につきましては、断水による水道調整分として増となります。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金74万8,000円を追加し、4,103万2,000円とするものでございます。見込みより増とするものです。

款5 諸収入、項2 雑入、目1 雑入133万4,000円を追加し、133万5,000円とするものでございます。これにつきましては、断水による復旧費用の負担としていただくものでございます。

次のページをお願いします。

3 歳出。

款1 運営管理費、項1 総務費、目1 一般管理費94万4,000円を追加し、1,281万8,000円とするものでございます。節2 給料から節4 共済費につきましては、人勸等によるものでございます。

節19負担金補助及び交付金65万2,000円、水道施設災害等負担金につきましては、断水に伴い給水復旧に係る近隣市町村の経費負担分となっております。この8月22日に起きた断水に伴うものでございまして、給水車15台分、タンク車2台、給水袋247枚、飲料水1,808本、ほか燃料費等の負担でございます。

款1 運営管理費、項2 施設管理費、目1 維持管理費127万5,000円を追加し、4,882万4,000円とするものでございます。

節11需用費、消耗品費、給水袋が主なものでございます。

節16原材料費、量水器につきましては、メーター器2基を追加するものでございます。

次のページをお願いします。

款1 運営管理費……同じ項目でございます。

項2 施設管理費の関係で、節18備品購入費につきましては、これは水道施設用の水中ポンプ100ボルト用1台、200ボルト用1台、また発電機100ボルト用1台の経費のものでございます。

以上、給与費等につきましては、以下、一般会計に準じておりますので省略させていただきます。

御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第11、議案第8号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、議案第8号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算（第2号）をお願いします。

平成29年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,822万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

5ページをお願いします。

2 歳入。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金14万円の減額でございます。前年度繰越金でございますが、見込みより減となるものでございます。

款7諸収入、項1雑入、目1雑入314万円を追加し、1,314万円とするものでございます。消費税還付金として、見込みより増となるものでございます。

次のページをお願いします。

款1建設事業、項1建設事業、目1簡易水道建設事業費300万円を追加し、1億2,822万9,000円とするものでございます。

節13委託料につきまして、統合整備事業竣工式典委託料でございます。統合整備5カ年計画が本年度完了するために、それに伴う式典に伴う経費として計上させていただきました。

節15工事請負費250万円につきましては、統合整備本年度で完了でございますが、軽微な土どめ、給水管等の配備につきまして軽微なものの経費を計上しております。

以上、御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第12、議案第9号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いします。

議案第9号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,566万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

5ページをお願いします。

2 歳入。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 下水道使用料13万2,000円を追加し、6,467万3,000円とするものでございます。

断水に伴う下水道使用の増加分でございます。

款6 諸収入、項2 雑入、目1 雑入14万2,000円を追加し、14万3,000円とするものでございます。断水に伴う人件費充当分でございます。

次のページをお願いします。

3 歳出。

款1 下水道費、項2 公共下水道管理費、目1 公共下水道管理費27万4,000円を追加し、1億164万7,000円とするものでございます。

節2 給料より節4 共済費までにつきましては、人勧等による増加分でございます。

事項の給与費明細書につきましては、一般会計に準じておりますので省略をさせていただきます。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第13、議案第10号 平成29年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いします。

議案第10号 平成29年度青木村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度青木村介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,950万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

5 ページをお願いします。

2 歳入。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目4 その他一般会計繰入金138万2,000円を追加し、1,655万3,000円とするものでございます。

事務費等繰入金につきまして、介護システムの改修に伴う繰り入れが増となったものです。次のページをお願いします。

3 歳出。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費93万1,000円を追加し、426万4,000円とするものでございます。節13委託料につきましては、介護更新認定期間等の介護制度改正に伴うシステム改修でございます。

款5 地域支援事業、項3 包括的支援事業・任意事業費、目3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費45万1,000円を追加し、140万1,000円とするものでございます。

節13委託料につきましては、平成30年度からの報酬改定に対応し、また、地域包括支援システムの改修となっております。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

◎請願第1号の上程、説明

○議長(沓掛計三君) 日程第14、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書についてを議題といたします。

紹介議員がありますので、坂井弘議員の説明を求めます。

○2番(坂井 弘君) それでは、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願

書の紹介議員として、請願の紹介、提案をいたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書。

2017年11月25日。

青木村議会議長、沓掛計三殿。

請願者、青木村田沢92、青木小学校内、青木村教職員組合、代表者、下島美穂、紹介議員、坂井弘。

〔請願事項〕

平成30年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

〔請願理由〕

義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るために義務教育費国庫負担制度が1953年（昭和28年）に成立しました。それまで県・市町村の負担であった学校の教育活動費、人件費を含む必要経費が国の負担となり、教育の機会均等が保障され教育条件の差がなくなり、保護者負担も大きく減りました。

しかし、1985年から政府は教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、2006年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、減らされた国庫負担金は一般財源として地方に交付税のかたちで配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。今後さらに3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度廃止も含めた検討がなされる可能性もあります。

この制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図る制度として現行義務教育制度の重要な根幹をなしています。国が財政的な責任を果たさなければ、都道府県、市町村による教育条件格差ができてしまい、住んでいる地域によって教育の質に差ができる事態が生まれかねません。

私たちは、自治体の財政力によらず子どもたちが等しく教育を受ける権利を保障するために義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充すべきであり、国庫負担率を3分の1から2分の1へ再び戻すべきと考えています。教育水準の維持・向上を図り、県や市町村の財政状況によ

る教育格差が広がらないよう、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の採択をお願いいたします。

以上の請願内容ですが、紹介議員として若干補足説明をさせていただきます。

最初に、請願者についてですが、請願団体は青木村教職員組合であり、青木小学校、中学校の先生方が加入している教職員団体です。代表者下島美穂さんは、その執行委員長を務めていらっしゃいます。

本請願は、昨年も同時期に宮下議員が紹介議員となって請願され、全員賛成にて採択されております。義務教育費国庫負担法は、義務教育について義務教育無償の原則にのっとり、国民の全てに対してその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的に、1953年に成立、施行された法律ですが、請願理由にあるとおり、1985年以降、国庫負担を削減もしくは対象項目を一般財源化したりするなど、制度改悪の歴史をたどってまいりました。この動きに行き、義務教育費国庫負担制度を堅持しようとする取り組みが、青木村教職員組合を初め、その上部組織である長野県教職員組合を活動母体として、県下各地で年々続けられてきたものです。

国の平成30年度予算編成に当たり、昨年に引き続き、改めて本請願がなされました。教育の機会均等とその水準の維持向上を図る上で、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国庫負担率を3分の1から2分の1に復元することは大変重要なことであり、本請願の願意は妥当なものであると判断されることから、本議会において採択されますようお願いし、本請願の紹介、提案といたします。

◎請願第2号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第15、請願第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書についてを議題とします。

紹介議員であります坂井弘議員の説明を求めます。

○2番（坂井 弘君） 請願第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書の紹介議員として、請願の紹介、提案をいたします。

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書。

2017年11月25日。

青木村議会議長、沓掛計三様。

請願人、青木村田沢92、青木小学校内、青木村教職員組合、下島美穂、紹介議員、坂井弘。

【請願趣旨】

1 どの子にもゆきとどいた教育をするために、国の責任による35人学級の計画的推進と教育予算の増額を求める意見書を、政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

2 国の複式学級の学級定員を引き下げるよう求める意見書を、政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

【請願理由】

2011年、衆議院・参議院ともに全会一致で義務教育標準法が改正され小学校1年生に35人学級を導入することが決まりました。あわせて附則で小2以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると決めました。しかし、翌年の2012年には法改正ではなく加配で小2を35人学級としました。その後は改善がなされていませんが、2017年の法改正での附帯決議では、学級編成の標準を35人に引き下げるなどが特段の配慮をするものとされています。

長野県では2013年に30人規模学級（35人基準）を中学校3年生まで拡大し、これで小中学校全学年35人学級となりました。しかし、義務標準法の裏付けがないため、国の加配等を利用しながら予算的にやりくりしているために、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場において、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせません。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要があると考えます。

国が義務標準法を改正することにより計画的に35人学級をすすめていくことで、学級増にともなって増える教員を正規で配置することができるようになります。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げるのが大切であると考えます。

国は財政の逼迫を主張しますが、日本の教育予算の水準はOECD諸国の中で最下位レベルであり、他のOECD諸国並みに教育予算を増やすことで、35人学級を実現することは十分可能です。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただくようお願いいたします。

以上の請願内容であります。紹介議員として補足説明をさせていただきます。

請願人はさきに紹介、提案いたしました請願第1号と同じく、請願団体は青木村教職員組合、代表は、執行委員長を務めていらっしゃいます下島美穂さんです。

本請願も、請願第1号と同じく、青木村教職員組合の上部組織であります長野県教職員組合を活動母体として、県下各地で毎年続けられてきているものです。学校教育における学級定員を引き下げる運動は、国民的な教育運動として長年にわたって取り組まれてまいりました。学校現場やその周辺では、学級定員を引き下げ、教育条件整備、教育予算の増額を求める教育署名が毎年取られ、自治体、各議会から上げられる国に向けた請願と相まって、45人学級から40人学級へ、さらに35人学級へと学級定員が一步步引き下げられ、改善されてきた歴史があります。

請願理由にもありましたとおり、現在、国による35人学級は、義務教育標準法で小1まで、加配で小2まで導入されていますが、小3以降は40人学級のままであります。これに対し、長野県では県独自の措置として、中学3年までの35人学級が実施されています。国で措置されていない分は、長野県の持ち出しとなります。さらに、青木村では、小2までの30人学級を村単独予算で実施しています。具体的には、青木小の現在の2年生は、県の措置では1学級になるところですが、村単独加配によって2学級になっています。しかし、3年生からは加配措置が外れるため、1学級となります。国で、35人学級が全学年で措置されるようになれば、県では30人学級が導入され、村単独措置をしなくても済むようになるといった見通しを持つこともできます。

国の責任による35人学級を実現することは、行き届いた教育を実現する上で必要不可欠です。

よって、本請願の願意は妥当なものであると判断されます。なお、さきの請願1号並びに本請願2号ともども、県議会においては既に6月議会において採択され、6月30日付で、義務教育の充実を求める意見書が送付されておりますことを申し添え、本議会においても採択されますようお願いし、本請願の紹介、提案といたします。

◎平成29年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第1号）の報告

○議長（沓掛計三君） 続きまして、日程、議案にはありませんが、平成29年度青木村社会福祉協議会会計補正予算について報告いただきます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いいたします。

平成29年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第1号）。

平成29年度青木村社会福祉協議会会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,203万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、三澤二男。

5ページをお願いします。

2 歳入。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金50万円を追加し、150万円とするものでございます。繰越金見込みより増とするものでございます。

次のページをお願いします。

3 歳出。

款2事業費、項8くつろぎの湯運営費、目1くつろぎの湯運営費補正額50万円を追加し、1,471万5,000円とするものでございます。

節11需用費、修繕料につきましては、くつろぎの湯のボイラー修繕、また真空ヒーター修繕、ろ過ポンプ修理が主なものでございます。

以上、社会福祉協議会補正予算の報告とさせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（沓掛計三君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、議員の皆さんは、この後、全員協議会を開きますので、議員控室のほうへお願いします。10時50分から開かせていただきます。

散会 午前10時40分

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日（木曜日）

（ 第 2 号 ）

平成29年第4回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成29年12月14日(木曜日) 午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員(10名)

1番	宮入隆通君	2番	坂井弘君
3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	沓掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北村政夫君	教 育 長	沓掛英明君
参事兼 総務課長 兼 事業推進 室長	井古田嘉雄君	建設農林課長	片田幸男君
住民福祉課長 兼 保健衛生長	花見陽一君	教育次長兼 公民館長	横田孝君
保 育 園 長	多田治由君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山俊樹君
建設農林課 長補佐兼 建設係長	宮下剛男君	商工観光移住 課長	新津俊二君
住民福祉課 長補佐兼 上下水道係長	若林喜信君	住民福祉課 長補佐兼 地域包括支援 センター長	宮澤章子君
住民福祉課 住民福祉係長	上原博信君	建設農林課 農業振興係長	奈良本安秀君

税務会計課 資産税係長	高柳則男君	総務企画課 課長補佐兼長 総務係	稲垣和美君
総務企画課 企画財政係長	小林利行君	税務会計課 住民税係長	早乙女敦君
総務企画課 事業推進室長	塩澤和宏君	総務企画課 庶務係長	小林宏記君
教育係長	横沢幸哉君	建設農林課 国土調査係長	小林義昌君

事務局職員出席者

事務局長	井古田嘉雄	事務局員	稲垣和美
------	-------	------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（沓掛計三君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の一般質問には村民の皆様の傍聴もいただいておりますので、よろしく申し上げます。
また、中学3年生が社会科の公民の授業として傍聴に訪れることになっております。それに
伴い、役場の広報の担当職員がカメラで撮影したいということですので、皆さん、御了承を
申し上げます。

◎議事日程の報告

○議長（沓掛計三君） 本日は、平成29年第4回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっ
ております。9人の議員が一般質問を行い、終了後散会といたします。

◎一般質問

○議長（沓掛計三君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で
行っていきます。

質問者並びに答弁をお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてく
ださい。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。質問
時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

それでは、質問に入ります。通告順に登壇をお願いします。

◇ 堀内富治君

○議長（沓掛計三君） 9番、堀内富治議員。

[9 番 堀内富治君 登壇]

○ 9 番（堀内富治君） 9 番、堀内富治でございます。

きょうは、3 件について一問一答方式で質問をしてみたいです。村長並びに関係課長の答弁をよろしくお願いを申し上げます。

まず、第 1 点でございますけれども、少子高齢化に対する取り組み状況と点検について質問をしてみたいです。

少子化という言葉が使われるようになりましてから、もう 10 年ぐらいになるかと思っておりますけれども、少子化は簡単に解決できる問題ではないというふうに考えておりました、大変な問題であると考えております。高齢化は、団塊の世代の皆さんが全て後期高齢者以上になるのが、もう間近であろうというふうに考えておりました、一気に高齢化が進行してものだろうというふうに考えているところでございます。

青木村の動向を調べてみましても同様であります。青木村では、村長を中心として一生懸命努力されております。また、花見課長も少子化担当課長として幅広く活動を進めておるといふふうに承知をしておるところでございますが、なかなか思うような効果が出てまいりません。大変寂しさを感じざるわけでございますが、村長にお伺いします。この辺の状況について今どのようにお考えになるかお聞きしたいと思います。

○ 議長（沓掛計三君） 北村村長。

○ 村長（北村政夫君） 御質問にありましたように、少子化・高齢化は、一歩たりとも、1 時間たりとも待てない喫緊の課題であるというふうに思っております。少子高齢化は、青木村の場合、超がつく超少子高齢化になっているというふうにおもいまして、いろいろ施策に取り組んでいるところでございます。特に、人口動態で自然増減と社会増減がありますけれども、社会増減は、昨年度のデータでは 19 名プラスになっております。それから、小学校各学年、この子供たちが 0 歳児のときと、今小学校 1 年から 6 年までありますけれども、各学年の平均のプラスは 9 名となっておりますので、そういった移住政策、社会増の成果も一定にあらわれているというふうに思っております。

若い人たちをふやすために、婚活、結婚、妊娠、出産、育児、教育、こういった切れ目ない施策の連携をとること。それから、高齢者対策については、地域包括支援センターを役場の中に設置いたしまして、保健師による介護予防の活動等々をいたしております。

○ 議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○ 9 番（堀内富治君） 村長も、分析されました資料を中心にして説明がありました。私もち

よっと調べてみますと、毎年人口は50人から60人ぐらい減少をしている。こういう状況になっておりまして、29年度を調べてみますと、出生数が17名、こういう数字になるわけがあります。なお、亡くなられました皆さんは76名というようなことですので、この差が毎年おおむね60人ぐらいは出ておると、こういうふうに考えておるところでございます。60人となれば大変な状況であるわけですが、長和町の皆さんとお話をしますと、長和町はもっと大変だと、こういうことも伺っておるわけですので、大変心配をしておるところでございます。

今村長からもありましたけれども、保育園児の内容につきましてもいろいろ調べてみますと、大きな差はありませんけれども、若干、経過的には減少傾向にあるのではないかと、こんなふうに考えておるところであります。

いろいろと課題がありますけれども、先日、子育てサポータークラブ発行の子育てハンドブックという資料を読ませていただきました。大変細かく、詳細にわたりまして整理をされて発行されておるわけですが、こんなことをしっかりと実行していかなければいかんだろうというふうに考えておるわけでありまして。今村長も、結婚相談等の問題につきましては、非常に真剣に取り組まれておる点がありますけれども、私は、この辺で、将来的にどうあるべきか、こういう課題の整理をしながら、青木村でしかできない、そういう施策を整理しながら実行していく必要があるのではないかと、こんなふうに考えておるわけでありまして。結婚の問題、それから就労の問題、出産の問題、子育ての問題、果たしてこのことが順調にできておるのか、こんな点も検証しなくてはいけないというふうに考えております。このような一連の支援対策が円滑にできているのか、村長の感じで結構でございますが、お考えをお伺いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 結婚、就労、子育て、こういうことを一つ一つということではなくて、いろいろなことをトータル的にやらなくてはならないというふうに思っております。今、財政が大変厳しい村でありますので、いわゆる東京一極集中の是正をする地方創生の流れの中で、補助金をたくさんいただきまして、こういった課題に充てているわけでありまして、就労のことにつきましても、自然エネルギー研究会等を通じてある程度見えてきたかなと思っております。

今堀内議員がお持ちのハンドブックですけれども、長野県の5カ年計画の素案でも婚活がないので、私のほうから意見を言いまして、婚活という言葉も入れていただいております。

こういったことを、子育てを含めて、青木村では、他の市町村に負けないくらい、あるいは、秀でたところがあるような施策に取り組んでいるというふうに思っております。こういった課題を、役場を挙げて、組織を挙げて取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） このような過程の中でも、非常に心配しておりますのは、やはり、若者の結婚でございます。今村長も婚活というお話をされましたけれども、大変長い間、婚活を頑張ってやってこられました。もう何十年も継続して担当されておる方も中にはあるわけでございますが、婚活というところが一番基本になるのではないかと思っております。今日までの婚活の状況と結婚相談員の活動につきまして、私もいろいろと考える点があるわけでございますが、村長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 婚活は、いろいろな人が参画してやっていただきたいというふうに思っております。社会福祉協議会の結婚相談員、人数の出入りはありますけれども、4ないし5名でやっていただいております。四、五年前のデータですけれども、1日に1回の活動でもデータをとっていただきましたが、年間250回をやっております。しかし、結婚相談員の成果を、結婚したからオーケーで、結婚しないからノーだという評価はいかなものかというふうに思っております。家庭でも、子供たちでも、教育でも、いろいろなところで、結婚は強制できるものではありませんけれども、こういうことが社会を支えていく大きなことだという教育から始まっていくべきだというふうに思っております。

成果と言われますと、何をもって成果でありますけれども、お見合いの成果ということでは、本当に何十回となくやっております。ただ、結婚に至ったというのは、毎年1ないし2例かというふうに思います。このところ少し休んでおりますけれども、消防団の皆さんも婚活事業をいたしまして、結婚し、子供のできた方も私も承知しておりますので、こういうことは、幅広く、青木村全員参加でしていかなければならない施策だと思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 内容については理解をしておるつもりでございますけれども、なかなか大変だと思います。どうか、将来に向けてしっかりと立派な方向づけができるように期待をしておるわけでございます。

私もいろいろ本を読んでおるわけでありまして、この問題に対しては、簡単に解決できる問題ではないというふうに考えておりますが、今国も、給食費の無料化ということも

検討されて、新聞等々で拝見させていただいておりますが、国、あるいは県でできるという
ようなことは、それはそれでいいですけども、青木村でしかできないことは何かと、この
ような点はないのか、村長にお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村だけということではありませんけれども、ほかのところでもや
っているかもしれませんけれども、青木村は小回りがきく小さな村でありますので、いろい
ろなところに参画していただきたいというふうに思っています。

例えば、農協の結婚相談員もいらっしゃいます。それから、警察の互助会というんでしょ
うか、共済というんでしょうか、そこにもあります。そういうところと、それから、長和町、
東御市の相談員との連携とか、青木村らしい取り組みもいたしております。これは神頼みで
すから、それが全てではありませんけれども、成人式に、農協がスポンサーになりまして、
入奈良本の恋渡神社の婚活お守りを配布するなど、そういった意識の高揚に努めていかなけ
ればならないというふうに思っております。

青木村らしい取り組みといえ、社会福祉協議会が委嘱しております結婚相談員の皆さん
は、小さい村ですからほとんどのことがわかりますので、きめ細かなことをさらに丁寧によ
っていくことが大切だというふうに思っています。ただ、あの人たちだけに責任を負っていただ
くのは酷な話でありまして、議員の皆さんにもいろいろ参画をいただき、情報をいただく、
そういうこともお願いをしたいというふうに思っています。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 結婚相談員の皆さんは、本当に長い間ご苦労さまでしたと申し上げた
いわけでございますが、また、期待もするところもありますので、いろいろ配慮をお願いし
たいと思えます。

今、国・県、このような話もちよとしたわけでございますけれども、前にも同僚議員か
ら質問があったかと思えますが、青木村だけでできるものは何だろうかということを考えて
みますと、一番無難なのが出産祝金です。これが、1子10万円、2子15万円、3子20万円、
4子25万円と、こういう数字がきちんと提示されて、支払いがされておるわけでございます
けれども、この辺は、青木村としても、ほかに迷惑をかけなく、別に問題なく出せるもので
はないかというふうに考えておりますが、村長、これをもう少し増額できるような体制はな
いものですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今出産をすると、1人について40万円とか50万円かかるというような話を聞いております。ですから、この10万円、15万円というのは非常にわずかではありませんけれども、数年前に5万円ぐらいずつ上げております。今、出産祝金の増額について御質問をいただいたわけですが、全体の事業の中で検討させていただきたいと思っております。

ただ、お祝いの気持ちとして、このお祝金とともに、出生届を出された際には、青木村から記念のカードを出して、そこに写真を張っていただくような、手づくりではありますけれども、そんなこともいたしております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） この辺の増額なら、これは村独自で、単独でできる事項でありますので、村長判断で前向きな対応をお願いしたいというふうに考えております。5万円程度ではなくて、少なくともそれぞれのところに10万円ぐらいは加算できるような形で考えていただきたい、そんなふうに申し上げておきます。よろしくをお願いしたいと思います。

少子化対策も大変でございますが、高齢化対策も、これからの将来の問題として非常に問題があるわけでございます。高齢者対策につきまして質問を申し上げてまいります。

現在、65歳以上の高齢者が1,670人だそうです。それから、高齢化率が36.7%、こういう数字が出ておまして、これはレポートの人も若干入っているようでありますから差し引いて考えなければいかんと思いますが、40%になるのはもう間近でございます。後期高齢化率も19.9%と、このような比率になっているということを先日調べたわけでございますけれども、大変心配をしておるわけでございます。現在の人口の傾向から、今後どのような現象が起きていくかということを考えると、大変心配な事項が大きいわけでございます。この辺の状況について、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 高齢化率、それから後期高齢化率も毎年変わってきてまして、数字を覚えるのに苦労するというか、毎年頭の中を整理していかなければならない状況で、大変残念なことといいたいまいしょうか、厳しい状況だというふうに思っております。

私は、高齢化率といいたいまいしょうか、高齢者人口が減るときは、青木村にとっては大変大きな課題をさらに抱えるというふうに思っております。高齢化率、後期高齢化率もぼつぼつ横ばいになる時期に、一度は伸びて、今横ばいで、その後もう一回高齢化率が伸びて、それから下がる。その下がるときは、私どもはまた違った視点から行政をしていく必要があるとい

うふうに思っております。これはなかなかとめるわけにはいかないのですけれども、少しでもスピードを緩める努力、あるいは、もう少し国民健康保険、医療費等のことを考えると、今回5カ年計画で大きな柱の4つのうちの1つに出しました健康寿命の延伸等の施策を一生懸命やっていく必要があるというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） きのうちからテレビで盛んに放映されておりましたけれども、長野県の女性は全国トップで87.675歳、このような数字が出ました。やはり、これも長生きをされておる。それから、男性が全国で2番目のようございまして、81.75歳ということでありまして、1位から2位になったようですが、こういう数字を見ても、年々高齢者が増加をしている、こういう傾向にあるわけございまして、いよいよ高齢化社会に入りましたというふうに考えておるわけございまして。

これから心配になりますことは、やはり、介護であるというふうに思うわけですね。そこでちょっと調べてみますと、ひとり暮らしの皆さんが、今村内に186人おる、このようなデータも出ているわけございまして。それから、介護者も、居宅介護で195人、それから施設で83人、このような数字もだんだんと出てくるわけございまして、数字が大きくなっていくわけございまして。とにかく、家族で介護するにはし切れない。これもなかなか大変なことだというふうに考えております。この辺の実態について村長にお伺いします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今議員さんがおっしゃられましたように、将来につきましては、やはり、今もおっしゃられましたように高齢者の方が伸びている傾向でございまして。ただ、村としましても、それについていろいろ検討しなくてはいけないところでございまして、やはり、高齢者の方も、本当に健康で長生きしていただきたいというのが一番の願いでございまして、これから高齢者の世帯、また独居老人の方がふえていくわけございましてけれども、それにも増して、それを支える若い世代の方たちのことも考え、若い人たちが住みよい村づくりが、これからはさらに重要になるかというふうに理解しております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 若い人生から、年寄りから、非常に大変な時代に入ったなということを実感しておるわけございまして。ある本に、介護離職が大量発生をする、このような

記事も載っているわけでございますけれども、本当に、介護をしっかりとするならば仕事をやめなくてはいけない、こういう事態まで発生をするわけございまして、この辺の問題も重大な事項ではないかというふうに考えております。

そういう点から、村長を初め、課長には、これから何をすべきか、こういうことを真剣に考えていただきまして、少子高齢化、双方いろいろ問題があるわけございまして、しっかりと方向づけをお願いをしたいというふうに考えております。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） いろいろやらなければならないのですけれども、元気なお年寄りをふやすということで、健康寿命の延伸ということをやった、ことし1年目に入りました。それで、もう一つの課題は、レポートで働く人がなかなか確保できないという話をずっと課題として聞いております。ここで法律が改正されまして、外国人の技能実習制度が2年延長して5年になったということと、少し制度も緩やかになったということでもあります。私の知人にこういうことに詳しい者がおりまして、実務としてやっておりますので、先日青木村に来ていただきました。それで、丸山理事長ほか、上田の大きな介護施設の皆さんにも来ていただいて、外国人の実習生を雇うにはどういうふうにやったらいいかという勉強会を早速開かせていただきました。そういうことで、レポートの課題も解決するための努力をしているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 話は変わりますけれども、将来的に私が心配していることは、認知症の関係でございます。現状、レポートで介護がスムーズにしているうちはいいし、それから、自分のうちで介護ができていうちは全く問題がないと思いますけれども、やはり、私も認知症でありますけれども、こういう人間がどんどんこれからふえてくる、こういう事態に入るわけでございます。レポートだけではカバーできない、この周辺の介護施設だけでは介護できない、こういう状況も発生するだろうというふうに考えております。こんなことを村長は考えておるかお伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先日の新聞に、犬を飼うと心臓病とか認知症が癒やされるというのがあります、私の友達も、村内で、犬を人に配るといいますか、世話をして、そんなことで活躍している友人もいて、本当にありがたいというふうに思っております。セラピーという言葉がありますけれども、いろいろなことで、青木村の人は、大自然とか農業によって、

既に癒やされる場所は持っているかと思いますが、犬や観葉植物を含めて、こういったことで、認知症の予防の新たな取り組みもしていきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 認知症については、ぜひ真剣に考えていただきたいというふうに考えております。

もう1点、高齢者福祉センターというのがあります。これは、現在十二、三人入っているかと思うんですけども、将来的な形を考えると、今レポートに委託をしてありますけれども、このような施設の必要性も感じておりますけれども、お考えはどうかお伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村内には高齢の方のひとり住まいが多くなりまして、担当職員などに聞くと、家事とか栄養とか、安全・安心の面で心配な方も多くなりつつある傾向だという話を聞いております。今のところ、福祉センターの状況を見ていると、たくさんの人が待機している状況ではありませんので、こういった必要性をよく把握しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 将来を見て、十分お考えをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

もう1点お伺いしますが、地域支え合いの会、これはもう何年もたつわけでございますけれども、このような高齢者社会においてどうあるべきかということを考えると、やはり、地域での支え合いということが非常に重要な事項になってきます。今、村内の支え合いの会の仕事の状況を見ますと、非常に活躍されて貢献されている会もありますし、ただ名前だけと、こういう会中にはあるかというふうに感じております。

やはり、高齢化社会に対する地域の支え合いの重要性、それを考えたときに、村内に9つぐらいはあるかと思いますが、そういう支え合いの会の指導と実行力、こういうことについて、村としてしっかり指導しながら、また協力をしてもらいながら進めていくことも重要かと思いますが、ぜひ、村長にこの辺をしっかりと教育、指導、あるいはお願いをしておきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今御質問にありましたように、本当にきめ細かく活動しておられる団体もいらっしゃいます。残りの地区に声をかけて、社会福祉協議会と一緒に、いろいろ、区

長さん、あるいは民生児童委員の方にお声かけをしておりますけれども、地域支え合いという事業や各地区の部分を既にやっておられて、例えば、お茶飲み会だけやっているとか、あるいは、送迎だけやっているというようなところがありまして、必ずしも会をつくらなければならないということではなくて、少し緩やかな、部分的にでもやっていただくところがあれば、それはそれで今のところよしというふうな考え方で、残りの6の地区には思っているところがございます。できれば、こういう会をつくっていただければ一番いいのですけれども、高齢者クラブと内容が一緒になっているところとか、いろいろあります。今後は、各地区の状況を見ながら、指導といたしましうか、お願い、あるいは支援をしてみたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） いろいろ課題はあるかと思っておりますけれども、少子化、それから高齢化、こういう問題につきましては、非常に村としても大変な事項だと思っておりますが、しっかりと村長を中心に実行されますよう期待を申し上げておきます。

次に、道の駅の関係でございますけれども、道の駅あおきの運営と推進対策についてということで質問をしてみたいと思います。

道の駅あおき拠点化プロジェクトの施設関係につきましては、だんだんと建設をされまして、来年の3月末にはほぼ完成だというふうにお伺いしておるわけでございます。あれだけの仕事が早期に立派に仕上がっていくことにつきまして、村長並びに関係者の皆さんに敬意を申し上げたい。本当にご苦労さまでした。

直売所も4月28日にグランドオープンしました。それから、食堂はそばまつりと合わせて11月1日にオープンをしたわけでございます。来年の3月末には、確実に建設が完了して、総合的に立派な道の駅が完成をするということになっていくかと思っております。事業費は6億9,016万6,000円というような大きな金額でございまして、また、一般財源の中では2億1,000万円余というような金額であり、補助金も有効に利用されておるわけでございまして、大変ご苦労さまでございました。改めて、立派にでき上がります道の駅の運営等々、頑張ってもらおうわけでございますけれども、いろいろと申し上げてまいりたいと思います。

向こうには向こうの組織がありまして、そこで仕事をされておりますけれども、基本的には、村として何をすべきかということをきちんと整理をしていく必要があるだろうということでございます。そんな点で、きょうは、青木村としてはっきりとお願いして、すべきことを明確にしておきたいということで質問を申し上げるわけでございます。

まず、施設の建設の進捗状況、これは計画のとおりかと思っておりますけれども、現状の状況は

どうか、簡単で結構でございますが、片田課長にお伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 道の駅につきましては、議会の皆さんには特別委員会もつくり、御指導、御支援を賜りまして、厚く感謝を申し上げたいと思っております。おかげさまで、補助金もいい補助金がつきまして、3カ年計画を2カ年で終わることができつつありまして、これも感謝しております。県でもいろいろ評価していただきまして、道の駅、各市町村がたくさんつくろうとするところが出てきますけれども、まず青木村へ行って勉強してきたらというお話をいただいているというふうに向っております。知事も大変評価していただきまして、オープン時、来年3月、4月にはぜひ来ていただきたいとお願いをしておりますけれども、前向きな御検討をいただいているというふうに向っております。ありがとうございます。

今の御質問ですけれども、食堂が11月1日にオープンいたしまして、加工施設も竣工を迎えております。3月までには建設中の情報休憩施設、それから市場が完成いたしまして、村の計画はこれで終わります。県に駐車場の整備をお願いしておりますけれども、今年度できるものと、それから、予算との関係で来年にできるものと、最終的には、マツタケの前に、一部残ってしまうかもしれませんが、そんなスケジュールでございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 順調に建設等が進んでおるといようなお話を聞いたわけでございますけれども、最後までよろしくお願ひしたいと思います。

それから、現状の直売所、あるいは食堂の実績、それから課題は何であるか、こんな点についてお伺いをしたいと思います。

本年は、特にマツタケが不作であったというようなことを考えましても、経営状況を考えて大変ではないかという感じもしておりますし、それから、年度末の決算がどのような内容で集計されるか、この点についても心配をしておるわけでございますが、現状を、話のできる範囲で結構でございますから、お伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 道の駅につきましては、昨年4月から株式会社というように進めてきておるところでございますが、今お話にもありましたとおり、この4月に新しい直売所がオープン、そして、11月には新しい食堂がオープンしたということでございます。

直売所につきましては、4月は引越しの期間等もありまして、休業の期間があったわけなんですけれども、4月の売り上げにつきましては、前年の15%増というようなことで、1カ月ない期間の中で1,000万円の売り上げでございました。あと、8月までの間は、前年の1.5倍から1.8倍というような形で推移をしてきてございます。今お話があったとおり、9月がマツタケの不作というようなことで、前年からかなり落ち込んだ状況であったわけなんですけれども、11月にはまた持ち直しまして、前年の1.5倍ぐらいの売り上げを上げている状況でございます。例年、これからの時期は冬場ということで売り上げが落ち込む時期であるわけでございますけれども、このペースでいけば、恐らく1月末には昨年度の売り上げはクリアといいますか、オーバーしてくるのではないかという状況でございます。

また、食堂のほうも順調に伸びてきておりまして、直売所のオープンとの相乗効果もあったかと思いますが、売り上げを伸ばしてきておりました。マツタケが不作であった9月、10月の時期におきましても、食堂は前年に比べると増という状況でございました。10月は、引越等がありまして若干落ち込んだわけでございますけれども、11月の新装オープンと新そばが相まって、過去最高、月540万円を超える売り上げという状況でございます。昨年1年間で食堂の売り上げが3,320万円程度でございましたが、今年度は、4月から11月末で3,200万円弱というような状況でございまして、恐らく、12月末で今年の売り上げを上回って、1月、3月であとどのぐらい上積みができるかというような状況だと認識しております。

いずれも、今お話にありましたとおり、工事を実施しながら、あの駐車スペースに課題を持ちながらの中でございますけれども、好調に推移しているというふうに認識をさせていただきます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それから、会社としていろいろ検討しなければいけない部分もありますけれども、やはり、村としてしっかり対応しなければいけないと思いますが、職員の確保対策、職員体制につきましては、もう1点は、販売品の供給状況と対策です。この辺に対しまして、村としてどのようなお考えを持っておられるかお伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） どの職場も、従業員の体制というのはしっかりやっていかなければいけない部分だというふうに考えます。今の道の駅あおきにつきましても、決して十分であるとは言えない状況だというふうに聞いておりますけれども、各部門がございまして、各部門別の体制の確立のために、会社としても当然努力していただきますし、村とし

でも、できることはしっかりやっていきたいというふうに思います。

あと販売品の供給の状況というようなことでございますけれども、新しい直売所がオープンして以来、会員の売り上げ、いわゆる生産者の売り上げが1.5倍から1.6倍に伸びてきております。これは、地元産の供給量が1.5倍から1.6倍ぐらいに伸びているということを意味しているというふうに理解しております。会員の皆さんの中にも、つくって出せば、これは売れるぞというような手応えをつかんでおられる方も多いと思います。これを引き続きほかの皆さんにもどんどんPRをして、出荷を支えてくれる皆さんをふやしながら、近隣の地域を含めた供給体制の確立を目指しまして、この売り上げを2倍、3倍へと伸ばしていきたい。

あわせて、やはり、来てもらわなくてはいけないと思うんです。来場者をふやす取り組みというのが同時に必要になるかと思えます。今まで10人に1人しか買っていなかったものも、100人来れば10個、1,000人来れば100個売れる可能性があるわけでございますので、この辺は、村各部門が一緒になって、とにかく青木村へ来てもらうような取り組みをもっとやっていかななくてはいけないかなと、そんなふうに考えておるところでございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 人事の関係の問題、それから販売品の供給の問題、重要な課題だというふうに考えております。ぜひ、村のリーダーシップでしっかりと進めていってほしいというふうに期待を申し上げておるところでございます。

それから、店舗内における情報の共有化、これも、ただ道の駅だけの判断云々ではなくて、やはり、村の力もそこに注ぎながら、しっかりと全体が共有できるような、そのような体制づくり、それから実行をお願い申し上げておきたいと考えております。

それから、今後の各施設の利用促進です。これも、当然、その場その場で社長が進めていく事項でありますけれども、しっかりと村として方向づけができるようお願いをしておきたいと思えます。

この辺で、村長、何かありましたらお願いしたいと思えます。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 従来、道の駅は、雇用、農業、観光、そのほかいろいろなことを期待して作成され、村の発展軸の中心にしたいというふうに考えてスタートした事業でございます。直売所、食堂、市場、アトリウム、加工施設、それから、ふるさと公園も一体となる有機的な関係、連携をとって、全体の利用促進を図っていきたいというふうに思います。

土曜日、日曜日に行けば何かイベントをやっているとか、たくさんの催しがあるとか、あるいは、非常に魅力があるとか、新しいものがあるとか、情報が得られるとか、そのような、村の人たちだけではなくて、村外の皆さんにもこういったことを利用していただくためにも、今折り込みのチラシ広告をやっておりますけれども、情報センターを使ったり、メディアの皆さんにお願いをしたりしてやっていきたいと思っております。もう数年すれば、143の青木トンネルができるわけでありますので、そういうことを見越して、この全体のあり方、あるいは、特に駐車場が足りなくなったときの考え方等も、今後を含めて、利用促進のために長期的な計画を立てたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先ほども若干触れましたけれども、とにかく、片田課長のお話ではありませんけれども、しっかりと生産振興対策、こういうことが将来に向けて非常に大事な事項だというふうに考えております。これも、やはり、村として中心となって振興対策を考え、また、供給を増大する、このような仕組みづくりをぜひお願いをしておきたいと思いますが、どんなお考えですか。

○議長（沓掛計三君） 片田課長。

○建設農林課長（片田幸男君） ことし新しい直売所が4月にオープンするという中で、オープン時に地元の野菜でいっぱいになりたいと、そのようなことの中から、冬場ですか、春野菜セミナーということで実施をいたしまして、品ぞろえに御協力をいただいたところでございます。どうしても、これからの寒い時期、特に冬場の品ぞろえということに課題があるかというふうには感じておるところでございます。これは、この地域全体の悩みであるかというふうにも思いますが、現在、来年の春野菜セミナーに向けた準備も進めております。また、農技連のほうであいているビニールハウスをお借りすることができました。そんなことで、そのパイプハウスを使った野菜づくりの研究みたいなことも、こちらのほうで少し指導しながら研究をしていきたいということで、今動いているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ちょっと話は変わりますが、公園の問題でございます。指定管理の仕方です。最終的な指定管理をきちんとしてお願いをしていくということになるかと思っておりますが、その辺のお考え。

それから、施設全体のビデオ化、1カ所であの公園全部を含めてずっと映像が見られると、このような施設化をぜひお願いをしたいということでお伺いしているんですけども、どん

なふうに考えておられるかお聞きします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 公園は、御質問にもありましたように、道の駅株式会社に委託しているわけでありましてけれども、緊急の際には、消防署、消防団、警察等々の皆さんの御協力をいただかなければ管理をできないところもあります。本当にたくさんの人に御利用いただきまして、村外の方々にも御利用いただきまして、道の駅の売り上げにもプラスになってきております。雪のことを含めて、しっかり管理をしまいたいと思っております。

それから、全体の見える防犯カメラにつきましても、警察等と相談して、必要な箇所にはつけることを検討していきたいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 施設もたくさんできてきましたし、人もふえてくるということになれば、防犯という面からも、非常に重要な課題だというふうに考えておりますけれども、ぜひ、そのような方向で実現ができるように期待をしております。

それから、現状の加工施設がございます。今いろいろと問題が出ておるわけがございますけれども、これからの運用等について村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 現在の加工場は、10年余を経まして、ここで一区切りをつけたいということで、加工組合としては前回の総会で決定いたしております。その後、組織のあり方、もう少し自分たちでやりたい人、あるいはお金を得たい人、いろいろありますので、グループごとに、あるいは個人ごとに、加工組合と私どももお手伝いしながらまとめているところでございます。来年5月が年度末ということでございますので、ここに向けてやっております。また、道の駅株式会社でも部分的に引き受けられるもの、あるいは、人も含めてありますので、そういったことも協議をしながら関係者で話し合いをしているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 長い間利用されてまいりましたけれども、まだまだ使える部分があるかと思えます。人の確保も大変だというふうに聞いておりますけれども、さらに有効にこれからは利用できるよう、いろいろと考えていくことが必要ではないかというふうに考えております。現在いろいろと課題がありますけれども、その辺も含めて再質問でございますが、お伺いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今まで加工組合の皆さんには、10年間本当に頑張ってください、梅、パンを含めて、青木村の顔となるものを製造し、販売していただきました。本当に敬意を表したいというふうに思っております。

施設につきましても、まだまだ使わなければならないものはありますし、また、グループ以外でも使いたい方が村内にはいらっしゃいますので、そういうことを活用して、利用率を高める方法を検討していきたいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それでは、3件目の質問をしたいと思います。

企業誘致の考え方と実行でございますけれども、企業誘致につきましては、前村長のころから対応されてきた経過があるわけでございますが、雇用がふえまして村の活性化ができれば、これはすばらしいことであるというふうに考えておるわけであります。社会情勢の変化等もございまして実行できなかったというふうに考えておりますけれども、いよいよ、これから村としても方向づけをし、実行する段階に入ったかというふうに期待をしているところでございます。

しかし、青木村には、農業、工業、あるいは商業と、このような基盤がございます。こういうもの等も考えながら工場誘致ということも考えていかなければいけないというふうに考えておりますが、この辺のことを村長はどんなふうにお考えですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村は、総合的に、農業、工業だけではなくて、商業、観光、それから発生します雇用、そういったものを活性化していかなければならないというふうに考えております。

工業の誘致については、村の経済を牽引する、あるいは雇用の場となるわけであります。私どもは、今、産官民学金の連携によりまして青木村自然エネルギー研究会をつくりまして、村独自の産業の取り組みをしております。それから、もう一つ、ぜひしなければならない課題として、既存の工場の発展です。もっと言えば、青木村から出て行かない努力、こういうことも大事だというふうに思います。それから、もう一つは、今御質問の中にありましたように、新しい工場等の誘致、農業も含めた工場の誘致をしっかりとやっていくということで、いろいろ優遇策を含めて、今検討しているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先日、総務建設産業委員会とほかの議員の皆さんも含めて、上伊那郡

の駒ヶ根市と下伊那郡の豊丘村の大規模に進めておる地域の視察をして勉強してまいりました。いろいろと課題がありますけれども、非常にすばらしいなど、こんな感じをしてきたわけでございます。

駒ヶ根市の有効求人倍率も1.78、それから、豊丘村が1.7という数字が出ておるわけでございます。求人の率が高くなっている、こういう状況でありました。この辺はどこら辺の数字まで行っているか勉強不足で申しわけないわけでございますけれども、非常に高い内容でありました。

村長にお伺いをいたしたいと思いますが、いろいろ事情はあるかと思いますが、企業誘致についての必要性をお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村の人口の維持をしていく、特に、若い人の人口の維持については、最も企業誘致が大事であるということ。それから、村の若い人たちが村から出て行くということではなくて、村内で働いていただくといった環境づくりとして必要ではないかと思っております。

私どもの村にも高度な技術を持った工場もありますし、そんなにたくさんの雇用をしているわけではありませんけれども、公害のないような企業、立派な技術を持っている企業、こういったことを大事にしていくと同時に、企業誘致は、やはり、いろいろな優遇策を持つ、あるいは体制をしく、制度をつくるということと。それからもう一つは、やはり、トップセールスです。私が既に始めておりますけれども、やはり、村長の名刺を持っていくというのが相手に対する信頼関係の構築にもなりますので、トップセールスも含めて、もっと積極的にやっつけていかなければならないというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 誘致につきましては、前向きに考えているというふうに思っております。所期の目的が確実に達成できることが非常に重要な事項ではないかと考えておるところであります。

先日の視察の中でも、従業員の地元からの雇用、それから地元への移住等、完全ではなく、企業の内容によってはいろいろと異なり、非常に課題があります。こういうことが言われたわけでございますけれども、青木村ではそういうことのないようにきちんと進められるかと思いますが、この辺の考えておられる事情についてお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 企業の誘致にはやらなければならないことがたくさんありまして、優遇策、体制は先ほど言いましたけれども、やはり、用地の確保です。向こうへの優遇策を含めてこれをしっかり行政としてやらないとならないだろうというふうに思っております。矩形で買わなければならない。真ん中に1人でも反対する人がいれば、全体としての工場ができないということで、私も、4年半近くこの用地買収にかかわってまいりましたけれども、青木村の用地買収は、私が今まで多くの自治体で経験してきたところより難しいというふうに思っております。この辺が1つのポイントだろうというふうに思います。

それから、もう一つはトップセールスですけれども、どういう企業がどのようなことを考えているかというような情報も一番大事なところであります。今、上田信用金庫と連携協定を結んだのも、そういうことの一つでありますし、それから、自然エネルギー研究会に八十二銀行の上田支店長、これは役員の方でありますけれども、出席いただいているのも、そういった取り組みの一つでございます。いろいろ総合しながら、この事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 今村長から話がありましたけれども、土地の確保の問題も非常に重要な問題だろうと思います。これは、お考えとしては、造成をしておいてからさあいらっしゃいという方式でやるのか、話し合いをしてから土地の確保をして進めていくのか、その辺もお伺いをしたいと思います。

あと、税対策の問題、助成金の支援策の問題、それから職員の確保の問題、非常にいろいろと各方面にわたってしっかりと対応していかなくてはならない部分が多いかと思いますが、細かい点があろうかと思っておりますけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） どういう状況で企業に来ていただくかということですが、これは、鶏と卵のような関係がございます。今、企業に働きかけに通っているんですけども、いざとなると、やはり、億円の金を出すというのは、向こうも相当覚悟といいましょうか、関係する筋の了解とか見通しを立てなければならない。日々変わる経済情勢、あるいは会社の経営状況の中で、数億円出すという決断までには時間がかかると思います。

今考えておりますのは、いろいろ方法がありまして、つくってから来てもらう、あるいは決まってからつくる、それはタイミングの話でありますけれども、もう一つの考え方として、オーダーメイド方式なるものがありまして、いろいろかかわる用地のこと、農転のこと、農

業関係の制限のこと、あるいは供給施設です。こういうことを整理しながら、並行して企業誘致を働くという方法もあるというふうに思っております。

それから、人の確保についてでありますけれども、中堅の企業が来ていただきますと、なかなか青木村だけでは間に合わないところもあります。少し中期的な話になるかと思っておりますけれども、工科短大が上田にありますけれども、これを4年制にさせていただけないかということ、心ある方、あるいはそういった関係方面に働きかけをしております。それからもう一つ、千曲高校の工業系の学科がありますけれども、もう少し活性化といいましようか、拡充といいましようか、そのような受験率の高くなるような方策も必要ではないのかというふうに思っております。

あと2点については、担当課長から答弁いたします。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） それでは、企業を誘引してくる優遇策についてでございますけれども、優遇策につきましては、大きく分けまして、土地を取得したときの助成、それから、土地の上に建てる建物を取得したときの助成、それから、固定資産税などの税に関する優遇と、大きく3つあるかと思っております。

このうち、我が青木村では、土地の取得に対する助成制度というのが現在ございません。近隣の上小の4市町村の中で、土地の助成をしていないのは青木村だけでございますので、この点、助成制度を創設してまいりたいと考えております。優良な企業を誘致するに当たりまして、近隣自治体に引けをとらない施策を用意して、引っ張り合いの競争に負けないようにしたいということでございます。その助成の規模といいますか、金額、助成する期間等につきましては、先進の自治体の例を見ながら検討してまいりたいと思っております。

それから、役場として企業を誘致していく推進の体制でございますけれども、いざとなりますと、これから事業を推進するに当たって、地権者への説明、それから、村内の企業関係者への説明、それから、各種届けです。農業振興地域の除外の届けですとか、用地交渉、実施設から取りつけ道路に至るまでの造成工事等々、多岐にわたる用務がございます。商工観光移住課を中心にしまして、村全体で推進してまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 小さな村でございますけれども、村民の生活を考えますと、仕事、あるいは収入もなくてはいけない。また、村の活性化も考えまして、立派な企業誘致が出来ますように期待をしております。

大分時間も経過しましたので、以上で3件の質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 9番、堀内富治議員の一般質問は終了しました。

◇ 小 林 和 雄 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、8番、小林和雄議員の登壇を願います。

小林議員。

〔8番 小林和雄君 登壇〕

○8番（小林和雄君） 8番、小林和雄です。

通告に従いまして、2点について質問いたします。

上田広域ごみ処理施設計画についてと、青木村と台湾の学校交流についての2点について一括質問を村長並びに教育長にいたしますので、よろしくお願いいたします。

最初に、上田広域ごみ処理施設計画ですが、現在の上田クリーンセンター、丸子クリーンセンターと東部クリーンセンターは、稼働してから、丸子クリーンセンター、東部クリーンセンターが24年以上、上田クリーンセンターは30年以上経過しております。平成29年度予算の点検・修繕料は、上田クリーンセンターが億7,800万円、丸子クリーンセンターが1億8,500万円、東部クリーンセンターが2億2,200万円で合計7億8,500万円、平成29年度の年間予算であります。

これが、今、建設場所が決定し、平成36年度末に新施設稼働とした場合、現在の3施設をあわせて、大規模な補修がなくても、広域連合の試算では41億6,600万円の修繕費が見込まれるとのことです。

平成11年3月にごみ処理広域化計画第1次を策定し、その後の経過を申し上げますと、平成12年度にリサイクルプラザ等適地選定調査及びリサイクルプラザ基本構想を策定し、29カ所の候補地を抽出し、1次、2次、3次のスクリーニングで、3つの候補地に絞り込みました。場所は、上田市新泉池跡地、丸子町神の倉工業団地、東部町上川原工業団地としました。その後、平成13年5月、上田市長、丸子町長及び東部町長で建設予定地の協議を行い、候補地を東部町の上川原工業団地とすることに合意しました。

平成15年3月に統合ごみ処理施設計画予定地検討委員会から、施設建設予定地として神の倉工業団地が望ましい旨の提言書が母袋上田連合会長に提出されました。しかし、候補地の

神の倉工業団地の地元区から説明会の開催を拒否され、話し合いが持てない状況が続き、地元の北御牧村の反対運動が激化し、用地提供者の理解も得られない状態の中で、原点に戻り、再検討することになりました。

平成16年10月には、広域連合議会全員協議会において、施設の用地選定について今後の考え方を説明し、新たに住民参加型の候補地選定委員会を設置し、進めることとしました。正副広域連合会長会において、住民8人、学識者2人、議員5人の計15人を選定しました。平成17年5月まで18回の委員会を開催し、建設可能区域の抽出を行い、15カ所を抽出し、評価項目を地域からの意見聴取を得て10カ所、3カ所と絞り込み、最終的には、平成18年11月、上田市東山地区自然運動公園隣接山林と上田市川西地区泉池造成地及び山林の2カ所の候補地を選定しました。平成19年5月に、正副連合会長会において、施設の建設候補地として、上田市東山地区自然運動公園隣接山林を選定しました。

広域連合としては、地元との話し合いが持てない状況から、上田市が地元自治会及び東塩田自治会連合会と協議を行いました。平成20年8月、上田市から東塩田自治会連合会に候補地を東塩田地域に広げる等、新たな提案を行いました。しかし、平成20年10月、上田市からの要望である東塩田地域の各自治会との懇談会の開催は了承されるも、東塩田自治会連合会から候補地にかわる地域は該当なしとの回答であり、結局、平成21年4月、東塩田地域に新たな候補地を選定することは困難、また、下之郷自治会に対して上田市として同意を得ることは困難と判断し、上田市東山自然運動公園隣接山林を、候補地としては断念することを決定しました。

その次に、平成21年12月から22年5月31日までの間、施設建設工事の公募を行いました。応募の範囲は、上田市、東御市、長和町、青木村の地域で、応募の条件は、施設用地としておおむね2ヘクタール程度であること、応募の方法は、自治会長、区長、または地権者による有志団体とのこととあります。公募されたのは8地区ありましたが、関係市町村、行政職員でつくる候補地建設工事選定検討委員会により、8地区の応募から次の3地区に絞り込み、広域議会全員協議会に報告いたしました。場所は、秋和地区、上田市常磐城地区、長和町大門地区の3カ所です。この間に、諏訪部地区や上塩尻地区から建設反対要望書が出されました。また、長和町の大門自治会からは、応募申請の取り下げの要望書が平成24年2月に提出され、このように、この3カ所についての手詰まり感がある中で、平成24年6月に、正副連合会長会において、施設建設工事について、清浄園用地を建設候補地として、2つの応募地を含めた一体的土地利用計画とする新たな提案とすることを決定しました。この間、平成24年

11月から25年2月には、諏訪部自治会で3回、秋和自治会で2回、上塩尻で1回、下塩尻で1回、全地域で2回の計9回地域説明会を開催しましたが、諏訪部自治会からは、施設計画撤回の申し入れがありました。

平成25年7月には、正副連合長会において、清浄園廃止に伴い、し尿処理を各市町村の責任で行うことの確認をいたしました。これにより、青木村は、長和町と共同でし尿処理施設を長和町へ建設することになりました。施設建設対策連絡会は8団体で構成されていますが、秋和、上塩尻自治会、柘網土地改良区、欠口土地改良区、秋和南部耕作組合、諏訪部自治会、下沖振興組合の8団体であります。施設建設に関して意見交換会を行っていましたが、平成29年4月には、連絡会から、環境影響評価について、関係地域の住民及び対策連絡会の合意を得て行うことの申し入れがありました。その後、連絡会からは、平成29年6月に諏訪部自治会及び下沖振興組合が脱退しました。諏訪部自治会及び下沖振興組合は、施設説明会の開催は一切断っており、施設建設の白紙撤回を求めています。今後もかかわることは一切なしと断言しております。

このように、ほとんど前に進んでいない状況の中で、11月30日から秋和自治会から説明会が開催されました。村長は上田広域連合の副連合会長をされていますが、このような状況の中でどのようにごみ処理施設の建設を進めていくのか、考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 中学生の皆さん、ようこそ我が議場においでいただきました。

方式が2つありまして、先ほどの堀口議員さんのときは一問一答とあって、答弁は、私はここです。今の小林議員の質問は一括なので、ここで答弁する。そういうスタイルになっておるのをまた勉強してってください。

お答えいたします。

ただいま、小林議員から今までの経過についてお話しをいただきましたように、長い間、たくさんの方々の努力がありまして、きょうに至っているわけですが、御質問のとおり、まだなかなか進展していないのが実態であります。建設場所は、紆余曲折を経て、平成24年から、清浄園跡地、今はまだ使用中でありますけれども、ここを候補地として、地元との話し合いを続けてきております。

今年度に入りましてからの動きについて申し上げますと、4月7日に、資源循環型施設対

策連絡会から、事業の実施の前提となる、今年度広域連合で予算化しております環境影響評価につきまして、関係地域の住民、そして対策連絡会の合意を得るようにとの申し出がございました。これは当然のことでありまして、広域連合といたしましては、これまでと変わらない基本姿勢を示しまして、影響評価等につきましては、地元説明会を通じまして、地域住民の皆さん、そして、事業の各調査の内容を御理解いただいた上で実施していくと、4月25日には連絡会に懇談会を開催してお願いしたところでございます。

その後、各地区から、新役員になってから初めての懇談会を5月22日にいたしまして、11の項目の課題が出されました。その中で、特に懸案となっておりました統合リサイクルプラザの併設と分離、そして、焼却炉の3炉から2炉への課題について踏み込んだ話し合いを行いまして、一通りの課題整理を行ったところでございます。次の段階として、地域全体の議論を深めるために、地元での説明会をお願いし、この結果、今御質問にもありましたように、3地域での説明会が開催中でございます。

内容につきましては、まず、1回目が、11月30日に秋和自治会の説明会が行われました。これにつきましては、要望、意見等で、同意を得るためには科学的データが必要とか、環境影響評価の専門チームをつくってほしいとか、大人だけではなくて子供たちに夢やアイデアを聞いたらどうだとか、活性化の地元のビジョンを示してほしいとか、新施設の環境の性能について、こういったことが出されました。それから、もう一つは、やはり、ごみの減量化についての質問も出たわけでありまして。前向きな質問が多かったということで、当然これから詰めることになっていきますけれども、こういった質問、あるいは要望をいただいたことを、広域連合といたしまして、上田市と連携して早期に調査研究して、真摯にキャッチボールを進めていかなければならないというふうに考えております。いずれにいたしましても、信頼関係を構築して、御理解を得ていくところが最も大切なことであると思っております。

それから、青木村でもっと協力しなければならないのは、ごみの減量化についてであります。村民の皆さんには、既にお願いいたしまして、減量化の方向にあるわけでありましてけれども、この秋和の説明会の席上、11人からの質問の中で1人が、青木村に対し、東御、長和は生ごみの堆肥化を図っているけれども、青木村は何もやっていないではないかというような御質問もいただきました。こういったことに私どもは真摯に応えながら、広域連合と上田市と連携しながら推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 次に、来年3月に上田市長選挙がありますが、広域連合長を務める母袋上田市長が出馬を表明している中で、新人立候補予定者が、ごみ処理施設の建設は、諏訪部地区が反対している以上は建設できないとして、現在地付近に建設を検討するべきと主張していますが、当初にそのような考え方であればよかったです、今から建設工事の変更は困難と思われませんが、村長はどのように考えられますか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 2点目の候補地の変更についてでございますけれども、さきの広域連合の議会の席上でも同様の御質問がありました。連合長からは、今までの多くの経過、あるいは5年間余の時間をかけてお願いをしまいりましたことから、他の候補地への転換は困難という答弁をいたしております。私も、今まで以上に、質問、疑問、不安、こういったことに真摯にお答えをして、今の候補地の地元の皆さんの御理解を得ていただきたいというふうに思っています。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 3番目ですが、平成21年10月、正副連合長会では、焼却灰の最終処分場については、基本的には施設建設地以外の市町村が受け持つとなっておりますが、ちなみに、可燃ごみの搬入量については、上田市が3万4,210トンで84.3%、東御市が4,728トンで11.7%、長和町が968トンで2.4%、青木村は666トンで1.6%であります。東御市、長和町には生ごみの堆肥化施設がありますが、青木村では、減量化・再資源化の努力はしておりますが、東御市、長和町のような生ごみ堆肥化施設はありません。現在の焼却灰の処分は71.3%がコンクリート製品等の資源化をしていますが、今後、青木村としては、最終処分場については村長はどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 3点目の焼却灰の最終処分場でございますけれども、これは、今、室賀地区で行っていただいております、御質問のとおり、大分埋め立てが進んでおります。これが、今の上田クリーンセンターのみの焼却灰を室賀に持って行っているということでございます。そして、大分埋め立てが進んでおりますことから、埼玉県寄居町の民間施設へこれを運搬いたしまして、再資源化をしているところでございます。ここ数年で新しい埋め立て地が必要な状況ではないというふうに聞いております。

なお、広域のごみの最終処分場でございますけれども、これも、御質問の中にありましたように、こういった資源循環施設の処分場以外の市町村でこれを受け持つことになっており

ます。したがって、新しい資源循環施設が決定する時期に合わせて、最終処分場の場所の決定をしていかなければ、タイミングとしてはいけないだろうというふうに思っております。その候補地の選定、あるいは決定する場所の方法についてでありますけれども、今までの資源循環施設と同じように、各市町村で案を出しまして、それぞれ検討し、地元の了解を得られることを前提として決定されていくものというふうに理解しております。青木村も、何か一つ受けなければならないような状況も、今後出てくるかというふうに認識しております。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 全体としての再質問でございますが、現在、新しく建設する焼却場については、どこも公害は一切ありません。問題になっている諏訪部自治会の反対の原因については、施設の建設場所について、諏訪部にある現在の施設を違う場所に新しく作り直すと言っておきながら、回り回ってまた諏訪部につくるということで、実際は、感情的に問題があるのではないかというふうに思うわけでございます。その問題を解決しない限り難しいというふうに思います。よほどの条件を提示しない限り難しいと思うわけでございますが、村長はどのようにお考えになりますか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 諏訪部の問題は、大変微妙なところでありまして、地元の説明会も開催できないというのが実態であります。広域連合の中での広域連合長の答弁、あるいは、上田市議会での上田市長の答弁の中には、諏訪部の中にも、説明会を開いてほしい、いろいろな情報が欲しいという方もいらっしゃいますので、諏訪部ということではなくて、もう少し広い範囲で説明会を開催して、諏訪部の方々にも情報提供して、御理解を得ていく努力をしたいというふうに答弁しておりまして、私もそのとおりだというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） それでは、2番目の質問に移ります。

青木村と台湾との学校交流について質問いたします。

現在は、以前に比べて教育のグローバル化がますます進み、外国との交流が非常に多くなっています。先月の11月13日から16日までの間、NPO法人信州ええっこ村の主催で、3泊4日で、台北を中心とした桃園、宜蘭等の小学校、中学校、高校6校と、村からの補助金をいただいて交流してまいりました。青木村の信州ええっこ村は、宮下壽章議員が代表を務めておりますが、今回は堀内富治議員と私の議員3名を含め、青木村からは13名と県の観光

部の方も現地のガイドと連絡をとりながら参加していただき、全員で13名で学校訪問をしてまいりました。いずれも、青木村へ民泊をしている中学校、高校で、小学校は来年1月に青木村へ民泊することになっています。

訪問した学校は、国立台湾師範大学附属中学校、2番目に、国立中央大学中レキ高級中学校、いずれも台湾で学力等のトップクラスの学校で、校舎の玄関へ入ると、電子黒板へ「日本国長野県青木村の皆さんようこそ」という文字が映し出され、長野県からの代表のような歓迎を受けました。それぞれ、青木村へほっとステイに来た生徒たち4人ぐらいですので、その生徒たちが学校案内を、ホームステイの人たちを班ごとに、学校の広いキャンパスを細かく案内してくれました。

台湾の学校は、中学、高校とも生徒が3,000人から4,000人ぐらいの学校が多く、日本の文化も数多く残ってしまっていて、学校にも多くあります。中レキ高級中学には、流鏑馬の馬が銅像になっていたり、お宮があつて、日本の神社仏閣にあるような鳥居が学校の敷地にあり、おみくじを前にある木に結びつけてあつたりしました。あすは、姉妹校になっている大阪府立泉北高校が来ると言っていました。この高校とは、その後、故宮博物院の見学場所へ着いたところへ、フロントガラスに「大阪府立泉北高校」と書いた大型バスが何台か到着していました。

翌日の学校訪問は、宜蘭（ギラン）県国民中学北成国民小学校を訪問し、北成国民小学校では、青森県十和田市立北園小学校と姉妹校になっており、学校には十和田市に関連するグッズ等がたくさん陳列してありました。この校長先生も台湾で個展を開くほど絵が上手でありまして、実際に行った奥入瀬溪流を描いたものもありました。昼食には、こちらから行った全員が市内の中華レストランに招待されまして、校長先生ほか、PTA会長さん、副会長さん等も出席され、来年1月に青木村に児童たちが来ますので、私たち一人ずつ意見を述べ、来村を心待ちにしていることを伝えました。

午後は国立高級海事水産職業学校及び国立宜蘭高級商業職業学校を訪問し、中レキ高級中学校でもそうでしたが、ここでも、班ごとに、席がホームステイの家族ごとに指定してありまして、青木村へホームステイしたときに自分の撮った写真を持ってきたりして、当時のことを思い出しながら楽しく語り合いました。夕食は、当初の予定は台北へ帰って食事の予定でしたが、事前に変更をして、宜蘭市内の中華レストランで生徒たちと一緒に食事をして、学校訪問を終了しました。

今回は学校訪問が主であり、一般の観光はほとんどできませんでしたが、今回の学校訪問

での感想は、台湾が親日国であること、日本の文化が数多く残っていること、同じアジア人なので親近感があります。生徒たちも非常に人なつこさを感じられました。

現在、長野県と台湾との学校交流が盛んに行われています。長野県の観光部の人は、全国で5番目に台湾との交流が多いとのこと。東京、大阪、福岡、静岡、その次が長野県とのこと。長野県以外は外国便がある空港がありますが、長野県は異例とのこと。高校でも、上田高校、上田染谷丘高校、上田西高校が台湾へ修学旅行をしております。高校によっては生徒たちの希望で変わることもあるそうですが、小谷村では、3年生全員が台湾へ修学旅行へ行くそうであります。費用は村が持っているとのこと。であります。

現在は、青木村もオーストラリアとの学校交流をしていますが、それはそれで成果はあると思えますが、台湾は、羽田から行きは3時間半、帰りは2時間半で往復でき、旅費も安く、大勢の生徒たちも参加できるというふうに思えます。青木村でも台湾との学校交流を検討してはどうかと思えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今、青木中学校の3年生が傍聴していただいておりますが、青木村では、青木中学校とオーストラリアのマリスト校との交流を、今議員さんが言われたとおり、派遣と受け入れを繰り返し行ってきております。ことしで、その数が18回目となりました。派遣した生徒や受け入れた生徒は、ともに100名を超えるという規模になってきました。青木村の事業として、しっかり定着してきたなというふうに思っています。その体験を通して、日本の国や青木村のこゝを見つめ直したり、将来の職業選択のきっかけにしたりする、そういう生徒たちが出てきております。大変重要な事業だというふうに考えております。

さらに、今回は、ええっこ村が民泊を引き受けている台湾との学校交流について御意見をいただいたところであります。現在、交流を計画するというふうになりますと、英語が教科化になるなど教育課程を編成すること、小学校では大変難しいという時に面しておりますし、中学校は、今言ったようにオーストラリアと交流をしているわけで、さらに新たな国との交流を組み入れていくということは、そんなに簡単なことではないというふうに考えております。

そんな中で、児童センターの活動に組み入れることは、これまでも行ったことがありまして、それは可能ではないかというふうに考えています。しかし、それも、今までも、申し込みの回数が大変多くなって対応に苦慮したことがありまして、児童センターでもお断りをしたということもありましたので、無理のない範囲で、年に1回ないし2回程度であれば、児

童センターで交流をすることは可能ではないかというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 次に、村長にお伺いいたしますが、行政的にも重点道の駅に指定されているわけございまして、信州ええっこ村でかかわっている外国からのホームステイは、ことしは23校ありますが、そのうち10学校が台湾からのホームステイです。来村する生徒数は972名で、ほっとステイは638名で、ほっとステイは小学校4年生が48名、5年生が42名も含まれております。ほっとステイが日帰りで、ホームステイが1泊、あるいは2日というございまして、ほっとステイの合計は、ことしは1,610名に上ります。平成25年に、ええっこ村の指導もありまして、上田保健所から民宿業の許可を受けた家も合わせて、青木村では23軒ほどあります。12月11日にもオーストラリアから26名の生徒が来村しております。入村式など、武道館で義民太鼓の指導、12日は武道館、文化会館でそば打ち体験しております。きのうは、台湾からタコウ市立ゼンキン高級中学校が32名来村しておりまして、7軒でホームステイを行いまして、先ほど、午前8時に道の駅へ送ってきたところであります。

外国からのホームステイについては、村外の人に話をすると、青木村はすごいことをやっていますねと言われます。ほとんどの人が、村が中心に進めているというように思っております。県の観光部が行っているように、台湾の学校のホームステイにかかわっている観光会社等の交渉をええっこ村が全て行うのは限度がありますので、村の支援も必要だというふうに思います。県の観光部の人員の体制によっては、今後台湾の観光会社に丸投げする可能性もありますので、日本の受け入れ組織がしっかりしているほうに進みますので、県と一体となって、村でも支援していただけたらと思っておりますが、村長はどのようにお考えか伺います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 特定非営利活動NPO法人信州ええっこ村の皆さんには、さまざまな活動をしていただいておりますことを感謝申し上げたいというふうに思っております。

平成17年4月に4人の有志で始まったということですがけれども、本当に、今、村の中では大きな組織になりまして、活動していただいております。簡易宿泊施設の営業許可を24軒ということでもありますから、大変大きな組織になってまいりました。事業で国内の小・中学生の日帰り農村体験もやっておられまして、26年度は2,000人というふうに聞いております。そういう中で、訪日外国人は、大部分が子供さんでありますけれども、25年度約300人から、28年には1,365人と、大変多くなりました。多方面での村の活性化、あるいは交流に寄与し

いただいております。

それから、もう一つは、青木村の子供たちも目に触れることがあったりしまして、今教育長が答弁いたしましたように、小学校で英語が教科化される、いわゆるグローバル化する中で、青木村の子供たちが外へ目を向けるチャンスをつくっていただいている、志の高い子供たちをつくっていただいているというふうに思っています。台湾へ行かれて、いろいろ得るところが多かったということで、何よりかというふうに思っております。

御質問の、今後の村の支援についてでありますけれども、幸い、村では今年度から商工観光移住課をつくりまして、県から優秀な課長さんに来ていただきまして、県とのパイプも大変なうまくなってまいりました。そういった中で、県、あるいは関係する会社と連携をとる中で、私どもといたしましても一生懸命応援をしまいたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） それでは、再質問を教育長にお伺いしたいと思います。

11月9日に県庁で、4月1日に開学します長野県立大学の金田一真澄先生が講演をやられたわけですが、この先生は長野県立大学の学長に決定しているわけですが、御存じのとおり、お父さんが金田一春彦さんで、おじいさんが金田一京助さんという有名な方ですが、お父さんも長野県で教鞭をとっていた経験があるということでございます。先生は、長野県が非常に気に入っておりまして、八十二銀行からお金を借りて長野でうちを建てるという計画を立てておりまして、長野県立大学のことについては非常に熱心に取り組んでおりまして、健康長寿日本一を誇る長野県では、長野県が育んだ健康文化、美しい自然環境やおいしい食べ物、優しい人情、このような長野県が好きになる教育をやるということでございます。それが狙いということ。また、先ほども話が出ておりますように、特に、グローバルな視野と戦略発想を持った人材の育成とのことで、全員を海外研修に行かせると言っておりました。このことについて、非常に熱意を持っているというように感じました。

このようにグローバルな教育が必要で、青木村でも、やはり、上田市と合併しなかったというようなことで、青木村独自のグローバル化であってもいいというふうに思うわけです。そういう点について、教育長の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） グローバル化について、青木独自の教育を考えなさいということだと思いますが、確かに、グローバル化は、これから考えていかなければならない大事な課題でありますし、小学校で英語が教科化になるということも、その流れの一つかというふうに

思っております。

そういったときに、実際、オーストラリアへ派遣するような、そういう制度とともに、もう一つは、自分のふるさとを誇りに思う教育をあわせて行うことがやはり重要ではないかと。単に外国を知ることだけではなくて、それと同時に、自分のふるさとをよく知り、自分のふるさとに生きることに誇りを持つ教育を進めていかなければいけない。その2つの面から教育を考えていく必要があるというふうに思いますので、青木の今まで行ってきた、村の子供は村で育てるという考え方が、まさに、グローバル化の一番のもとになるというふうに思っていますので、そこは、これからもぶれることなく考えていきたいと思ひますし、小学校の校長先生、それから、中学校の校長先生と村長さんとの懇談の機会を12月中に設けることになっております。その中で、村長さんは、英語の充実ということ大きな課題にしたいというふうに思われておりますので、その中で何か工夫ができることはないかは、これから検討してまいる。つまり、自分のふるさとを愛する心と外に向かう気持ちと、その両面で考えていくことが重要だというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） それでは、私の質問はこれで終わりにします。

○議長（沓掛計三君） 小林議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（沓掛計三君） 会議を再開します。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（沓掛計三君） 7番、居鶴貞美議員の登壇を願ひます。

居鶴議員。

〔7番 居鶴貞美君 登壇〕

○7番（居鶴貞美君） 議席番号7番、居鶴です。

通告に従いまして、一問一答方式にて、村長、担当課長より答弁をお願いいたします。

平成30年度の予算編成の時期であります。この点を考慮いたしまして、青木村財務諸表についてお聞きをいたします。

この関係につきましては、平成24年度ごろから、総務省から新たな公会計制度による作成、公表が指示されて、今日に至っていると理解をしております。この関係につきましては、なじみが薄く、本来の目的とはどうかなと感じる点もあります。村長の議会当初の御挨拶の中で、地方行政サービス改革の推進と財政マネジメントの強化として、財政状況の見える化、公営企業会計の適用拡充、地方団体の財政マネジメントを強化されるとございました。この関係につきましては、先ほど申し上げましたとおり余りなじみがないので、わかりやすく御答弁をいただければありがたいと、このようにお願いをしたいと思います。

まず、村長にお聞きをいたします。

青木村財務諸表に対する村としての考えはどうかということでお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村としての財務諸表についてでございますけれども、今まで、私どもは、現金主義、それから、単式の帳簿ということで会計制度をやってきたんですけれども、課題としては、把握しづらい資産でありますとか負債、それから行政サービスに要したコスト、こういったことをするために、貸借対照表、あるいは行政コスト計算書などの諸表を総務省の改定モデルで実施しているところでございます。

確かに、私ども、予算決算というのは1年だけのものでありまして、こういった複数年にわたります将来の負債とか、そういったものは自分たちで改めてつくらないと出てこないわけですけれども、この財務諸表では、将来にわたってのいろいろが出てくるということで、私ども、行政をする上では大変いい制度だというふうに思っております。

今、居鶴議員の御質問にもありましたように、国では、新たな公会計制度ということで、こういった制度の整備を進めているわけでありまして、今年度中につきましても、公表できるよう努めているところでございます。平成30年度の決算審査より新たな公会計制度によります諸表を公開していく予定としているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 次に、財務諸表の現状と問題点ということで、担当課長にお聞きをいたします。

先ほど、私が冒頭申し上げた中にもありましたが、導入された背景と現在の情報開示、また作成状況についてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） まず、導入された背景ということになるわけですが、ただいま村長が申し上げたことに一部重複するかと思います。地方公共団体の会計は現金主義ということで、決算審査等でも同じになるわけですが、歳入歳出状況については把握ができる。ただし、資産形成ですとか、その財源内訳、ストック情報、行政コストに関してはなかなかできないという状況。そんな背景があって、現在に至っているかと思います。

先ほど総務省方式というのが出てまいりましたが、最初は、総務省方式の中でも、旧総務省方式、これによって作成、それから公表をしておりました。その後、平成18年に新地方公会計制度の研究報告書、それから、地方行革新指針等によりまして現在になってはいますが、財務諸表4表、総務省方式の改定モデル、これに変わってきて現在に至って、作成と公表をしているものでございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、村長にお聞きをいたします。

財務諸表の活用における目的をどのように考えておいでになるかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 諸表の活用の目的についてでありますけれども、私どもが今しております会計というのは、現金の収入支出の管理、いわゆる現金主義が中心になるわけでありまして。1年間にどれだけの歳入があつて、どれだけ使つたか、いわゆる歳入があつたかということがわかるのですけれども、資産がどの程度形成されたのか、その財源の内訳はどうなのか、将来にわたる負債、いわゆる借金がどのくらいある、あるいは、現金の支出以外に発生している行政コストの把握、こういったことができないわけでありまして。この財務諸表4表によりまして、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、こういうことをトータル的に見て物事を考えていくということを始めるところでございます。

私どもが毎年議会に決算報告を出しておりますけれども、予算決算とこの財務諸表を合わせて、行財政運営を的確にしていくことを目的としているというふうに考えて実施しております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 今、目的につきまして御説明をいただいたんですが、この作成のもう一つの大きなポイントは、村民の皆さんにわかりやすく財務状況を知らせるという説明責任ということもあろうかと思いますが、この点につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議員おっしゃるとおりで、やはり、住民に対しても、村の財務状況等は年のうちで何回かに分けてになるかと思えますけれども、しっかり公表をして、開示していくものと考えます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この関係につきましては、この後の質問の中にもありますので、また、重ねて質問をさせていただくと思えます。

続きまして、平成27年度分につきまして、こちらなんですが、もう既に皆さんごらんいただいたと思うんですが、平成27年度分が、平成29年3月、ことし公表されております。私は、これを9月の決算認定の定例会のときには議会に提示をいただくのがベターではないかと、このように思いますが、この点も踏まえて、29年3月まで時間を要する理由等をお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議員さんおっしゃるとおりです。一般的には、決算年度の翌年度中に、それも、公表の時期は9月が好ましいとされております。ベターということだと思います。

ただ、理由を申し上げさせていただくと、事務的な話になりますけれども、出納閉鎖なるものを5月に終え、その後、決算統計の事務が始まり、さらに、決算審査という流れで年間の事務が進んでまいります。そんな中で、9月というのは大変厳しい状況でありまして、これは事務方の理由になるわけですが、そんなことで、努めてということであれば、翌年の3月公表ということをして、今後も進めていければと思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 改善策ということでお聞きする予定でしたが、今御回答もいただいているんですが、青木村みたいな小さい自治体では、担当者の負担がかなり大きくて、これは全国的にそのようでありまして、公表時期というのがおけると。これは、私も理解はしております。先ほど申し上げたとおり、企業の場合なんかは、決算が終わると2カ月後、3カ月後には公表すると、このようになっております。ただ、これは、24年ぐらいから出てきて

いて、法的にもまだまだきちんと整理されていない点もあろうかと、このように思います。ただ、課長から答弁ありましたとおり、できるだけ3月にいただいて、それに基づいて決算の場に臨みたいということもありますので、今後御検討いただければというふうに思います。

続きまして、現在、自治体経営と言われております。今までは自治体運営ということでありましたが、自治体経営に対する自治体運営の違いを踏まえて、自治体経営としての村の考え方をお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 今の財務諸表を含めた中で自治体経営という言葉が出てきたかと思いますが、基本とすれば、行政については運営、それから、財政については経営という、この二本立てで行財政を進めていくことが必要かと思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 経営というのは、民間の場合なんかもそうなんです、いわゆる、収益がどのぐらい上がったか。ただ、自治体の場合は、なかなか数値的にも出てこない。そこで、今のこういう新たな制度が出てきたか、このように思います。私は、経営というのは、やはり、意見、目的が具体化されると、このように考えております。この点につきまして、御意見がございましたらお願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今まで、私ども地方自治体の多くは、1年間単位で物事を考えて、今まで国が手厚く面倒を見てくれたということでやってきました。しかし、最近になりまして、そういうことではなくて、一つ一つの個々の自治体間の競争等になってまいりましたということと、それから、もう一つは、やはり、北海道の夕張市が自治体として破綻したというようなこともありまして、このような言葉、いわゆる民間的な発想の中でちゃんと経営をしていくということが求められている、また、そうしなければならないというふうに私どもは思っています。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、財務状況の透明化、透明性についてお聞きをいたします。

この点につきましては、ほとんどの自治体が、決算書と年2回の財政状況報告を住民の皆さんに対して報告していると、これが一般的であります。財政状況報告事項に特段の定めがなく、これは自治体の判断で行っていいと、このようなものであります。

この点を踏まえまして、財務状況の公表に関する条例、こちらは平成17年12月に施行されております。まずは、この財政状況の公表に関する条例、第1条から第5条までであるんですが、これを見直しをするかどうか、そういうお考えがあるかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 条例の中に、財政状況の公表に関する条例がうたわれております。この中で幾つか細かい点が記載されているわけですが、まず、年間の中で、6月に前年度の下半期、期間でいくと前年の10月から3月末までの分を公表しなさい、それから、12月のタイミングでは、その年、4月から9月までの分を公表、この2つがうたわれております。これに従って、村のほうでも、広報紙の中で6月と12月の二度に分けて、財政状況、書式については、単年度、歳入歳出の書式になっておりますけれども、今後もこの形で続けていきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 第3条にあるんですが、歳入歳出予算の執行状況、財産、地方債及び一時借入金の現在高、公共事業の業務の状況、これが12月の広報に公表されましたのでごらんいただければと思いますが、第3条でこの条例にあるものが、村の財政状況に当てはまっているかどうかをお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 財政状況という意味では、やはり、住民にわかりやすいものということになるかと思っておりますので、その形でよいかと思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ここには、12月に行う財政状況の公表は、4月1日から9月30日までの期間における先ほどの3項目と、前年度の決算の概要を明らかにしたものとすると、このようになっているんですが、この点につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 今の条項に書いてあります当年度の上半期、4月から9月までの分は12月ということ、それから、前年度の決算につきましては、9月の段階で議会のほうへ決算報告をさせていただいているんですが、その後の広報紙で、時期とすると10月に住民の方へは広報させていただいておりますので、その方向で今後も考えたいと思います。

- 議長（沓掛計三君） 居鶴議員。
- 7番（居鶴貞美君） 私がこだわるのは、ここに6月と12月に行うものとするとはっきり明示してありますので、それを今お聞きをしていると、9月ではなくて、このときのこれにきちんと明示をすべきではないかと、これをお聞きをしているんですが、再度お聞きいたします。
- 議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。
- 参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） その年の12月に前年度の決算ということであれば、それを2カ月さかのぼって9月に住民に知らせるとするのは、早い時期ということだと考えると、10月でもよいのではないかと考えております。
- 議長（沓掛計三君） 居鶴議員。
- 7番（居鶴貞美君） 私がこだわっているのは、先ほど申し上げたとおり、見直しが必要ではないかと、これを今お聞きをして、ですから、今の回答で、このままでよろしいということとよろしいですか。この条例どおりでよろしいということとよろしいですか。
- 議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。
- 参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） この条例に記載されていることで、実際にやっていることを運用するということで、御理解いただきたいと思います。
- 議長（沓掛計三君） 居鶴議員。
- 7番（居鶴貞美君） これはこの辺にさせていただきます。
- 続きまして、担当課長に、財産の把握方法についてお聞きをいたします。
- まず、道路台帳、公有財産台帳、備品台帳等の管理方法は現在どのように行われているのかお聞きをいたします。
- 議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。
- 参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 道路台帳、公有財産、備品等の台帳になりますが、道路台帳については、所管しているのが建設農林課になりますので、そちらのほうで随時更新をしております。それから、公有財産と備品台帳につきましては、総務企画課の所管になると思いますので、これも随時更新を行っております。
- 議長（沓掛計三君） 居鶴議員。
- 7番（居鶴貞美君） この台帳の保管につきましては、財産区分ごとに台帳が整備される、これが今の御回答かと思うんですが、全ての財産を一覧として把握できていないのではないかとこの指摘がございますが、この点につきましてはどうですか。

- 議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。
- 参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 今、固定資産台帳というものが、やっとといいますか、整備が終わりました。それは、平成26年までのものを反映したものになっております。そこには、村の財産的なものは全て掲上しております。ただし、26年にできたわけですけれども、その後、27、28年の分が、データ更新がこれから必要になっておりますけれども、管理上は、その固定資産台帳なるもので一括確認をしております。
- 議長（沓掛計三君） 居鶴議員。
- 7番（居鶴貞美君） 続きまして、道路等の社会資本、こちらの管理方法、数量管理と価格評価につきましてお聞きをいたします。
- 議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。
- 参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） これにつきましても、ただいま申し上げました固定資産台帳が整備をされて、システム化になっております。これも、当然、随時、先ほどの未掲載のものも含めて更新をいたします。その時期にインフラ的なものも含めて整備をして、価格評価についても、一定のルールがございますので、その要領に従って更新、作成をしていきたいと思っております。
- 議長（沓掛計三君） 居鶴議員。
- 7番（居鶴貞美君） 現在、数量、何平米とか、そういうことでの管理はされているかというふうに思いますが、これは全国的になんですが、価格評価が行われていないのではないかという指摘もございますが、価格評価につきましてどのようなようされているかお聞きをいたします。
- 議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。
- 参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 現段階では、この後、公会計制度も新たなものになりますので、そのタイミングで更新はしていかななくてはと思っておりますけれども、標準的なものも既にごございますので、それを踏まえた上で、しっかりした価格評価もしていきたいと思っております。
- 議長（沓掛計三君） 居鶴議員。
- 7番（居鶴貞美君） 続きまして、債務の把握につきましてお聞きをいたしますが、この関係につきましては、特段定めがないということのようでございますが、借金、将来負担すべき債務、こちらに対する把握方法につきましてお聞きをいたします。
- 議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 青木村でも応分の借金がございます。当然、将来的なものを含めての中身になりますので、起債台帳というものがございます。この中で公債費の償還の状況を把握しております。償還期間につきましても、短いもので10年、長いものは40年にわたるものもございますので、その把握についてはしっかり確保してございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、平成27年度青木村財務諸表の中身につきましてお聞きをいたします。

貸借対照表の概要、連結会計についてでございますが、この中で、27年度分なのですが、資産において、長期延滞債権が5,200万円ほど、回収不納見込み額が62万円、未収金が1,500万円ほどとなっております。回収不納見込み額、未収金は、平成26年度より改善されております。こちらにつきまして、見通しと改善の方策につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

長期延滞債権といいますのは、税、料金等の未収のうち滞納繰越分に当たるものかと考えております。また、未収金につきましては、同じくその当年度分というふうに考えていただいて結構かと思えます。それ以外の部分も若干はございますが、基本的にはこの2つということで、当然、税、料金の各担当については、本滞納を極力減らしていく、その努力に尽きるものと考えております。また、回収不納見込み額につきましては、過去5年間の欠損処理の平均額でその見込み額を出しておりますので、年度ごとに、多少これとの差額は出てくるものというふうに考えてください。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） こちらにつきましては、長野県地方税滞納整理機構がございますが、この点に関連はどうなっているのかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

現在、長野県滞納整理機構との間に委託の案件はございません。佐久の税務課の分室、そちらのほうとの共同での徴収を主に行っておりますので、滞納整理機構のほうは、また機会がありましたら、こちらのほうに必要な案件はお願いすることがあるかと思えますが、今現

在はないということでございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、負債についてお聞きをいたしますが、負債の中の地方債についてですが、連結で45億円超になっております。これの中身は、普通会計で16億3,800万円、簡易水道特別会計で9億6,000万円、特定環境保全公共下水道特別会計で18億7,200万円、上田地域広域連合で6,100万円となっております。こちらに対する今後の見通しにつきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） まず、今後の見通しということですが、今年度で簡易水道建設会計のほうの事業が終了となります。伴って、その償還が発生していきますので、しばらくの間は据え置き期間がございますけれども、償還の見通しとしては、31年ないし32年ごろがピークを迎えると思っております。

それから、地方債の償還年数の指数値、これを計算しますと、5.7という数字になります。これは平均値から比べての話になりますが、債務返済は可能が高いという数値になっておりますので、健全な償還ということで捉えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 連結財務4表の数値から分析した財務指標についてでございますが、平成26年度の監査のときにも特段問題ないということでありましたが、それぞれの指標、これに対して、一つ一つではなくて、これが大体どういう形でどうだということを御説明いただければと思います。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） ただいまの4項目の財務指標なるものがうたわれております。その中で、3つにつきましては、平均値、数値的に何ら問題はないと。残りの1つになるわけですが、行政コスト対税込等の比率、これが平均値を上回っております。これを分析しますと、計算式が複雑になっているわけですが、結果的には、やはり、青木村においては、自主財源に当たるもの、それから、地方交付税、補助金を含めた収入が減少傾向にあるということで、この指標値なるものが平均値を上回ったということで分析をしております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 行政コスト対税込等比率が138.7%で、平均値90%から100%という

ふうになっておりますが、これを上回りました。26年度のときは101.9とおさまっていたんですが、ここで大幅にふえたということですが、これについて御説明をお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 小林企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（小林利行君） ただいま御質問いただきました行政コスト対税収等比率の中でございます。

純経常行政コストが、主に委託料の関係でございますけれども、電算機器等のシステムの改修等の委託経費が大幅に伸びておりまして、その関係で指標値の数値上げがあったかというふうに分析しております。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） これは、聞いても非常にわかりにくい用語だと思います。行政コスト対税収等比率とは何だという話なんです、財務諸表の説明内容の右のところに書いてありますので、ごらんいただいた方はおわかりだというふうに思いますが、私がお聞きしたいと思ったのは、これは、前から蓄積した資産の取り崩しがあったのか、あるいは、翌年度以降に引き継ぐ資産が増加したのか、この点につきましては、今の御説明でよろしいですか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 今議員さんがおっしゃられた内容については、ないと思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 今度は村長にお聞きしますが、今後の財務諸表活用、これに対する展望でございますが、まず、村民の皆さんの青木村財務諸表に対する意識度合いをどのように捉えておいでなのかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 質問の答弁の前に、青木村の財政の実力ということ、まず、我々も、議員の皆さんにも御理解いただいて、村民の皆さんにもそういったことを前提に、これを議論していただければと思っております。

例えば、財政力指数は0.22ということで、市町村の平均は0.38、町村の平均は0.33ですから、県下上から59位という状況でございます。ただ、地方債の現在の比率は、低いほうから11番目ということでありまして。それともう一つは、歳入総額における市町村税の割合というのは、県下の平均が0.38ですけれども、財政力指数と同じで0.22であるというようなこ

とで、こういった総務省が決めた一つのデータを前提として、こういったことを議論していただくようお願いできればと思っております。

居鶴議員も質問の中でおっしゃったように、多くの村民の皆さんがこの財務諸表を参考にしているということはないわけでありまして、今まで、これに対しての質問も、私どもは特にいただいております。しかし、そのものよりも、分析した内容を我々はPRをして、御理解していただく努力をしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この青木村財務諸表は、今後の青木村にとってもかなり大きなウェートを占めるものであるというふうに、私も今回勉強しまして実感しておりますので、その意味合いからも、これを今後十分に活用いただきたいというふうに思っております。

こちらは、ホームページで29年3月に公表されます。ホームページを見てもらえばいいということになるかとは思いますが、これを打ち出すと32ページにわたります。ですから、費用も労力もかなりかかっているのではないかと、このようにも思います。ホームページだけですと、今はパソコンを利用しない方がまだ相当数おいでではないか、このように思います。そうすると、これを村民の皆さんにお知らせしていくには、紙媒体、こういう方法も考えられるのではないかとと思いますが、この点につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） さきの御質問に答弁しましたように、村民の皆さんが、32ページにわたるこの諸表を見ても、御理解をいただく人は、そうはたくさんはいないだろうというふうに思っております。私どもの義務といたしましては、財政全般について、予算決算、こういうことを含めて広報紙でお示しをしていくということが、まず求められている、しなければならないことだというふうに思っております。今御質問のありましたことにつきましては、お問い合わせがあったり、必要がありましたら、コピーをして提供させていただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 最後の質問をさせていただきますが、今申し上げましたとおり、こちらの活用というものは大変大事になってくると、このように思っていますが、村民の皆さんにこの財務諸表を役立つようにして、これの機能を果たしていくことが使命ではないかと、このように考えますが、先ほど答弁もいただいているのですが、この点につきまして、村長にもう一度お聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） さきの居鶴議員の御質問の中に、自治体の運営から経営というお話がありました。私も全く同感だというふうに思って、心がけているところがございます。財務4つの指標を使って、ほかの予算決算とあわせて活用していくということでありまして、私どもは、村の財政基盤を将来にわたってしっかりしたものにするためにも、この財務諸表をよくよく活用してまいりたいというふうに思っております。村の財政状況に村民の皆さんが関心を持ちまして、村づくりに参加していただく、そのための資料として整備をしてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 下 壽 章 君

○議長（沓掛計三君） 次に、5番、宮下壽章議員の登壇を願います。

宮下議員。

〔5番 宮下壽章君 登壇〕

○5番（宮下壽章君） 5番、宮下でございます。

通告に基づきまして、一問一答にて、2問について御質問させていただきます。村長ほか、関係課長、係長等の答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、1問目の森林整備事業につきましてお伺いいたします。

青木村は、皆さんも御承知のように、総面積が57平方キロメートル、ヘクタールに直しますと5,700ヘクタールということになっております。そのうち8割、4,500ヘクタールを森林が占めておるわけでございますが、この森林は、建築資材やまき等の燃料、それから、シイタケ等の原木などとして、木材としての活用、また、水道の源泉や河川のもととなる保水、それから、CO₂を吸収し酸素に還元するなど大気の浄化をするために、かけがえのない財産でもあります。

しかし、近年は、木材としての価格低迷から、山林へ関心が極めて低くなっております。先代から受け継がれてきました山林も、各家庭では、世代交代で、自分の家の山林がどこに

あるのか、また、隣接する山林の境界もわからないというのが現状でございます。本来であれば、各家庭が所有の山林等を整備すべきところでありますけれども、山の手入れはほとんど皆無に等しい状況に現在はあります。

したがって、森林組合さん等をお願いしながら整備を進めていくのが必要となっております現状でございますが、間伐等、里山整備がどのように行われているのか、また、近年の実績と本年度の進捗状況、できれば、27年度、28年度、それから29年度についての御説明をお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 今御質問にございました森林整備の事業でございますが、今お話しのとおり、森林組合が主体になって進めていただいているところでございます。森林組合では、森林の5年間の経営計画というのを立てまして、その中で事業を進めていただいているところでございますけれども、今お話しの間伐事業につきましては、平成27年度には、田沢と沓掛地区で40.1ヘクタール、それから、28年度は、田沢、沓掛、当郷を合わせまして74ヘクタール、平成29年度は、田沢、沓掛、殿戸、夫神、それから国有林のほうも入っておりますけれども、全部で61.22ヘクタールということでございまして、毎年平均50から60ヘクタールぐらいの規模で実施をしているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 皆さんも御承知のように、大北森林組合が、国等の補助金など、多額な不正事件が発覚したわけでございますが、こういった不祥事から、村内の事業においては影響がないのか、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大北森林の補助金の不正受給というのは大変残念なことでありまして、あってはならないことであります。行政を預かる身としても、他山の石とせず、謙虚にこれを受けとめて、私どもも業務に励んでまいりたいと思っております。

その影響といたしましては、県の現場、あるいは書類、あるいは補助金の支払い、県も大変慎重になっているというところでございます。村は、森林組合も、いろいろ事業を委託しておりますけれども、県の指導等についても、組合に対しても同様であります。特に、補助金の支払いが大変遅くなっているということで、これも大きな影響でございます。それから、もう一つ、林野庁でありますけれども、検査を厳格化するようにということで、例えば、検査は2人以上でとか、現地調査の写真は場所を確認できるGPS機能付きのカメラで撮影す

るとか、このようなことでございます。

私どもも、27年度の事業は実施いたしましたけれども、非常に慎重になって時間がかかっておりますことから、こういった影響がある程度あるので、それを前提として業務をしております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） その件で、申請しづらいなという点は多々あるのではないかと思います。例えば、昔は馬等での搬出があったんですが、今は重機等による搬出が必須になっておりますが、山の中に林道をあけたり、作業道をあけたりということで、そういった面から、非常にしにくい面はあるのではないかとこのように思っております。

こういった事件から、森林税の継続は県民の中でも賛否両論あるわけでございますが、県は、森林税の継続の方向ということで知事以下進めておりますが、県民から集めました森林税が使い切れていないのが現状であります。また、国でも、皆さん御承知のように、森林税の導入ということも検討されております。青木村における森林税を活用した事業は十分に行われているかどうかということはどうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 森林税の事業も、メニューも幾つかございまして、それぞれ条件等があるわけございまして、全てのメニューを満遍なく青木村で利用しているかというところ、なかなかそういうわけにはいかないわけでございますけれども、わかりやすいところで行きますと、今年度も道の駅のほうにあずまやを建設する予定になっておりますけれども、去年は沓掛温泉の遊歩道のところにもあずまやを建てたり、その前は公園のところへ飛び地のほうにあずまやを建てさせていただいたり、同じような形で、この事業で村内数カ所にあずまやを建設してきた経過がございます。

また、今、長野朝日放送さんと森の里親促進事業ということで締結をさせていただいて、またもう1年一緒にやりましょうということで、このごろ村長とあったわけですが、この事業にもこの税事業が使われているということでございます。

あと、過去には、役場のホールに木製のベンチを置いたりしてございますけれども、その辺もやったこともございますし、木育という観点から、昨年度ですけれども、小学校へ県産材の材料を提供して、小学生がすのこを自分たちで組み立てて、夏、プールの時期になりますと、校舎からプールに向かってすのこが敷いてありますけれども、それを自分たちでつくったという、そのような活用もさせていただいております。また、過去には、夫神岳の登山

道の整備ですとか、小規模な間伐事業みたいなことも、この事業で行ってきているところがございます。

この物差しが正しいかどうかは別としましてですけれども、村の県民税の納税者は平成28年で2,284人います。これを単純に1人500円の計算でいきますと、青木村が納めているのは114万2,000円という計算になるんですが、こんな簡単には出ないと思いますが、このところ、毎年150万円から160万円以上のお金をいただいておりますので、掛けた以上は御利用させていただいている。物差しにはならないかと思いますが、そんなことも一つでございます。

今までも、村としては、利用できるメニューについては積極的に活用を図ってきたというふうに思っております。ここへ来て、新しい対策になって、メニューの見直しなども予定されております。そんなことで、今までのように使えなくなる事業も、もしかしたら出てくるかもしれませんけれども、村にとってプラスになるようなメニューであれば積極的に活用していきたい、そのように考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 次に、松くい被害についてお聞きいたします。

この近辺も、筑北から四賀の松本地域、また、上田市においても、川西地区、塩田など、広範囲な被害を受けています。森林組合の講習会にも参加いたしましたが、ここまで広範囲になりますと、費用面が相当かかってくるかと思えます。薬剤散布における薬剤費、それから伐倒に伴う費用など、当村においても、県の補助金、村費等に、毎年高額の費用がかかっております。

今後の対策について質問させていただきますけれども、上田市川西地区、特に小泉地籍を中心にした相当の被害を目にしますが、川西地区と隣接している当郷地籍の対策はどうなっていますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 当郷地区につきましては、以前にも一部樹種転換を行ってきたところでありまして、今後、また樹種転換事業を入れて、松くい虫の緩衝帯の計画が入っております。また、上田市境には国有林がかなりのエリアを占めておりまして、国にも、村同様に全量駆除でお願いしますということを要望しているところなんですけれども、来週、また改めて、村長、また議長さんにも御同席いただいたり、地元の自治会、あるいは森林組合と、管理所長さんのところへ要望に出向いていくということで、今予定をしている

ところでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 毎年多額の費用がかかる駆除についてですが、現行の伐倒と薬剤処理も転換期に来ているのかと思いますが、以前に同僚議員から質問がありましたが、空散ということも視野に入れているのか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 前にもこの議会でも取り上げていただきましたけれども、今のところ空散については考えておりません。いろいろ、先進地等に行ったり、あるいは、部分的に無人ヘリをやっている坂城町などへ行きましたけれども、広域でやらないとなかなか効果が出ないということがよくわかりました。ということで、上田が絶対やらないと言っていることもありまして、私どもの村は、空散については、今のところ考えておりません。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 以前から見ますと、村も、周りの松林を見ますと、年々ふえてくる状況にあるのですが、伐倒駆除だけで賄っていられるのか、その辺が大変心配なんです、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 今、村としましては、全量駆除ということを目標に、毎年伐倒駆除を初め、実施しているところでございます。一番の松くい虫の被害のピークが平成16年ごろにあったんですが、そのころは、被害木が3,600立米ということで、今の倍近い被害がありまして、そのころは7,000万円以上の事業費を投じておりました。その後減少に転じまして、平成25年には790立米まで、が一んと一時的に底を見たわけですがけれども、このところ、去年で1,950立米、ことしが、今1,800立米ぐらい、少し減ってきておりますけれども、そんな形で増加傾向にきているということでございます。

1つの対策として、皆さんもごらんになっていてわかると思うんですが、昔は、800メートル超えれば松くい虫の被害は出ないというような通説があったわけなんですけれども、最近、どうも温暖化の影響か、800メートルを超えても被害が拡大しているという中で、村も、守るべき松林のエリアというのをことしから広げました。要は、そのエリアを広げることによって補助金を投入できるエリアになりますことから、単費の部分をそうやって少しでも抑えていく努力もしているということでございます。今までの投資も決して無駄にしないためにも、やはり、ここはしっかり踏ん張って、できる限り全量駆量ということでやってい

きたいと、こんなふうを考えております。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 松くい虫に強い松、耐性の苗が、もう少しすると市場に出回るぐらい量産されるということでもあります。私どもは、関係の県等を通じて、試験的に青木村で植えてみてくれないかというような話をしております。こういったことを実験的に、先駆的にやってまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 次に、獣害柵についてですけれども、獣害柵の設置も、前回には、入田、当郷の一部を残して、あとはほぼ完了するというようなお話を聞いておりましたが、現状はどのような状況にありますか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 今、侵入防止柵の設置につきましては、議員さんのお話しになられましたとおり、こちらのほうも事業は推進しておりますけれども、当郷の上田市境のところと、あとは入田沢の洞から木立にかけて、その辺のところが残ってきている状況でございますが、こちらについては、設置をすべく地元の合意も得られてきておりますので、財源の確保については要望していきたいということで、進めているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 当郷で先日作業が行われたというお話を聞いていますけれども、当郷のほうは間もなく終了するようになるわけですか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 1年間にできる距離というのも限界がございます。そんなことで、もう1年ぐらいはかかるのではないかなと思います。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 獣害柵もほぼ全村で設置されてきたという状況ですが、先ほどの質問ともちょっと重なるようになるかと思えますけれども、山林整備が非常におくれているのではないかというふうに感じます。というのは、方々を見ましても、やぶが多い状況にあります。設置されたものの、鹿とかイノシシが、未設置の村道ですとか、そういうところから入ったり、それから、橋の下をくぐり抜けて入ってきたりということで、鹿やイノシシが柵内に多く入っておりまして、農作物が大分被害に遭っているというのが現状かと思えます。農業被害をなくすためにも、隠れる場所、それから寝る場所をなくすような事業を推進いただ

ければいいなと思っております。

村でも、ハンターの人数が大分減少しているというのは以前からわかっておりますけれども、ある自治体ですけれども、1頭につき1万5,000円の補助を出したところかなりの効果がありまして、現在はほとんど捕獲ができていないというような自治体もあるということを知っております。そんな中で、村は、被害をなくすための推進ということはどういうふうにご検討しているかお話を聞きたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 猟友会員の皆さんには、日々頑張ってもらってございまして、皆さんのおかげで大分駆除のほうも行っていただいているところでございます。今お話し、例えば、県道のどうしても封鎖できないところから入ってきてしまうところについては、ハンターさんもしっかりですけども、わなの免許を取得される方も大分ふえてきてございまして、そのような皆さんに通りにわなをかけてとってもらおうというようなこと、あるいは、カメラみたいなことも大分進歩してきてございまして、監視カメラみたいなもので監視をしながら、効率よくとっていくというようなことも進めていただいているところでございます。

青木村は、他市町村のように1頭幾らという形よりも、どちらかというと、総額でお願いしている部分がございます。そんなことでお願いしている部分もありますが、一方では、猟友会館というか、そういう形のもので、皆さんの詰所的なものを整備させていただくような協力もさせていただいているところでございます。これからの状況を見まして、必要があれば、その辺については検討していかなくてはいけないのかと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 近年、木材の価格の低迷ということから、民間の木材業者さん、村内にもありましたが、製材業者さんが撤退されているのが現状であります。現状では、森林組合さんが唯一となっているのかなというふうに思われます。収益の得られるような木材価格の維持も必要と考えます。

あと、間伐材とか里山整備で伐採された木材は有効に活用していただきたいのですが、その活用状況というのはどういうところにあるかお聞きしたいのですが。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 今お話がございましたように、森林組合さんが行っている間伐事業でございますけれども、先ほど、数値は、大体50ヘクタールから60ヘクタールの規模で毎年やっていますというようなお話を申し上げたところなんです、今はほとんど搬出

間伐ということで、間伐した材は、3%ぐらいですか、一部は切り捨て間伐というところも出ているようではございますけれども、ほとんどが搬出間伐ということで、数字を見ましても、27年度で5,113立米、28年度だと6,700立米、29年度も5,700立米ぐらいの間伐材の搬出をしています。

お聞きすると、今はかなり需要もあるということで、搬出しても、補助があるからという部分もあるのですけれども、若干お返しできる部分も出てきているということでございます。また、今までは、材の端材といいますか、丸太材にした後のくずみたいなものが出るんですけども、その辺も最近はバイオ発電の燃料とかで使っていただけるということで、比較的無駄なく搬出ができていますと、そんなふうに聞いております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 数年前から、切り捨て間伐の場合は補助金の対象にならなくなってきているということも聞いておりますけれども、いずれにしても、村の8割を占める森林を有効に活用していただきたいと思っている次第でございます。

そこで、ちょっと提案でございますけれども、これは通告してありませんけれども、私の提案としてお聞きいただきたいと思っております。

最近、竹林が方々で広がってしまっていて、放置竹林という形態になっているかと思っておりますけれども、先般の議会報告会の中でも意見があったわけでございますけれども、竹材の有効活用として、粉碎処理をしてパウダー化する。最近、乳酸発酵をすることによって、非常に畑に効果があるというようなことを聞いていますので、畑に還元できるような、パウダー化する粉碎機、これをできれば村で購入していただきながら、貸し出しできるような体制をとっていただければありがたいなと思っております。これは提案ですので、お聞きいただければ結構でございます。

次に、人口対策についてお伺いいたします。

先ほどの堀内議員からの質問と重複する点もあるかと思っておりますが、よろしく願いいたします。

近年全国的に、少子・高齢化とともに、人口の減少の一途をたどっているのが現状であります。当村でも、減少をとめる、それから、増加というのは大変難しいことであろうかと思っております。できることは、スピードを緩めるということが取り組みの一步だというふうに思っておりますが、村長はどういうお考えでございますか。見解をお答えいただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おっしゃられるとおり、私は、どうやってブレーキをかけるかという言葉で、緩めるということを書いてまいりました。ふやそうとすると、なかなか現実と合わないところがありますので、御質問いただきましたような、緩めるにはどうしたらいいかということも、一つのポイントであるというふうに思っております。

昨年度、地方創生の総合戦略を立てた中でも、こういうことをすれば人口問題研究所が立てたよりもスピードが緩められるという趣旨で、この項はつくっているところでございます。今までずっと議会でも言われましたようなさまざまなことをしながら、緩める方策を講じてまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 人口の維持ということは、結局は、結婚、それから出産ということが切り離せないことでありますが、出生率の向上ということが不可欠なこととなります。いずれにしても、結婚とか出産というのは、これは個人の選択でありまして、行政として干渉できる部分ではないというふうに思っております。行政としてできることは、補助、あるいは手助けということは可能ではないかと思っておりますが、一組の夫婦が出産する出生率ですが、近年は1.2から1.3ほどにあるというふうに思っております。これを上げる手助けとしては、女性が働きながら子供を産めて、育児ができる環境を整備することにあるのではないかと思います。包括支援センターや保育園ではさまざまな取り組みが現在なされておりますが、村として、さらなる取り組みはどのようにお考えになっているか御答弁いただければ。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 人口減少対策ということでございます。住民福祉課の立場としまして、子育ての部分が主なものか感じておりますが、全体的に考えますと、やはり、議員さんがおっしゃられましたように、人口維持には出生率の引き上げが不可欠であると思っております。ただ、出生につきましては個人の選択に委ねられているものでありまして、行政としては、まさに、手助けできる環境の整備が必要と考えております。

ただ、青木村を考えますと、女性が働くには、子供を産めて育児ができる環境、できる限りのことは今やっているのではないかというふうに考えております。各種保育園のサービス、就学援助、また奨学金制度、児童センター、図書館の企画、育児の病児・病後児保育センターの運営にかかわっております。かなりやってくる中でございますが、やはり、現実として、人口減少をなるべく緩めるということにつきましては、さらなるものが必要と考えております。

やはり、仕事と子育ての両立の支援の一つには、総括的に保育サービスの充実が大切であるというふうに考えております。私のほうで少しお話しさせていただきますけれども、青木村では待機児童もなく、保育には十分力を入れているところですが、やはり、これからの働ける社会づくりにつきましては、行政だけではなくて、男女ともに働きながら子育てできるということで、官民挙げて取り組みを進めていくことが、これからのさらなる課題かと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） さまざまな面から、いろいろな取り組み、先日、長和のほうでも給食費の無料化というようなお話も出たりしておりますので、いろいろな面から支援していただければありがたいかなと思っております。

1学年2クラスという目標を掲げていただいておりますが、今後入学されてくる0歳児から5歳児はどのくらいの人数になっているか、教えていただければと思います。

○議長（沓掛計三君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 実際に、青木村は、転入転出、いろいろな入りと出がある関係でございますが、住基の関係のデータでございますけれども、0歳児では18人、1歳は14人、2歳が30人、3歳が25人、4歳が28人、5歳が28人でございます。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） この数字を見ますと、ちょっと残念としか言いようがないような数字ですが、本当に深刻な問題かというふうに思います。

人口減少と高齢化というのは、ただ人数が減って、クラスが減ることだけではなく、先ほどの同僚議員からの質問でもありましたように、労働力の減少ですとか、医療・介護保険などの社会保障制度の維持が困難ともなってくるのではないだろうかと思っております。村としても、村税、自主財源などの村経済にも多大な影響があるかと思っておりますが、そういった方面での見解はいかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おっしゃられるとおり、人口が減少するということは、労働投入の減少に直接結びついていくわけでございます。今、子供たちの人数は答弁申し上げたとおりでありますけれども、2学級の目的といたしましては、人口が維持できれば、多様な広がり、多くの知恵が生まれてくるし、今の青木村の社会というものを維持できるのであります。人口構成が若返るということは、新しい若い人のアイデアとか行動力も期待できますし、いろ

いろイノベーション、そういったことが期待できるわけであります。逆に言えば、人口減少・高齢化社会においては生産性の向上が停滞すると、当然の社会の原理であります。そういう中で、社会増をどうやってふやしていくかが課題であるというふうに思います。

中期計画で立てました4つの柱も、こういったことを課題として立てた政策でございますので、その点をどれだけカバーできるか、本当に、努力だけではなくて大努力をしないといけないというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 先ほど、堀内議員のほうからもお話がありましたけれども、企業誘致による増加を望むというのも一考でありますけれども、総務建設委員会で視察に行った駒ヶ根市、豊丘村では、企業誘致はできたものの、そこで働く人の確保が非常に難しいというお話をされておりました。企業誘致をする中で、移住してそこで働く人たちの住む場所の確保というのが重要ではないかというふうに考えておりますが、村営住宅のみならず、住宅建設用地の確保、あるいは、アパートの建設というふうなことについてはどういうふうにお考えになっているか御答弁をお願いします。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 議員御指摘のとおりで、住む人の場所の確保というのは、非常に重要なことだと思っております。青木村には、現在民間のアパートがございませんので、かつて、村では村営住宅の建設を進めてまいりまして、現在98戸の整備をされております。また、平成27年からは空き家バンク制度を立ち上げまして、移住者などへの住まいの確保というところに一定の成果を上げてきているところです。

今後につきましては、議員もおっしゃいますように、民間の活力で村内にアパート等の賃貸住宅が建設されないかなということで、不動産業者等とも意見交換ですとか情報収集を進めているところでありまして、建設されることを期待しているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） ありがとうございます。

いずれにしても、企業誘致と定住対策を同時に進めたいと思っております。それと同時に、上田市のベッドタウンとしても、青木村に住んでいただけますようお願いしたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 企業誘致の目的というのは、経済効果だけではありませんで、人口対

策、定住対策、そういうものは当然あるわけでありまして。教育、福祉、医療、農業、観光、住宅、商業、工業、こういったことを幅広く連携してやっていく必要があるというふうに思っています。

上田市のベッドタウンということでありましてけれども、青木村の位置づけを見ますと、上田市内は真田とか武石よりは近いわけでありまして、そういったところも、市内の中心部の工業団地は近いわけでありまして。ベッドタウン、残念ながらといいましょうか、そういうことも、機能の一つとしてあっていいというふうに思っています。実際として、東御、坂城も、上田を含めてたくさんの方々が通っております。

それから、先ほどの御質問と連動するわけですがけれども、0歳から6歳までの子供たちはそういうことでありましてけれども、今の小学生が0歳の3月31日にどういう人数で、今、小学校において何人になっているかということでありまして、平均、1学年9人プラスしております。極端な例を言えば、今9歳の子供が3月31日に23人でありましたけれども、11月30日現在では39人で、プラス16人です。ですから、社会増をどういうふうに取り組んでいくかというのが大きな課題でありまして、これを平均すると215人が269人になりまして、54人プラスということで、1.25倍になっています。平均9人プラスをしておりますので、こういったことをしっかりやっていきたいというふうに思っています。

それから、先ほどもどなたかの答弁のところでも申し上げましたけれども、岩手県は、トヨタの大きな工場を呼ぶに当たって、数年前から工業高校にそれに対応する学科を設置したというふうに伺っております。先ほど言いましたように、働く人、技術者の確保のためには、そういった工科短大を4年制にするとかの取り組みも、私ども青木村だけではなくて、上田広域としても、東信地区としてもやってく必要があるというふうに思っております。いずれにいたしましても、人口増、特に若い人たちの人口増をするために、あらゆる方法を議会の皆さんの御支援をいただいてやってまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 御答弁ありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 宮下壽章議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。1時半から再開いたしますので、お願いいたします。

休憩 午後 零時19分

再開 午後 1時30分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（沓掛計三君） 2番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井議員。

〔2番 坂井 弘君 登壇〕

○2番（坂井 弘君） 議席番号2番、坂井弘でございます。

通告に従いまして、3点について質問をいたします。

最初に、県の運営移管に伴う国民健康保険税の改定について、村民益を守る立場から質問をいたします。

1点目、前年度保険税額と県の9月試算による税額並びに県への納付額及び増減率についてお尋ねをいたします。

さきの9月議会でも、私は国民健康保険税の改定について質問をいたしました。その際、住民福祉課長の作業スケジュールに関する答弁は次のとおりでした。9月以降に算定の基礎数値が参考として上がってくる。今後国保運営協議会を開催する中で、12月いっぱいには数字はある程度つかめると思っている。この答弁を裏づける形で、9月議会終了直後の9月22日にマスコミ報道で9月試算が公表され、同日、県の運営協議会が開催されました。

まず、このマスコミ報道の内容について質問いたします。

9月22日付信毎報道によれば、青木村にかかわる来年度国保税の試算結果は、1人当たりの年間保険料11万1,758円、増減率22.4%、1人当たりの県への納付金11万711円、増減率マイナス4.2%となっております。9月議会の際に配付していただきました平成28年度一般会計、特別会計決算附属資料24ページ、(25)国民健康保険関係の国保税の欄の昨年度の1人当たり調定額は7万9,166円となっております。これに信毎報道、すなわち、県の試算の増減率22.4%を適用しますと9万6,899円となり、信毎報道の11万1,758円と大きくかけ離れた数字になっています。この違いはなぜなのでしょう。また、1人当たりの年間保険

料の増減率は22.4%なのに対し、1人当たりの県への納付金の増減率はマイナス4.2%となっています。納付金の算出方法並びに一方がプラス、一方がマイナスになっている結果をどのように捉えればよろしいのでしょうか。住民福祉課長、御説明ください。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今議員さんのおっしゃられました、ことしの9月22日の信濃毎日新聞に掲載されました国保税の関係だと思えます。これにつきましては、長野県内の国保税試算結果が、長野県による第3回の試算の内容となっております。

これによりますと、青木村の1人当たり保険料が11万1,758円で、24%の増となっております。これは県内第14位の伸び率であります。村では、ここ3年で国保の基金より5,500万円を投入して、国保税の値上げを極力抑えてきた反動であるとも言えます。

また、県への事業費納付金につきましては11万711円で、4.2%の減となっておりますが、この算定におきましては、小規模市町村では母数が小さいために数値が乱高下する傾向のため、4年間の平均値より算出されております。当村は、1人当たり医療費が、平成24年の県内5位をピークに27年度は第9位と、県内でもトップクラスの医療費がかかっている状況でございます。今回運営主体が都道府県となったことで、小規模市町村が抱える財政不安定の解消を受けた結果と考えます。

もう1点、今、村の決算資料によります1人当たりの金額は7万9,160何がしということですが、それにつきましては、県の標準の率の、村のほうの算定の方法は、単純に被保険者を割った数字で出しております。今回県のほうでお示したのは、国保の関係、また介護の関係、あと後期の関係の国保税にかかわる分を、それぞれ被保険者が違うものですから、その数値を算定した関係で、数字の差が出てきている状況でございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

ただいまの御説明によりますと、納付金に関しましては、過去4年間の平均値をもとにした想定の数値であるということ、そしてまた、1人当たりの年間保険料につきましては、分母の設定の仕方が違うということということで理解をしておきたいと思えます。

したがって、ここでは1人当たりの年間保険料に着目し、県の発表の数値に基づいて質問を継続したいと思います。

それでは、1人当たりの年間保険料11万1,758円、増減率22.4%、この数値は基金繰り入

れなしで算定したものと思われませんが、昨年度と同じく基金の繰り入れを行った場合、1人当たりの年間保険料並びに増減率はどれぐらいになるでしょうか。お教えてください。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 基金を繰り入れた場合、1人当たり、その数字は今持っていませんので、後ほど計算させていただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） よろしいですか。

○2番（坂井 弘君） 私のほうで独自に入手した数字がございますが、恐らく、その数字と課長のほうで手配していただいた数字と同じになるかと思うんですけども、この数値については新聞紙上で公表されておられませんけれども、県の協議会等の中では、基金繰り入れなしの数値に対して、昨年度水準での基金繰り入れを行った場合として、1人当たりの保険税額は10万1,508円、増減率11%と算出をしております。

昨年と同じような基金繰り入れを行っても、なお1人当たり1万238円の大幅値上げとなります。昨年度基準の基金繰り入れだけでは値上げを回避することができないのは明らかかと思えます。これを回避するためには、昨年度の倍額の基金繰り入れを行うか、それとも、9月議会で私のほうで主張いたしました法定外繰り入れをするか、その2つの方法しかないと思われませんが、いかがでしょう。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今ございました基金の状況でございますが、ここ3年で5,500万円を取り崩しをさせていただいております。今年度の当初予算におきましても1,000万円を取り崩しということで、現在約4,400万円の基金がございますが、さらに1,000万円減るかなという状況でございます。

また、現状ですが、やはり、昨年並み以上に医療費が伸びてきておりまして、当初予算に見込んだ1,000万円もちょっと厳しい状況というふうに現在考えてございます。その中で、昨年度以上に基金を取り崩した場合、今後の納付金に絡めて価格が算定されますと、残り3,400万円ほどということでございますが、単純には、基金をゼロにしてしまえば、その分については1年は対応できるかなというふうに、今考えております。

ただ、ゼロといいましても、国民健康保険には、人間ドックとか特定健診、いろいろな保健事業も加味されてございまして、それは、被保険者の皆さんの国保税から、一部補助金を含めて賄っているところもございますので、単純に、国保税だけ、納付金だけの問題ではないということは認識しておりますので、今後どのように進めるかは、慎重に判断したいと思

っております。

また、前回にもありましたが、一般会計の法定外繰り入れでございますが、現在、青木村で長年積んできた基金を何とか取り崩してきたわけでございますけれども、一般会計と単純にいいましても、一般会計というのは、やはり、村全体、村政全般の税金として、村民の皆さんから納めていただいたものということもありますので、一般会計からということ、やはり、建設、福祉、教育分野においてのいろいろな全体の予算の関係もございます。その中で、国保の被保険者に特定された中での繰り入れは、やはり、慎重に判断しなければいけないのかと現在考えております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいまお答えいただいた基金については、これ以上は難しいという、事業ができないという話を承りました。また、2点目の法定外繰り入れについては、国保の被保険者だけの繰り入れということでは、一般会計からについては、相応の理由がないと難しい、慎重に取り扱いたいと、9月議会と同じ答弁だったかと思えます。

さて、9月議会でも確認しましたとおり、国民健康保険法第1条、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。この趣旨からも明らかなおお、社会保障の一環であるわけですから、税収入を注ぎ入れることには、何らやましいことはないと思われま。全国的にも6割の市町村で法定外繰り入れを行っており、長野県下においても、35市町村で法定外繰り入れが措置をされております。

要は、国民健康保険の被保険者の生活を守る。そのためには、国保税の値上げは絶対にしない。そういう立場に立って住民福祉行政を進めるのか否か、その姿勢が問われていると言っても過言ではないのではないのでしょうか。10月18日に行われた自治体向け説明会で、厚労省みずからも、一般会計の税金で補填する措置を容認する姿勢に転じています。実行をぜひお願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議員さんも、冒頭に村民を守るという言葉がありました。私どもも、やはり、村民を守る立場は変わりはありません。しかしながら、社会保障の一環ということで、国民健康保険という制度がございますけれども、やはり、社会保険も含めて、保険制度の最後のかなめということで、国民健康保険によって皆さんの安心・安全を健康の面で守ってきている制度であることは重々理解しております。制度を守る上で、国保の皆さんは、やはり、所得の低い方、もしくは高齢者の方が多いというふうに認

識している中で、その中の生活の基盤の保険制度でもございますので、そこを重々加味することは必要かというふうに考えております。これにつきましても、今後の推移は、もう少し検討している、わずかな時間ではございますが、その中でも、検討課題というふうに認識しております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいまの住民福祉課長の御答弁で、大変力強いものを感じました。ぜひとも、よろしく実行をお願いしたいと思います。

続いて、村の国民健康保険運営協議会の検討内容、結果についてお尋ねいたします。

既に、11月に村の国保運営協議会が開催されているとお聞きをいたしました。協議会ではどのような検討がなされ、どんな決定がなされたのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 国保運営協議会でございますが、来年度から県へ運営が移管されることに伴いまして、現在の青木村の国民健康保険運営の状況について説明をさせていただきました。その中でも、やはり、現在の運営状況の中でも大変厳しい状況であるということを踏まえながら、これから県へ移管される中でも、納付金を納めて、なおかつ運営をしなければいけないという状況でございますので、それを踏まえて状況説明をさせていただきながら、意見をいただき、また、県のほうでも次の試算状況が来ますので、それによりまして、1月には再度審議会を開きたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

それでは、審議会のほうでよろしく御審議いただきたいと思っております。

それでは、続いて、やはり9月議会で質問しておりました資産割について、再度質問いたします。

この問題に対する9月議会での御答弁は、資産割をなくす方法がよいのかどうか、今後その状況を見据えながら検討したいというものでありました。9月議会では、県の算定方式でも資産割を外していることを指摘をしておきましたが、あわせて、以下の2点を申し上げておきたいと思っております。

まず、1点目、資産割は、現在の青木村の実態からすれば、応能性の趣旨に反していると思われま。県も、国保被保険者が持つ固定資産は、負担能力につながらないものが多いと認めています。現状では、固定資産は即座に現金化できるようなものではなくなっています。

資産割を外すことは、現状に即した改革ではないでしょうか。

2点目、資産割算定規則なる固定資産については、国保税の前に、既に固定資産税によって税がかけられています。さらに国保税をかけるということは、税の二重取りになるのではないのでしょうか。これらのことを鑑みるならば、資産割を外すことは時代の要請であると思います。お考えをお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 資産割についてでございますが、当村は、現在、国保税の算出に均等割、平等割、所得割、資産割の4方式を採用しております。このうち、御質問の資産割については、県でもそうですが、全国的には採用していない市区町村も多く、厚生労働省から示される標準税率試算は、資産割を除いた3方式が採用されてきております。

やはり、議員さんがおっしゃったとおり、資産割は、収益性のない居住用資産が多く、負担能力に直結しておらず、低所得者の皆さんの負担が大きいかと考えられます。当村では、県内の動向を見ながら、運営協議会の意見もお聞きして検討していく考えでございますが、現段階では、前回の運営委員会におきましても、やはり、資産割を除いた3方式がよろしいかどうかということで投げかけております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

この点についても、再度実行いただき、よりよい方向に進むようお願いしたいと思います。

最後に、国民健康保険税の県への運営移管に伴う9月議会以降の取り組み、また、今後のスケジュール、展望についてお聞かせいただければと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 移管につきましては、平成30年4月より国民健康保険制度が都道府県、市区町村の共同運営になることに伴い、もともと、大きな変更点は、都道府県が財政運営主体となることでございます。都道府県において、各種医療費を主とする全体の事業費を算出し、それぞれの市町村の負担分と負担に合わせた標準税率を示すことになっております。直近では、ことしの9月に第3回試算が示されたところでございますが、長野県では、既に第4回試算に着手しております。

県からの医療費の給付と市町村からの事業費の納付を行うための国保情報集約システムの

導入についても、国保連合会を主体として第3期テストを行っているところであり、これに合わせて、村も、標準化システム改修を順次進めております。なお、先ほど申しましたように、第4回試算を踏まえながら、1月には青木村の運営審議会を開き、そこで再度詰めたいと思っております。それに伴いまして、いずれにしましても、3月にはさまざまな条例改正、また、4月からの運用に向けて順次進めていく予定でございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

先ほど、住民福祉課長のほうでも、私の言葉を捉え、村民を守るという立場を表明していただきましたけれども、村民益を守る立場から、国保税の値上げは絶対にしない、むしろ引き下げる、そのことを切望し、この件についての質問を終えたいと思います。

続いて、2つ目の質問に入らせていただきます。

村外保育施設への通園に対する助成についてお尋ねをいたします。

最初に、幼稚園就園奨励費補助金支給の趣旨についてお聞きをいたします。

一昨年3月議会において、金井とも子議員より、幼稚園就園奨励費補助金の支給について一般質問がなされ、その結果、本村でも幼稚園就園奨励費補助金要綱が整備され、同年より施行されています。そこで、お尋ねをいたします。

この幼稚園就園奨励費補助金要綱は、どのような趣旨から施行されているのでしょうか。教育長、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 幼稚園就園奨励費補助金とは、私立幼稚園の設置者に対して、保護者の経済的な負担を軽減するという目的で授業料等の減免を行った場合、国と市町村が私立幼稚園の設置者に対して補助を行う、そういう制度でございます。

青木村の場合は、保護者が上田市の幼稚園に通わせるときに、青木村保育園に通わせる場合と同等な保護者負担になるように考えて、制度を決めております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

今教育長から御答弁がございましたように、保護者の経済的負担の軽減、このことが主たる目的かと思えます。同様に、文科省の交付要綱でもそのことがうたわれています。したがって、ここでは、目的が保護者の経済的負担の軽減を図ることにあるということ、まず確認しておきたいと思えます。

さて、このように幼稚園就園に対する助成は行われていますが、保育園の入所に対する助成はどうでしょうか。御承知のとおり、青木村保育園では、第2子2分の1軽減、第3子全額免除といった保育料減免措置がとられております。では、何らかの理由で村外の保育園に通園する場合はどうでしょう。保育園の広域入所に対する助成内容、方法について、保育園長に教えていただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 多田保育園長。

○保育園長（多田治由君） それでは、広域入所について御説明を申し上げたいと思います。

今議員さんからお話があったとおり、何らかの理由で青木村の保育園ではなく村外の保育園を利用するとなった場合についてですが、その理由をつけて、通う対象になる市町村間で協議を行いまして、通園について妥当であるという結論が出た場合には、通園が可能となります。その場合には、保育料については、青木村で納めていただくそのままの金額をお支払いいただき、市町村間で委託料という形の中で契約を結び、国で示されております基準額というのがございまして、それに基づく支払いを市町村間で行うということになります。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたように、村外の保育園であっても、広域入所の措置によって青木村の保育園に通園した場合と同様の保育料並びに減免の措置がとられるということで理解をいたします。子育てを支援する上から、大変有効な施策であると思っております。

ところが、こうした助成、減免措置の適用が全く受けられないまま村外の保育施設に通園している園児がいます。なぜでしょう。広域入所措置がとられるのは、認可保育園に通園する園児に限られているためです。

そこで、村外保育施設への通園の実態についてお聞きをいたします。青木村から村外の保育施設である幼稚園や保育園に通園している園児の数並びに通園の理由を施設種類別に教えてください。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 村外の保育施設へ通園している実態ですが、平成28年でいいますと8名というふうに考えております。おひさまクラブ、上田幼稚園、上田南幼稚園、ひなた幼稚園、すくすく園、それから、29年度では6名というふうに承知しています。おひさまクラブ、上田南幼稚園。

理由は、それぞれ、そこまで詳しく一人一人きちんと聞いているわけではないですが、I

ターンで青木に来た家庭がそれまで通っていた幼稚園に通わせたい場合、それから、保護者の幼児教育に対する考え方によって、その保育園、あるいは幼稚園に通わせるというふうに承知しております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

ただいまの御説明にございましたように、数はそれほど大きくはないものの、それぞれの幼稚園、あるいは保育園に通われ、助成措置がとられている園児の皆さんが多いかと思いますが、今のお答えの中にもありました園の中に、広域入所措置の対象にならない認可外保育園に通園されている園児が青木村内にもいらっしゃいます。

さきの衆議院選挙では、安倍政権は、公約として保育料無償化を打ち出しました。第4次政権が発足し、その具体化が待たれています。消費税の10%導入を正当化するためのあめとむちの政策である、このことには大変強い憤りを持っているところではありますが、保育料無償化の方向そのものについては歓迎したいところです。

さて、政権発足当初、安倍政権は、この保育料無償化について、認可外保育はその対象から外す方針を打ち出しました。しかし、世論の厳しい批判に押され、認可外保育も対象に加える方針転換を余儀なくされました。このように、国の施策でも認可外保育を無償化しようとする動きの中、村の施策を省みると、認可外保育の園児に対してのみ補助がないというのはいかがなものかと思われまます。取り残されている認可外保育についても助成制度を早急に構築すべきと思いますが、教育長、いかがでしょう。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村では、待機児童がないという状況にあります。また、青木村は、保小中一貫教育を行っておりまして、インクルーシブ教育システムについても、県内では先駆的な取り組みをしております。この体制によって小学校への移行支援が丁寧にできしており、子供たちが小学校に入学したときに起きる小1ギャップの混乱も少ないと考えております。そのような理由から、基本的には、全ての子供が青木の保育園に通ってほしいと、実は願っているところであります。

その一方で、先ほど理由でお話ししましたように、Iターンをしてきた家庭や、さまざまな考え方をされる保護者のお考えも尊重して、幼稚園就園奨励費補助金の制度を昨年から導入したところであります。現在、国が定めた制度では、無認可保育所は対象ではないということになっておりまして、国の補助も出ておりませんので、村としても助成はしていない、

そういう状況になっていますが、今お話にあったように、現在、国は幼児教育の段階的無償化に向けて動いておりまして、その動きは注視していきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

保小中一貫の中で、全ての子供を青木村の中でというお考えがあること、そして、保小一貫、あるいは連携という中で、補助が手厚くできるということがあるということについて、これを否定するものではございません。しかし、その一貫教育、あるいは連携教育に加わらない、そういったお子さんが、あるいは、保護者の希望があるというのも事実かと思えます。そうした中で、ある面では、一貫教育に乗らない環境の中で育ったお子さんを、言い方は悪いですが、特別視することがあってはならないというふうに考えます。現在の多様な価値観の中、児童やその保護者が多様な特色ある保育を選択する、このことは保障されなければなりません。

青木村の子供は、高校へ行って、初めて今まで育った顔見知りの集団と違った集団の中に置かれる経験を持ちます。それゆえに、新たな人間関係、新たな集団になじむことに戸惑うことが多いということが、よく指摘されるところです。保小中一貫、1園1校、こうした弱点を克服する上からも、むしろ、保小中一貫の中で育ってこなかったお子さんが集団の中に新たに加わることで、新たな人間関係を構築する機会が与えられる、そういったことになり、より新たな人間関係を築く土壌が培われると考えるべきではないでしょうか。児童やその保護者の多様な価値観を保障する、そのことは、青木村に子育て世代を呼び込み、そして、村長が掲げる1学年2学級以上を実現させる上でも大変重要です。排除の論理ではなく、多様性を認め、そういった柔軟な教育政策をとることにこそ、青木村の発展軸があることを肝に銘じるべきだと思います。

また、加えて申し上げますが、認可外保育園という中で、認可している保育園との差異、認可外保育園で果たして質の確保ができるのか、そういったことも論議されるところではございます。それについて申し述べておきたいと思えます。

認可基準を満たしていても、認可園となることで縛りがかかる。そういったことを嫌い、園独自の特色ある保育をしたい、そういう願いから、あえて認可を取らずに運営している認可外保育園もあります。御承知のことと思えますが、上田市には認可外保育園が3園あります。上田市長瀬にあるこどもの園、古安曾にあるのびのび保育のすくすく園、中央東の保育所にゃんにゃん上田園の3園です。このほかにも、認可外の事業所内保育園がございまして、

一般の乳幼児が入園できるものではありませんので除外します。

私は、先日認可外保育園の一つであるのびのび保育のすくすく園を訪ねてまいりました。保育時間は9時から17時、園の建物面積157.2平方メートル、園庭面積1,241平方メートル、園児数28名、小規模認可の保育園児プラス9名、職員数、常勤8名、うち保育士7名、プラス調理員1名、月木金は弁当、火水に自園調理の給食を提供。基本方針は、子供たちに考えることの大切さを伝える。自由保育を中心にするが、好き勝手ではなく、ルールを守り、義務を果たすことで本来の自由を獲得させる。応用力を身につけ、すべきことを考えられる子供にするといった考え方で保育園を運営されています。

御承知のことと思いますが、認可外保育園の質を保障する上では、認可外保育施設指導監査がございます。年1回、県と市の立入検査が入ります。監査をクリアした認可外保育施設では、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されます。ここにそのコピーをいただいております。あえて申し上げます。認可外保育園にあつては、質の確保ができないという指摘は全く当たりません。

そういったことも鑑み、先ほど、全ての子を青木でというふうに教育長はお話しされましたけれども、繰り返しますが、それぞれの考え方、そういったことを保障する、そういった立場に立って、一概に青木村でという発想を改めるべきではないでしょうか。あわせて、再度繰り返しますが、青木村外のところであっても、幼稚園に、そして認可した保育園には、広域入所で助成措置がとられています。そういったことと同じ発想をするならば、あえて認可外だけ外すということは成り立たないというふうに思いますが、教育長、いかがでしょう。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 議員のおっしゃることは、本当にそのとおりだと思います。私のお話ししているのは制度上のことでありますので、制度上については、青木村の教育委員会云々の問題ではない、国の制度でありますので、それについては誤解のなきよう。もちろん、子供の多様性、それから、子供の個性は十分尊重した青木の教育は、今後も進めてまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） わかりました。制度上のことであるということ、よく理解をいたします。

では、申し上げます。

認可外保育園通園に対する助成制度は、今国ではないとおっしゃいました。もちろん、国

ではありません。しかし、近隣自治体でこれをやっているところはないでしょうか。あります。隣の上田市です。上田市の場合は、認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱が定められております。これに基づいて複数の支援事業を行っています。まず、保育料の減免事業、市町村民税所得額21万1,200円以下の世帯に対して、5段階で、乳幼児1人につき年額4万1,400円から20万5,300円の助成がされています。さらに、1、2歳児の保育に要する経費月額2万8,152円、延長保育に要する経費月額2,584円、第3子以降の子について月額6,000円、これらの助成金が支払われているんです。同じ認可外保育園に通園していながら、上田市在住の園児保護者には助成があり、青木村から通っている園児保護者には助成が全くない。先ほどの教育長の言葉とは異なるのではないのでしょうか。

あわせて申し上げます。第3子以降の子に対しては、青木村でも、青木保育園や広域入所の措置がされている認可保育園に通園している場合は無料となっています。この制度は、県単独の多子世帯保育料減免事業を活用していると思います。県の要綱では、この事業について、第3子以降の子の通園先を認可保育園とは限っていません。認可外保育施設に通園する際も、その事業の補助を受けられることになっています。にもかかわらず、青木村ではその活用対象から外されているのが現状です。

最初に確認しましたとおり、幼稚園就園奨励費補助金支給の趣旨は、保護者の経済的負担の軽減を図ることです。上田市の認可外保育施設に対する補助金交付要綱も、児童の処遇向上を図ることが趣旨です。県の多子世帯保育料減免事業の趣旨もしかりです。安心して子供を産み育てやすい環境づくりを推進するため、保育所等に通う多子世帯の子供の保育料等の負担軽減を支援するとしています。幼稚園に限らず、認可保育園、認可外保育園を問わず、保護者の経済的負担の軽減は平等に図られるべきです。認可外保育園のみ助成から外されている、いわば差別的とも言える措置を一刻も早く是正し、平等に助成がなされるような制度構築をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。制度構築をしてください。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 先ほどお話ししましたように、青木村の待機児童はいないということとあります。私の願いとしては、青木村の保育園に来てほしいという、この基本的な願いがありますので、今お話しすることは、私の一存とかというのではなくて、制度上のことで、国の制度を注視しながら考えていきたい。同じ答弁になりますが、御承知いただきたいと思っています。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 承服しかねます。

青木の子は青木で育てたい、それはわかります。わかりますけれども、一方で、そうでない、違ったところで育てたいんだ、そういう思いを持った親御さん、お子さんだっけいらっしやるわけです。それを除外してはならない。そうしたことを認めることが、より多くの方を村に呼び込むことにつながるわけです。そういった、幅広い柔軟な姿勢を持っていただきたいというのが1つです。

それから、制度上とおっしゃいますが、私が申し上げたように、制度上でも、きちんと県のこととかを利用していけばできるわけです。それを利用してない、そういう現状があるわけではないですか。ですから、きちんと調べて、先ほどの県の多子世帯のこと、あるいは上田市の状況、そういうことをきちんと見て、制度をつくってください。そのことをお願い申し上げ、ここでは、この点についての発言は終わりたいと思います。

続きまして、3つ目の質問に移ります。

平和憲法擁護並びに核兵器廃絶に向けて質問をいたします。

最初に、憲法改悪の動き並びに核兵器禁止条約に対する首長としての基本的なお考えをお聞きしたいと思います。

2013年秘密保護法、2014年国民投票法、2015年安保法制、すなわち戦争法、2017年共謀罪と、これまで安倍政権は、憲法改悪、戦争できる国づくりに向けた法改正を矢継ぎ早に強行してきました。そして、本年5月3日、遂に安倍首相は、憲法第9条の第1項、第2項を残し、第3項として自衛隊を明記するとする、いわば小手先の改憲を打ち出しました。御承知のとおり、法律上の新たな条文は、それ以前の条文に優先します。したがって、新たに第3項を起項し、自衛隊を書き込むことは、第2項の陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。これを死文化させ、戦力の不保持、交戦権の否認を否定します。違憲の安保法制、海外での交戦を認める集団的自衛権を合憲化し、自衛隊が軍隊として機能する方向に道を開くものになります。

戦後72年、日本は、戦争によって、また軍隊によって、他国の人を一人も殺してこなかった。そして、一人も殺されてこなかった。このことは、まさに、平和憲法があり、憲法9条があったからにはほかなりません。今や、日本国憲法第9条は、ノーベル平和賞にノミネートされ、コスタリカを初め世界の国々から、平和のとりでとして称賛されています。この憲法9条を壊そうとする安倍首相の動きを、私はどうしても許すことができません。

4日前の12月10日、ノルウェーのオスロでノーベル平和賞の授賞式が行われました。受賞したのはICAN、NGO非政府組織核兵器廃絶国際キャンペーンでした。被団協、原水爆被害者団体協議会の代表田中熙巳さん、事務局次長の茅野市在住藤森俊希さん、そして、広島・長崎両市長も招かれ、出席されました。ICANのノーベル平和賞受賞は、核兵器廃絶を訴え続けてきた世界の人々の受賞だと思います。

7月7日、国連の条約交渉会議において、核兵器禁止条約が122カ国の賛成多数で採択されました。会議に参加した圧倒的多数の人々が、抱き合い、肩をたたき合い、涙して、成立を喜び合いました。核兵器廃絶に向けた歴史的な1ページを刻んだ瞬間でした。しかし、犯罪的にも、日本政府はこれに反対し、投票に参加しませんでした。アメリカの顔色をうかがってのことです。唯一の被爆国として信じられない、恥ずべき行動です。さきの国連総会でも、多くの国々から批判が沸き起こりました。

さて、この2つの動き、憲法改悪と核兵器廃絶の動きに対して、北村村長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。青木村の首長としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まず、憲法の問題についてでありますけれども、昔読んだ城山三郎さんの本の中で、さきの大戦で得たものは憲法だけだというふうに言っていました。私も、この本を読んだときには大変感銘したわけです。ちなみに、城山三郎さんは、太平洋戦争中に、17歳で特別幹部候補生として志願した方だそうであります。

いささか私ごとでありますますが、坂井議員にはもう2回目かと思っておりますけれども、私の小学校の同級生は37名おりました。そのうち、さきの大戦でお父さんを亡くされた方が4名おりました。ちなみに、そのうち3名は、私と同じく当郷、家の近い方でございます。こういう同級生を長く見てくる中で、特に、私が子供を持ってから、あるいは孫ができてから、本当に、戦争はどんな理由があっても絶対起こしてはいけないことだというふうに、さらに思うようになりました。起こしてもいけないけれども、参加もしてはいけない。

戦後72年になりますでしょうか。今の日本の平和は、この憲法によって守られてきた。これは、体験した方が少なくなっている中で、戦争の悲惨、あるいは平和のとうとき、こういったことを風化してはならないというふうに思っています。我々の時代ですべきことというのは、次世代につなげまして、恒久平和な世の中をつくっていかなければならないというふうに思います。今、憲法改正の問題の話がありましたけれども、今後国民の中で十分な議論

が深まってほしいというふうに思っております。

次に、核についてであります。唯一の被爆国の国民として、この悲劇を二度と起こしてはならないというふうに思います。核兵器のない世界の実現に向けて、私どもは取り組んでいかなければならないというふうに思います。お話しの方針については、核兵器の非人道性を強調いたしまして、核兵器の使用、開発、所有、実験、こういったものを禁止しているわけです。全ての条約の締結国に核兵器の完全な撤廃を求めたということは、大変意義深いことだというふうに思います。

ことは7月13日でありまして、反核の平和リレーが役場に来ました。私から、激励の言葉と、気持ちでありますけれども、カンパを差上げたところでありまして。お話にありましたICANがノーベル平和賞を受賞したことによって、こういった運動が認知をされ、さらに権威を得た運動になるだろうというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 村長より大変崇高なお答えをいただきましたことに感謝を申し上げます。

今、世界各国で核兵器廃絶国際署名が取り組まれております。「被爆者は、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めます」と記された署名用紙です。12月4日現在、集約されている署名数は全国で515万筆、知事、市町村長から届けられた署名は969筆、我が青木村の北村村長もお名前を連ねられ、長野県では、阿部知事を初め全市町村が署名をしています。村長とともに、議会からも署名の輪を広げ、平和憲法を守り、核兵器廃絶に向けた取り組みを一層加速させたいと思います。

さて、31年前のことになりますが、青木村では非核平和宣言を行っております。役場の担当の方に調べていただきました。そうしましたところ、1986年、昭和61年の青木村議会第2回定例会において宣言されておりました。宣言文を読み上げます。

「世界の恒久平和は人類共通の願いである。しかしながら、核兵器による軍備拡張は依然として続いており、国際情勢の緊迫化は増大し、世界の平和と安全に脅威をもたらしていることはまことに憂慮に絶えないところである。こうした状況にあつて、我が国は世界唯一の核被爆国として、広島・長崎の惨禍を再び繰り返さないため、非核三原則を国是としてきたところである。よって、青木村は、村民とともに、この精神を永遠に遵守し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を実現するため、ここに非核平和の村を宣言する」。

この非核平和宣言を御承知の方はいらっしゃったでしょうか。恐らく、存在は記憶してい

たととしても、日常的に身近に接することは、それほど多くなかったと思われます。日本各地を旅行すると、あちこちで「平和宣言都市」あるいは「非核平和宣言の村」といった看板が建てられていたり、役場庁舎の壁面には垂れ幕が掲げられていたりしているのを見ることがあります。私の知る限りでは、青木村ではそうしたものを目にする機会がありませんでしたが、非核平和の村を宣言した後、青木村としてそのことを内外にアピールするような具体的な取り組みはあったのでしょうか。総務企画課長、教えてください。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 宣言につきましては、今議員のおっしゃる年に非核平和宣言をしております。その後の話になるわけですが、具体的ということになりますと、先ほど村長からもお話がありましたが、自治労の職員組合のほうでは、36年にわたって反核平和の日のリレーを行っております。そこへ首長が必ず激励をすること。また、職員もこの組合に参加しておりますので、応援活動のほうはさせていただいております。具体的なものといたしますと、それが唯一であります。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

36年間にわたる取り組みをしているということ。これについては大変有意義な活動であろうというふうに思っております。

東御市では、本年3月1日、平和と人権を守る都市宣言を制定し、市役所前市民交流広場に建立した平和と人権を守る都市宣言記念碑の除幕式を行いました。この宣言は、東御市長3期目の公約の一つであったとお聞きをしております。記念碑は、横長の石板に都市宣言全文が刻まれた立派なものであり、市内の小学生が社会見学に訪れ、碑の前で人権学習や平和学習が行われています。

平和を守ることが喫緊の課題となり、そしてまた、核兵器廃絶に向けた取り組みが世界的な機運となっている今日、非核平和の村を宣言し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を実現することを呼びかけている青木村としても、そのことを内外に知らしめることは大変重要であり、今日的課題であると考えます。青木村として、具体的なアピール、形にする用意がございましたら御紹介いただきたいと思います。村長、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私も、県内の市町村を回りまして、あるいは道路を通ったり、市役所へ行きますと、少し古くなった、あるいは、相当古くなった「平和宣言都市」というふう

出ているところもあります。東御では人権をプラスしたというお話ですけれども、こういったことを形にする、垂れ幕をかけるとか碑を建てるということも大事なこともかもしれませんけれども、今、坂井議員が内外とおっしゃいましたけれども、特に内です。青木の村内について、こういった村が40年近くもやっているということをPRしていく機会を設けなければならない、あるいは、機会といたしましょうか、それぞれのところで、それぞれの立場でこんなことを思い起こす、そんなきっかけをつくってもらえればいいなというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

今、村民の中にというお答えの中で、先ほど東御市のことで、小学生が碑の前で学習を行っているということを紹介しましたが、そんなことも含めて、今村長がおっしゃったように、この宣言がしっかりと根づいて、生きた形で我々のものになるように、平和を愛する村民の気持ちが表現され、発信される、そんな取り組み、内も外もということでお考えいただければというふうに思っております。よろしく申し上げます。

最後に、道の駅あおきリニューアルオープンにかかわって村長に質問をいたします。

道の駅あおきの改装が着々と進められ、来年4月には全面的なリニューアルオープンができるものと思っております。さて、そのオープニングに当たってイベントを計画されているようですけれども、その際、自衛隊の音楽隊の出演を要請するお考えであることを、この間、村長御自身の口から時折お聞きをしております。道の駅あおきのリニューアルオープンに際し、自衛隊の音楽隊を呼ぶ意図は何なのか御説明いただければと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村長の仕事で一番大事なことは、村民の生命と財産、これを守ることです。坂井議員は、松本にあります牛伏寺断層の将来活動確率、その危険度をどういうふうに思っておられますか。これは反問権でありますので、答えていただかなくて結構ですけれども、その率は25%なんです。トラフを除くという前提ですけれども、これは全国第1位です。ちなみに、第2位は和歌山の16%です。多分、熊本は数%だったというふうに記憶しています。このように、至近に非常に断層の強いものがあって、松本とは直線距離で非常に近いですね。ということで、そういうことを私は一つには想定しております。

最近、東日本とか熊本の地震や大規模災害のときに、自衛隊が被災直後の救援、あるいは復旧にどういうふうに活動してきたかということは、御承知のとおりでございます。こうい

うことは、常日ごろから青木村を知っていただく、地形地物等を含めて大事なことだというふうに思っております、毎年の村の災害訓練には自衛隊も来ていることは、御案内のとおりでございます。

まだ文章でお願いしているということではありませんけれども、口頭のやりとりの中で、今来ていただけたような音楽隊というのは、群馬県の相馬原にある陸上自衛隊の音楽隊ということでやっておりますが、これも高いレベルの音楽隊でもありますし、もう一つ、余り大きな声で言っていかがうか、派遣費用も、お弁当とかそういうものは必要になってくるかと思えますけれども、原則ただということでございます。たまたま、この部隊にはヘリコプター一部隊がありまして、御嶽山を双発のヘリコプターが往復しているのを御存じいただいていると思えますけれども、このヘリコプターは長野県の災害派遣も担当している部隊でございます。

ということで、ふるさと公園あおきには、御案内のとおりヘリポートもあるわけですから、いろいろな面で交流を深めていくことが大事ななというふうに思っております。5月の連休前には何かイベントをしたいということでありまして、連休前に来ていただいて、具体的にどういふふうにするかはまだ決めていませんけれども、数十人単位で来るというふう聞いておりますが、私の希望とすれば、ふるさと公園あおきの芝生広場で演奏していただいて、青木村にも吹奏楽団ができて、そうした音楽に対する、あるいは吹奏楽団に対する興味も大分出てきましたよね。そういうことで、いいチャンスだと思っております。

自衛隊の音楽隊は、上田のサントミュージーゼでやったときは、開演30分前に行っても入れなかったというような話を聞いておりました、大変レベルの高い団体というふう聞いております。私もテレビ等で見ておりますけれども、最近県内でどういったコンサート、パレードをしているかということでは、大町市の雪まつり、松本市の信州夢街道フェスティバル、千曲市の戸倉上山田温泉まつり、高森町のおまつり、白馬村のインターハイ、中野市のコンサート、ことし11月には、松本市の市制110周年にも来たというふう聞いております。

こういったことを総合的に勘案して、自衛隊にお願いする。ほかにも吹奏楽団とか、いろいろあると思うんですけれども、やはり、何十万円もしますし、身近に来ていただいて、プラスといいましょうか、ホームなんですけれども、青木を知っていただくということもあつまして、自衛隊にお願いをしているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

最初に村長のお話からありました自衛隊の持つ役割、とりわけ、災害派遣に対して大きな役割を果たしている。そのことについて、私は否定するものではありません。しかしながら、自衛隊のもう一方の役割、軍備・兵力としての側面、このことが今日必要以上に増強されている。そのことにも目を向ける必要があるかと思えます。先ほど来申し上げているとおり、憲法改悪の動き、憲法9条へ自衛隊の書き込み、そのことの是非が大きな問題となっている今日、道の駅あおきのリニューアルオープニングという、村民を初め近隣住民の皆さんみんなで祝おうとするイベントに、その渦中の自衛隊を呼ぶということはいかがなものかと私は思っております。

自衛隊の音楽隊の演奏を聞く機会を設定するということは、意図する、しないとにかかわらず、村民や近隣住民に自衛隊の存在意義をアピールする広報の役割を村が積極的に担うこととなります。そのことは、今、村長の発言からも、むしろ、村として意図するものであるというふうな御説明であったかと思えますが、しかし、そのことは、とりもなおさず、9条への自衛隊書き込みを容認、先導する役割を果たすことになりかねません。道の駅あおきのリニューアルオープニングを音楽演奏で盛り上げようというのであれば、もっとふさわしい音楽家、演奏家集団が身近に存在しているのではないのでしょうか。

先ほど村長のお話からもありましたが、青木村にも吹奏楽団が活躍しているわけです。あるいは、近くの東御市を活動拠点とするTNSジャズオーケストラという演奏集団があると聞いております。このTNSの演奏会には、毎年遠く埼玉からもファンが駆けつける、そのぐらい盛況だといえます。TNSには、青木村からも2名の楽団員が参加しているということです。こうした、青木村民がかかわったり、青木村の近隣で活躍したりしている演奏家集団、こちらに参加要請をしたほうが、道の駅あおきのリニューアルオープンにふさわしい催しになるのではないのでしょうか。村民こそって、気持ちよく道の駅あおきのリニューアルオープンを祝福し合えるような形になるよう、村長の再考をお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 再考をということですがけれども、私は、先ほど言いましたように、自衛隊の皆さんが、例えば、ヘリコプターで青木村の上空を飛んでくれるとか、青木村担当の松本の中隊が山道を通って青木村へ災害のときに来てくれるとか、それは大変大事なことでないですか。そう思いません。私は、日ごろのおつき合いは大事だと思っています。

何も、青木村の吹奏楽団を否定するものではありませんけれども、スケールの大きさとか、レベルと言っては失礼ですがけれども、そういうことを考えると、私は、自衛隊の音楽隊がふ

さわしいと思います。これをずっと恒久的に呼ぶのではなくて、東御でやった楽団とか、青木村の吹奏楽団の皆さんには、青木村で、土日、時々やってよと、こういうことを今から話をしております。

ちなみに、申し上げますけれども、松本の駐屯まつりがあります。4月の桜の咲く時期です。私はなるべく行きまして、青木村災害担当の第2中隊の中隊長によろしくお願いいたしますという話をしてしております。このときに、御代田町長さん、これは共産党の党籍を持つ方と伺っておりますけれども、駐屯まつりにも来られておりました。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

村長が、少ししっかりした態度で話をされていた、松本から来ていただく、そのことでコンタクトをつけておくことは大事なことでないかという話、それについては否定するものではありません。先ほど来、私が申し上げているように、自衛隊が災害派遣に対して大きな力を発揮していることは否定をしていませんし、認めるところであります。そのことを申し上げ、一方で、これ以上は繰り返になってしまうけれども、先ほど来申し上げているように、今この時期にということについてはどうかなという考えを持っております。そのことを申し上げて、時間が残されているのもわずかですので、その考えを申し述べておくということにとどめたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 坂井議員のおっしゃることは、意見として承ります。

私も、村内の方々に私が思っていることを伝えて、坂井議員からも再考しろという御質問をいただいたということを含めて、また意見を聞いてみたいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 大変賢明な御答弁ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 坂井弘議員の一般質問は終了しました。

◇ 山 本 悟 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、10番、山本悟議員の登壇を願います。

山本議員。

[10番 山本 悟君 登壇]

○10番（山本 悟君） 議席番号10番、山本です。

さきに通告いたしました1点につきまして、村長並びに村長部局にお尋ねをしてみたいと思います。

具体的質問に入る前に、若干復習をしてみたいと思います。

表題は地域おこし協力隊についてということなのですが、地域おこし協力隊とは何ぞやということ。都市部などから地方、過疎地とか辺地とか、当然そうではないところもあるんですが、一定期間移住して、地域の活性化に取り組む地域おこし協力隊員として、地方自治体が募集、委嘱した人。特産品の開発ですとか、販売、あるいはPRとか、地域おこしの支援や農林産業等への就労等、移住・定住を図る制度、取り組みということだそうでございます。総務省が2009年、平成21年に創設、2014年度からは、そこに、農水省が今までやっていた農村の活性化のため募集していた田舎で働き隊という事業があったんだそうですが、それと統合して、今は、所管は総務省と農水省ということになると思います。費用面ですが、国が隊員1人につき年間上限400万円、これは特別交付税で手当てをするという事です。

今までの実績なんですが、最も新しい29年度ですが、全国で約5,000人、これは、去年が4,000人ちょっとでしたので、約20%多くなるかと。最終的な数字ではございませんが、そういうふうにも測られております。

それから、受け入れ先ですが、全国1,788自治体の60%ぐらいが募集をし、採用している。これは、都道府県、市町村、東京の特別区も入っているそうです。えっ、東京もかいという話なんですが、例えば、東京などは人数は少ないんですけども、10人ぐらいですが、例えば、三宅村ですとか、大島町ですとか、そういったところ。三宅村というと、何十年ぐらい前ですか、火山の爆発があつて東京のほうへ一時避難をしたという記憶があるかと思いますが、そんなものもございませぬ。それから、大阪とか、神奈川とか、村長が前にいらした埼玉でも7人ほど、秩父市、神川町、そのようなところで募集をしているようございませぬ。去年は、914の自治体で4,090人、ことしが5,000人ということなのですが、現時点でも20%ぐらい前年比プラスと。それから、15年度と比べると1.5倍とか、そのくらいの数字になるようございませぬ。

活動内容ですが、一番大きいのは観光。これは、外国人観光客の受け入れのためのいろい

ろな準備ですとか、あるいは、農家の体験宿泊ですとか、いろいろな観光に関するもの。それから、1次産業。農業を中心とした農林産物の販路の拡大ですとか、あるいは加工とか流通分野での協力、サポート的なこと。それから、行政そのものへのお手伝いといいますか、自分が移住してきたというふうなこともあったりして、移住促進のための、自分の経験を生かしての協力。それから、何か仕事を始めたいという人のための起業のお手伝い。それから、その自治体のPR。新聞ですとか、広報ですとか、ミニコミ誌の発行とか、パンフレットとか、いろいろなPRをする。それから、タウンマネジャー、地域おこしの旗振り役。県内ですが、現時点で、ネットなどで資料に若干ばらつきはあるんですけども、315人。これは総務省の担当分、それから、農水省の担当分が8人というふうにありました。農業、空き家の対策とか改修とか、観光のPRとか、いろいろなことをおやりになると。いずれにしても、地域の活性化に取り組んでいると、こういうことでございます。

それから、隊員の年齢とか性別でございしますが、女性が多くて約40%、年齢的には20代、30代が80%、それから、任期終了後のことなんですけど、半分ぐらいの方は任地にとどまって、あとの10%ぐらいは近隣の市町村にとどまり定住するというところでございます。半分ぐらいの方が、何らかの形で就業し、農業にも2割ぐらい、それから、勤めるのではなくて自分で何かを始める、起業される方も多いようでございます。

復習と経過等はこのぐらいにしまして、具体的な質問に入ってまいりたいと思います。

この制度採用時の庁内での議論についてお尋ねします。この制度があるということを知ったときに、庁内でどんな議論をされたのでしょうか。お願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村の課題が、今まで朝から議論されてくるような繰り返しになるからあえて言いませんけれども、たくさんある。それを解決する方法の一つとして、これを取り組もうということになりました。実は、隣接する麻績村は、前からたくさんの人たちに来ていただきまして、非常にうまくいっているということも勉強いたしました。たしか、山本議員からも、議会で質問、あるいは御紹介があったこととございますので、そういったことと、それから、国が地方創生の中で大きく力を入れ始めた。そういったことがきっかけでございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 費用の面でも持ち出しがなくていいという、これも本音の部分かもしれないけれども、いずれにしても、やる気のある若い方が来てもらい、新しい風が入れ

ば、村に住んでいる方も何らかの影響でいい方向へ行くのではないか、そんなことも考えられるかと思えます。

それで、福利厚生も含めて、隊員の身分についてお尋ねいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 隊員の身分ということですが、現在お二人が協力隊の中で活動されております。月給と、1週間の決められた上限の時間等がございますので、社会保険等はありません。そんな中で活動をしていただいております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 嘱託職員ですか。福利厚生をもう一度お願いします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 嘱託職員ではなく、週の中の時間も上限がありまして、それ以内ということで、実際には、社会保険等の対象にもならない中で活動をしていただいております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 嘱託職員ではないということで、社会保険もないということです。何かあった場合はどうするんですか。もし、けがをされてしまったとか、病気になられたとか。自己責任というには、余りにも冷た過ぎるかもしれない。

○議長（沓掛計三君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） お答えします。

正式に言いますと、特別職の公務員という位置づけになります。ですので、村が掛けています公務災害の対象になりますので、活動中に何かありましたら、そちらで対応できるということですよ。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） わかりました。いずれにしても、どの制度であれ、とにかく安心して働いていただかないことにはと思いますので。

それから、今まで何年に何人採用して、満期に、あるいは途中でおやめになったというような経過についてお尋ねします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 青木村で協力隊員の採用につきましては、平成27年4月の段階で3名を採用いたしました。同じ年の10月にもう1名を採用い

たしましたので、合計4名の方を協力隊として採用しました。その翌年になりますが、28年5月にお一人、女性の方が事情により退任をされ、さらに、28年9月にもう一人が退職をしたわけでございますので、現在は2名の方が活動しております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） プライベートのことをお聞きするのではないですが、おやめになった理由というのは、いろいろ個人の考え方とか、価値観とか、いろいろなものがあるのだけれんですが、差し支えない範囲で、どういうことでおやめになったのか、できましたら。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） お一人は家庭の事情ということになります。お一人は、勤務評価等で退職になります。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） お一人の方は、御自身の意思でおやめになったんですか、そうではなくて、村の意思でやめていただいたんですか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 家庭の事情以外のもう一人の方のことを言っておられるかと思いますが、1年が任期でお願いをしてありますので、その段階で継続の雇用契約をしなかったということになります。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） わかりました。

民間の会社でも、当然試用期間もありますし、本人の意思ではなくて、団体の意思でもおやめになっていただくこともあると思いますので、それは別にどうということではございません。わかりました。

それから、採用にわたって、例えば、こういう職種の人が欲しい、こういう専門的な人が欲しいということをするかと思うんですが、そのときは、適性とか、ペーパー試験とか、面接試験とか、それはどんなふうにおやりになるんですか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 当時、この募集の中で来た方につきましては、こちらで一番重視したのは、皆さんがどういうことを村でやっていただけるか。自己アピールになるかと思いますが、そこら辺を中心に書類選考等をやっております。これが1次試験になりますので、その後面接試験等をして、最終的に何名という感じで採用を

いたしております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） わかりました。

実際に仕事をやっていただく場合、本人の個性とか得意分野とかがありますでしょうし、それから、村ではやっていただきたいことがあるんですが、その辺は、話し合いの上で、本人の御希望やら、特技といいますか、得意分野とか、いろいろなことをお聞きした中で、ではあなたはこれをお願いしますというふうな形かと思うんですが、その辺はうまくいきますか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） おっしゃられたとおりで、御本人の得意分野もありますので、そこら辺が村のほうと合致したということで、今活動をしていただいております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 隊員に対する評価なんですが、行政が評価する、首長を初め、役場の中で評価する、あるいは、村民の皆さんがいろいろ接する中で、あの人はすばらしいとか、いろいろな評価があると思うんですが、その辺はどうでしょうか。村の中では、ある程度定期的に評価するとか、あるいは数字で評価するとか、そういうことは特にやっていないですか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 隊員の方には、1週間まとめてになりますが、1週間分の活動報告なるものは上げていただいております。それが村長まで行きますけれども、見させていただいて、あとは、村民との云々かんぬんもいろいろ書いてございますので、隊員として村民とどういうふうに接していたかもよくわかる内容になっておりますので、そんなことで判断をしております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 村民から、電話なり、面接なりで、直接何か村のほうへ届く声というものはあるのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 協力隊にやってもらいたいことがある程度村内にPRできた段階では、やはり、村民の方からやっていただきたいというような

お話は幾つかございました。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今、全国的に見ると隊員数もふえている。ただ、今問題になっているのは、逆に、隊員は来てほしいのだけど、それぞれの自治体が募集をしてもなかなか手を挙げて来てくれる人がいないということで、定員に満たないというふうなお話も聞くんですが、当村はどうでしょうか。今まで、募集に対してどの程度の応募があったんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 当初の募集で申し上げますと、27年4月の段階で最終的に3名採用したのですが、当初は13名の応募の方がいました。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今後のことなんですが、この制度はすばらしい制度で、財政的なこともありますし、それから、変わった価値観、文化を持った人が村へ来てくれれば、私ども村民も変わるのかなど、そんなふうに思います。そんな意味で、これからも活用して行ってほしいと思うんですが、村長の中では、協力隊はどんなふうに捉えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 冒頭、山本議員からもお話がありましたように、4,000人近くが全国に散らばってしまっていて、こういうことに手を挙げてくれる人がだんだん少なくなってきたというふうに、全国的な傾向としてあるようでございます。

私ども村としては、村の課題があって、何でもいいから来るというのではなくて、村の課題に対応してくれるような適格な人がいれば、ぜひお願いしたいというふうに思います。私どものキャパとして、一度にたくさんの人を受け入れるわけにはいきませんが、常時1人、2人いてもいいかなと思いますけれども、適格な人を選ぶというのが難しい判断もありますので、慎重に選択させていただきながら、この制度を活用していきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 逆に、隊員の皆さんから村に対して何かコメントというか、この村にこれから永住したいとか、そうではなくて余りいいことは言わなかったとか、それはいろいろあるかと思うんですが、何か声が聞こえてきますか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 全国の残る率が大体6割程度というふうに伺っております。そうは言

いながらも、途中でやめる方も多くて、隣の市では、15名前後の採用をしたんだけど、5名ぐらいは途中で退職したというような話も聞いております。ですから、そういった難しさも中に包括しているということも承知しながら、この事業に取り組みたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 大都市へ一極集中という形の中で、国も地方に少し気を使ってこの制度をつくったのかなと私は勝手に思っていますけれども、いずれにしましても、この制度をよく利用して、村の活性化の一助にしていきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（沓掛計三君） 山本議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩をとります。3時10分から再開いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

◇ 松 澤 正 登 君

○議長（沓掛計三君） 3番、松澤正登議員の登壇をお願いします。

松澤議員。

〔3番 松澤正登君 登壇〕

○3番（松澤正登君） 議員番号3番、松澤正登でございます。

通告に従いまして、一問一答方式で各担当課長さんから答弁をお願いしたいと思います。

なお、午前中の堀口議員の質問に重複する箇所があるかと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

それでは、最初に、青木村文化会館と駐車場の整備についてお伺いをいたします。

現在、文化会館は多くの会合に使用されています。この文化会館と隣り合わせにある駐車場には、街灯は1基もなく、文化会館の敷地内に3基街灯があるのみであります。駐車場に

街灯がないため、非常に暗いのが現状です。また、文化会館と駐車場との間には高さ30センチメートルから50センチメートルほどの段差のコンクリートの壁があり、長さ27メートルほどのそのコンクリート間に、1メートルほどの階段が1カ所あるのみでございます。

夜は、駐車場が暗いため見えにくく、ふだん多くの人が、このコンクリート壁をまたいで文化会館に行く状況があります。ところが、このコンクリート壁の文化会館側の舗装面と平らになっていればまだ安全と思うが、20センチほどの段差が文化会館側にL型になっており、暗くなると、駐車場に街灯がないため暗く、目の錯覚等により、駐車場におりる際、文化会館側のL型の突起しているコンクリート壁が目に入らず、つまずいて、飛びおりて手を突く、転んでけがをしそうになったなどの住民の声を聞きました。高齢者には大変危険だと思いません。

これからも、文化会館は、村民のみならず、村外からも多くの人が集う重要な拠点であり、街灯の設置と段差の解消を検討されたいとお伺いしますが、よろしく願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 文化会館の駐車場付近には街灯がなく、暗くなってしまうということは承知しております。そこで、数年前に、段差を示すために小さなソーラーライトを段の上に数個取りつけたところであります。それでも、明るさは十分ではないと認識しております。そこで、今後ですが、街灯の設置等、必要性を考慮して、どのようにしていくか検討したいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ぜひよろしく願いいたします。

次に進めたいと思います。

健康で元気に活躍できる村づくりについてであります。

青木村は、地域医療の強化、日々の健康管理や保持増進活動の普及を図ることに力を入れて、健康寿命延伸を目的とするため取り組んでおられることに、日々感謝をいたしておるところでございます。

そこで、お伺いをいたします。

まず1点は、ここまで取り組まれてこられた成果と今後の課題についてお聞きします。また、あわせて、今後村としてどんな点に力を入れて進めていくのか、2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） まず、1点目の今までの成果と今後の課題ということでございます。

健康管理のことにつきましてですが、現状としましては、乳幼児期から高齢者まで、年代ごとの健康課題に基づき、健診や教室、相談等の事業を実施してきております。乳幼児では、健診の実施により発育と発達、子育ての悩みの相談に応じ、成人・高齢者では、生活習慣病の早期発見と重症化予防の観点から、健診受診者の増加と精密検査未受診ゼロを目指しています。加えて、高齢者では、長く自立して生活していただくために、脳力アップ教室や脳と体のストレッチ教室など、介護予防に重きを置いております。

また、今後の課題としまして、青木村長期振興計画にもあります健康寿命延伸プロジェクトを推進するところでございます。信州ACEプロジェクトにあるように、体を動かす、健診を受ける、健康に食べることについて推進をしてまいりたいと思います。健康寿命を延ばす取り組みについては、がん予防、透析にかかる腎不全を予防するための糖尿病・高血圧予防、心の健康等が重要と考えております。この課題に沿って、健診の受診を積極的に進め、また、相談、各地区組織の活動等を実施しておりますが、今後はさらに内容を充実させてまいりたいと存じます。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今後村として力を入れていきたいというところでありまして、今議会でも、議案、そして予算をお願いしております青木村診療所を応援していきたいというふうに思っております。各市町村営、あるいは組合立の病院経営は、財政的にも、それから医師の確保でも大変苦勞していると聞いてございます中に、小川原先生の御配慮によりまして後継者もできたということでありまして、当村としても、一生懸命これを応援していきたいというふうに思います。

全員協議会で御説明しましたけれども、村民の方がいらっしゃいますので、あえてもう一度、繰り返しになりますけれども、30年度、お二人の若い先生が来ていただけそうというお話も小川原先生から聞いておりますし、私とすれば、村民の皆さんから早くお二人に来ていただきたいという中で、31年4月から先生に来ていただけませんかというお願いをしているところでございます。いろいろな面で、若い先生が来ていただくことの対応を、ウエルカムの姿勢を示していきたいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

今のお答えのように、かなり力を入れていただいていることは、他村からもうらやましがられている一面もございます。これからもますます御尽力をお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

次に、大介護時代の備えについてであります。

これからの日本は、100年ライフ、いわゆる人生100年時代とも言われ、また、大介護時代、そしてファミリーレス社会、要は、ファミリー、家族がいない社会が来るとある大学教授が言っております。また、超高齢化の問題が一番大きい問題として、誰もが介護にかかわざるを得ない時代が来ると言われております。厚生労働省の調査では、65歳以上のひとり暮らしが全体の27%、同居人が介護を行う世帯のうち、要介護者とともに65歳以上の老老介護は50%を超えていると言われております。日本は、認知症患者が、2012年では462万人、2025年には730万人に達すると言われ、65歳以上の5人に1人に当たるそうです。誰もが認知症になる可能性があると思込んでいます。

そこで、お伺いをしたいと思います。

1つに、村で認知症と認定されている現状をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 平成29年11月末現在の介護保険認定者324人のうち、その申請理由が認知症の方は82人、25.3%と、全体の約4分の1を占めております。介護度が高くなるにつれてこの割合が高くなっており、介護4、5では、日常生活の自立度の基準でもあります日常生活に支障を来すような症状、行動と意思疎通の困難さが時々見られる方、そういう方以上の方が約8割を占めております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

次に、認知症の認定者への支援は、どんな支援を行っているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 認知症認定者への支援についてでございます。その御本人や御家族の個別の相談対応や、必要に応じて介護サービスの利用をお勧めしております。ケアマネジャーや医療機関関係者との連携を密にし、御本人と家族を支援し、また、安心して在宅で生活を続けていただくために、介護サービスの提供とあわせて、配食サービスや緊急通報サービス等の福祉サービスを提供してございます。また、御家族の支援につい

ては、月1回、介護者の集いを開催し、介護者同士の交流やリフレッシュの場を提供したり、在宅で介護されている方で一定の条件に当てはまる方に年1回介護慰労金を支給してごさいます。

なお、平成30年度からは、認知症初期集中支援チームをつくり、認知症が疑われる方、認知症の方、その家族を訪問し、状況把握、家族支援などの初期の支援を行ってまいります。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） それでは、あわせて認知症についてお伺いしたいと思います。

認知症に関する知識や情報を共有できる場として、認知症カフェは治療にも有効と言われますけれども、村では認知症カフェ開設の考えはあるでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今お話がありました認知症カフェでございます。または、オレンジカフェとも言われているようでございますが、認知症の方やその家族、地域の方や専門家が気軽に集い、お茶を飲みながら語らい、くつろいだりする場所でもございます。参加者同士で悩みを相談し合ったりするために、お互いの理解を深める場所ということで理解しております。

気軽に集まれる場所と運営では、介護に関して専門的なスタッフと、認知症に関してある程度知識のあるボランティアスタッフの育成も必要ですので、NPO法人、社会福祉法人、介護サービス施設などの皆さんの設営が望ましいと考えております。高齢者がふえるにつれ、認知症の方がふえてくると予想されますので、行政としてどのように参画するか、検討課題と考えます。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 今お答えいただきましたように、ひとつ前向きに検討していただきまして、ぜひ、認知症の方々への厚い手当てをお願いしたいと思います。

それでは、次に進めます。

過日、ラポート青木を見学する機会を得ました。入所に定員があるため、青木村でも大勢の人が入所の機会を待ってもらっているというお話もありましたが、いろいろなお話を伺う中で、人手不足が深刻な問題であることなど、今後を見据えて緊急の対応が必要ではないかとのお話も伺いました。介護を含めた福祉の仕事をもっと誇れるものにしていくことが大事ではないかとの話もございました。今の社会は、介護というものが日常の中で見えないようになってきている気がする、介護を受けている人は膨大な数に上るはずなのに、現役世代で介

護の現場を見た経験がある人はごく少ないとの話でした。

そこで、お伺いをしたいと思います。

上田市では、一部の小・中学校で、モデル的に認知症サポーターによる介護講座を進めているようですが、青木村では、小・中学校の授業に認知症サポーターによる介護講座を設けていくお考えはあるでしょうか。お伺いいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） まず、青木小学校の例なんです。小学校では、3年生が総合的な学習の時間に、年に三、四回、ラポート青木を訪問して、お年寄りとの交流を行っております。それから、中学校では、文化奉仕委員会の活動として、中学校の文化祭にラポート青木に入所している方々を招待して交流を深めております。

先日御一緒に視察した富山県高岡市では、小学校のボランティア委員会の児童が認知症サポーターとして活動しているという話を聞いてきたところであります。現在、児童数減少に伴って、児童会活動ですとか生徒会活動も統合とか精選を行っているという状態なので、新しい委員会を立ち上げるということは難しいというふうに考えています。ですが、先ほど言いましたように、現在行っている交流は継続していくこと、それから、機会を捉えて、子供たちとお年寄りとの交流の場は大切にしていきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ぜひ続けていただいて、子供のころから少しでも理解を深められる教育をお願いしたいと思います。

それでは、次に進めさせていただきます。

次に、空き家対策についてであります。

政府でも、この10月から住宅セーフティネット制度がスタートいたしました。一定の条件を満たす場合は、高齢者や低所得者、そして子育て世帯に対して、国と自治体が改修費や家賃などの一部の補助を行う制度と承知しております。

村は、平成27年度に一度空き家調査を実施しており、今年度、第2回目の調査を実施していると思います。空き家によって老朽化が進み、耐震強度不足などから、空き家バンクにも物件が登録できないと聞いております。

そこで、お伺いをしたいと思います。

1つに、今年度空き家調査の結果で見えてきたものはどんなことでしょうか。お伺いいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 2回にわたりまして調査をやったり、各調査へのアンケートをしております。空き家等の対策計画を各市町村が定めていくことになるかと思えますけれども、御質問にありましたように、防災上、衛生上、景観上、いろいろな面で、周辺の住民の皆さんから、撤去対策を促進するようなお話をいただいております。

外見のみの調査でありますけれども、27年度の予備調査で230件を抽出いたしまして、その結果の数字を申し上げますと、かなり悪い状況が16、活用しにくいのが133、古民家として利用価値があるが52、古民家として特に利用価値があるのが3、活用しやすい状態にあるのが21、既に解体、その後建てかえが済んだのが5であります。全体で見ると、活用の見込みがない物件が65%近くあるわけございまして、先日も、各地区の区長さんたちに要望を聞いて、現地に行った際には、今にも倒れそうなところがあつて、これも至急しなければなりません。

いずれにしても、公的にできるところとできないところがありまして、この地主さんとの関係をしっかりしなければならぬ。大体、そういううちをたどっていくと、1人が地主、あるいは権限のある人ではなく、複数人がいるんです。下手をすると10人以上がいると。ここを行政側としてどこまでやらなければならないのかということも、悩ましいところであるわけでありまして。価値のあるもの、あるいは、村の補助金を使ってクリアランスをして、そこに移住者を入れるとか、いろいろな方法を進めたり、空き家バンクの登録にお勧めしたりしております。連絡をとれるところには早く行かないとますます大変だと、こういうお話をしております。先日も、某新聞に「負動産」というような言葉が載っておりましたけれども、まさしくそのとおりでありまして、地主等にもこういった啓蒙をしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） それにあわせて、今、新しい制度がスタートしております。住宅セーフティーネット制度の活用はお考えでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 住宅セーフティーネット制度の活用についてのお尋ねでございますけれども、議員御指摘のとおり、高齢者ですとか、低所得者ですとか、障害者、それから、子供を養育している人という、住宅の確保に苦慮していて、配慮を要する方、そういうの方に、従来の公営住宅に加えて、空き家ですとか空き部屋を使って住宅を支援して

いこうという趣旨の制度でございます。

その制度を活用するためには、まず、大家さんに賃貸人が配慮を要する家ですという登録をしなければいけないことになっていまして、その登録を行うのは都道府県と中核市ということになっております。登録をすれば、バリアフリー化の工事ですとか、家賃の低廉化の補助というものが実際に活用できるのですが、まず、そのために登録が必要だと。

それに当たってなんですが、まず、長野県の状況を聞いてみましたところ、県としても、どの程度登録の需要があるか今はわからない。ですので、来年度調査をするという予算要求を行っている聞いております。そうした調査を行った上で、補助をする場合は、県と市町村がそれぞれどのぐらいの持ち分で補助をするのか、そこは地方に委ねられておりますので、県の調査結果を待ちまして、県と協議の上、制度を活用するのであれば活用するという事で、いずれにしましても、調査結果を踏まえた県との協議というものの後で検討していきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 前向きに、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、それにあわせまして、村独自の空き家への利用者対象の補助制度の設定とか、また、空き家バンクにも登録できない空き家、今も村長からいろいろな数字が発表がありましたけれども、そういったこともかなりの解体費用がかかるということで、解体工事に伴う補助制度を設置する考えはあるか、この辺をお伺ひしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 先ほど村長からもお答えしましたとおり、今、村内に230棟ほどの空き家がございます、活用が見込めるものと見込めないものがございます。村としましては、空き家等対策推進に関する特別措置法に基づきます空き家等の対策計画策定の作業を進めているところでありますので、この策定します計画におきまして、青木村として空き家の有効活用を考えていきたいと思っております。その中で、空き家利用への補助ですとか、解体に伴う補助制度、これを設けるかどうかというのを、先進自治体の例も参考にしながら、これから検討していきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ぜひ、ひとつよろしくお願ひいたします。

最後になりますけれども、空き家を利用してもらうには、移住世帯をふやすことが重要と思いますが、今年度の移住状況はどのぐらいか、また、移住世帯増加に対する働きかけにど

んな施策をしているかお伺いをいたします。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 今年度の移住状況についてのお尋ねですけれども、今年度4月から上半期9月までで集計しておりますが、村が移住として把握している方は3世帯で8人でございます。全て県外から移住されたということで把握しております。

それから、移住世帯増加のための施策はどんなことをしていますかということですが、増加のためには、PR活動等をやっております。県や上田広域が設けました移住セミナーに積極的に参加しまして相談を受けるとともに、空き家バンクの制度がございますので、この空き家バンクの制度を活用してくれということでPRしております。ちなみに、空き家バンクは27年から創設しまして、現在までに28件の登録をいただいて、うち16件が売買等に結びついております。今後も、全国版の空き家バンク制度もスタートしますので、そういったところも活用してPRしてまいりたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（沓掛計三君） 松澤正登議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、1番、宮入隆通議員の登壇を願います。

宮入議員。

〔1番 宮入隆通君 登壇〕

○1番（宮入隆通君） 議席番号1番の宮入です。

さきに通告しました3点について、一問一答方式にて質問します。

まず、青木村のホームページについて伺います。

前回の一般質問において情報電話について質問した際に、情報伝達のあり方について、村長からは、「今後も、より正確で早い情報を村民の全員の皆さんに伝わる方法で配慮しながら行政を進めていきたいと思っております」といただきました。まさにそのとおりで、ぜひ進めていただきたいと思っています。

現在の青木村のホームページも情報伝達のツールの一つだと考えますが、その役割を果たしているとは言い切れない状況であります。例えば、8月の断水時にも、ホームページ上では断水の状況について何のお知らせもありませんでした。村民の方でも、ホームページを確認しても何もなく、対応に困った方がいらっしやいました。私自身、ホームページを確認していて不便を感じた一人でもあります。

一般的に、ホームページは、既に、その企業や団体、個人の顔と言っても過言ではないほど重要な役割を担ってきております。また、情報を幅広く多くの方に効率よく伝えるツールでもあります。これは、村民だけではなく、周辺市町村、日本全国、また、世界全体に大きな影響を与えることができるものなのです。移住や観光で青木村に関心を持たれた方の多くは、青木村のホームページを確認して、どんなところなのかと思いをはせるのです。そこで興味を持った方が、実際に訪れるという流れがあります。ということは、そのホームページで魅力を感じなければ、青木村に興味を湧かす、結果として、観光しない、移住もしないということにもなり得るわけです。ホームページを運営することは、今や当たり前のことになってきておりますが、使い方によっては業務効率を上げることができるものでもあります。よくある質問については、あらかじめ記載しておけば、問い合わせ業務の削減にもつながるわけでありませう。

このように、使い方によって、大きな負担になったり、業務の削減に役立ったりするホームページですが、そこで、質問です。

青木村のホームページの目的はどのような考えで設置されているのでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 宮入議員の質問の中で、情報伝達のツールでありますとか、情報を幅広く多くの方々により効率よく伝えるツール、使い方によっては効率を上げるのではないかと、まさしくそのとおりでございます。

青木村のホームページの目的という御質問でございますけれども、村民、あるいは村外の方に、開かれた行政に向けた情報発信のため、それから、利便性の向上、正確な情報、わかりやすい情報など、なるべく早く、大量な情報の発信、必要な情報を見やすくわかりやすく、情報提供による住民サービスの向上と広報活動、こういうことを目的といたしているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） そのような目的の青木村のホームページであります、実際、青木村のホームページの最初のページ、それをトップページといいますけれども、紙の媒体であれば表紙だと思いますが、青木村のホームページを訪れた際に、一番最初に見る重要なページであります。

そのトップページでのお知らせ欄の更新は、2014年が6件で、4月だけの更新でした。2015年は4件、2016年も4件、2017年は19件と大幅にアップしましたが、最近は、本定例会のお知らせが12月8日にありましたが、その前の更新というのは9月11日の更新で、約3カ月更新がない状態でした。例えば、近隣の話をしみますと、長和町では、11月の更新は5件、12月も11日現在で5件、既に更新されています。上田市に至っては、12月11日現在で、12月分が28件更新されています。もちろん、トップページだけが更新されるものではありません。実際、今月、村議会のページで別のページがあるわけですが、今までホームページでは公開されていなかった議会の議事録が公開されるなど、全く更新されていないわけではありません。ですので、トップページが更新されていないこと、それだけで判断することはできませんが、青木村のホームページは、外から見れば、3カ月間全く放置されているものと見られてもおかしくはありません。

私は、何も更新するための情報を村の職員の方に新たにつくってくれと言っているわけではありません。今あるものを生かし切れていないのではないかということなのです。現在は、情報電話で毎日多くのお知らせをしています。この情報をホームページ上に生かすことができているのではないのでしょうか。非常にもったいない話であります。3カ月間トップページが更新されていなかったわけですが、その間に、村でホームページでお知らせすべきものはたくさんあったかと思いますが、更新されていない理由は何なのでしょう。

そこで質問です。

ホームページの現在の更新の頻度について、また、あるべき姿、こういったことをどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） ホームページの更新の頻度ということですが、こちらで、ことし4月以降のもので、更新した履歴を確認したところなんですけれども、実際には、4月以降33件、それから、9月に入ってから6件ほど更新等はしております。ただ、アップしても期間限定のものもございますので、ある一定の期間が過ぎれば、それは解消ということもありますので、全体の数だけ言うと、今のような形になるかと思

ます。

村の中では、やはり、各課にまたがって、ホームページ上に掲載をして、お知らせしていかねばいけないようないろいろなものがございまして、各課で連携をとった上で、そういうものについては、随時更新をしていかななくてはいけないと思っております。今後も、村民の誰が見ても、常に必要な情報が掲載されたものが理想とされますので、やはり、そういう方向で、更新も含めて、ホームページを新たなものにしていければと思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

先ほど履歴をいただきましたけれども、実際は、私が申しあげましたより多くの更新をなさっていただいているということでした。ただ、トップページのことと言いますと、通常は、余り消すことはなくて、トップページでは見られないかもしれませんが、別画面で、今までの履歴を見られる画面に飛べるようなものであるはずなんですけれども、私が見た限りでは、青木村のホームページでは、今までの全ての履歴をたくさん見るような画面がなかったもので、トップページ上に今あった履歴がそういう履歴であったということで申しあげさせていただきます。

実際、更新がなかなかできていないという理由、そういったことに関しては、ホームページを管理する人員が少ないのではないのかということが推測されるのですが、実際、ホームページを管理している人数は、どのような組織体制でやられているのでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 実際に管理しておる所管課と申しますか、主に総務企画課のほうで、情報センターの職員がそれを管理しております。ただ、先ほども申しあげたわけですが、毎日の情報電話等のお知らせの内容ですとか、各課の期間限定のものがございまして、やはり、各課が連携した中で情報収集していかなくてはならないわけでありまして。今、作業の人数を申し上げますと、主に5人程度でこの更新等を行っているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

先ほど、情報センターの方も中に入られているというお話をいただきましたが、なのであれば、なおさら、今、情報電話でお伝えしている情報というものを迅速にホームページに反

映することができるのではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 確かに、情報電話の中でいろいろなお知らせがあるわけですが、当然、内容もさまざまにわたります。その日のみのものであったり、何週間かのものであったり、それとは別に、ホームページ上に掲載していいものか否か、これもまたありますので、そこら辺の判断をするのは、どうしても、情報センターの職員ではなくて、やはり、総務企画課での判断だと思いますので、そういうつながりが今のところうまくいっていないのが、正直なところでございます。そういう判断の中で、なるべく多くのものをとということであれば、掲載のほうはしていきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 情報電話のお話を前回の議会でもさせていただきましたが、情報電話をお持ちでない方が2割程度いらっしゃるというお話だったかと思います。そういった方たちの多くは若い人たちが中心になるかもしれませんが、インターネットで結構ホームページを見たりしております。私自身もそのうちの一人なんですけれども、やはり、情報電話のお知らせが豊富なのに比べてホームページの情報が非常に少なく、そこでは全然事が足りないことが多いので、先ほどの総務企画課の方と情報センターの方との連携、そういったところは、うまく連携できるような形で、できるだけ多くの更新をしていただければ、そういった情報電話をお持ちになられていない方に関してもお知らせが漏れるということがないのではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思っています。

次に、現在の青木村のホームページは、つくったときにとりあえず一通りの内容を網羅した、そういった感じのもので、私なんかが見ていると、何かそこでとまっているような気がするんです。伝える力が不足していて、何かを訴えるという感じのものではない。もちろん、基本的なものは載っていますけれども、魅力ある青木村を表現する一つの重要な媒体であるわけですから、検証して、何が不足されていて、どうするか、改善、追加などを適宜行う必要があると感じています。

また、現在は、多くの方が携帯電話を持ち、また、その多くの方がスマートフォンを持っています。青木村のホームページはスマートフォンでも閲覧可能で、スマートフォン対応をしているかもしれませんが、対応しているとしても、非常にわかりにくい作りになっています。要は、見ることはできるんですけれども、行が勝手にずれてしまったり、非常に見づらい。とりあえず見られるようにはなっているという状態になっています。

そこで、質問です。

今後のホームページの改善、リニューアルの予定はどうなっていますでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 改善とリニューアルというお問い合わせかと思いますが、今年度、来年3月に向けて、道の駅の関係が全てリニューアルされて、今、最後の施設の情報提供施設が新築に向けて工事を進めているところであります。当然、情報提供施設を利用してもらう村としても、観光、それから、定住・移住も含めたさまざまな情報発信の施設として活用する予定でいます。

できれば、このときに合わせて、ホームページも改善、リニューアル的なこともしていく予定であります。先ほど宮入議員からもお話があった、例えば、災害発生時の情報的なことですか、それから、今お話に出ております情報電話とホームページの連携的なこと、基本的には、今のホームページが基本となりますけれども、さらに充実したものにできればと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

思っていたよりすごく早いリニューアルの時期だということがわかりまして、対応していただいてありがたいと思っておりますが、そのときに、私からの提言ですけれども、情報提供施設のシステムとホームページのシステムを別々のシステムにしてしまうと、それぞれ入力をしなければいけないとか、そういったことが発生しますので、できましたら、1つの更新をすれば2つ、もしかしたら同じシステムかもしれませんけれども、そういった。要は、せっかくいいシステムなのに、それをやるのにとっても人手がかかって更新ができないとか、そういったことがないようにだけ、最初の段階で検討していただければと思います。

続きまして、ホームページは村の魅力を発信するものでもあるわけなんですけれども、今の村の職員の体制のまま継続的に維持管理していくことが、実は、負荷がかかっている、今現在でも多くの業務を皆さんが兼務している。職員の方にとっては、いろいろなシステムが増えるということは、もしかしたら苦痛かもしれません。しかしながら、だからといって、できないとか、住民サービスを低下させるというのも、おかしな話だと思います。そういったできない理由の話から、できるための話をさせていただきたいと思います。

今のマンパワーで適宜情報更新をしたり、新たな企画などを導入することは難しく、限界

があるのではないかと考えています。ならば、そのような状況の中でどうやったらできるのかを考えてみる必要があります。大きく分けると、そういう中でも、やはり自分たちでやらなければいけないのか、もしくは外部にやってもらう、そういった選択肢があるかと思いません。

このままの話ですと、やはり、やるというときにはやれるんですけども、皆さんがいろいろ兼務なさってやっているわけですから、そのときの状況によって更新が滞ってしまうときなども、また出てくるかもしれません。では、外部に委託してみるということを検討してみてもいいでしょうか。

村の情報を扱うことを外部に任せるためには、さまざまな制限があることだとは思いますが。ただ、いろいろ制限があるからできないのではなく、では、できるためには何が必要なのかを考えてみてはいかがでしょうか。一般的に、ホームページ管理においては制限をかけることができます。外部委託する部分だけ権限を与えて更新していく形ならどうでしょうか。当たり前ですが、現在のように、最終的には、総務企画課の方が確認した上で公開するということが前提となるかとは思いますが。

それでは、委託先ですが、どのようなところに任せるのがよいのでしょうか。特に、お知らせ欄に関しての更新業務自体は、一般的なホームページのつくりから考えますと、特別な技能は必要ないはずで、パソコンを使うことができる方なら、マニュアルを見て教われば理解できることであるはずで、そうでなければならぬと思っています。村の仕事は極力村の中で完結すべきだと考えます。このような仕事を村民の方に任せてみてはいかがでしょうか。村の仕事に携わることで、新たな魅力を感じ、発見することもあるでしょう。

そこで、提案です。更新の作業やホームページの管理を青木村の子育て世代の母親たちのグループなどに任せてみてはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の中にもありますように、さまざまな制限がある。あるいは、公開することによっていろいろな課題も出てくるというようなお話であります。御質問をいただいたので担当職員と議論をしました。

今すぐというのは、なかなか勇気が要るといいたいまいしょうか、うまく回るかなという心配がありまして、一番は、個人情報はどういうふうに扱っていくかということで、そういう議論をしたり、私どもが今やっている中で個人情報をどうするという議論をしながらアップしていますので、そういうことをやりとりしている間に、少しスピード感が欠けてしまうのでは

ないかという課題もあるだろうというふうに思います。それから、もう一つは情報の収集をどういうふうにするかの問題であります。もちろん、我々の管理の方法もあるかと思えます。

もう一つは、やはり、緊急性のあるものがありますということで、それも、外部委託をすると時間がかかってしまうということで、今私どもで議論をしておりますのは、ホームページについての提案でありますとか、御質問をいただいたのは、まさしくそのとおりの部分が多いわけでありますので、まずは、外部委託の前に、職員の育成に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

本来であれば、もちろん、職員の方で更新していくというのが最善のことでありますので、ぜひ、そちらに注力していただいて、村民のサービスの低下にならないような形でホームページの運営をお願いしたいと思います。

続きまして、食と健康について質問したいと思います。

「汝の食事を薬とし、汝の食事は薬とせよ」とは、古代ギリシャの哲学の父と言われるヒポクラテスの有名な格言です。これは、私たちの体は食べたものでできているという意味なのですが、ほかにも、「食べ物で治せない病気は医者でも治せない」など、現在でも使われる格言があります。これは、医学が進んだ現在でも、まさにそのとおりだと感じるものであります。

私たちの体は、37兆とか60兆個とも言われている細胞によってできています。細胞は、常に古い物から新しい物に生まれ変わります。胃は5日、肌は28日、筋肉や肝臓は60日、骨は90日などで、丸ごと生まれ変わるとも言われています。そういった細胞の機能の源となっているのが食事です。まさに、申し上げました、毎日食べる物が私たちの体をつくっているということになります。栄養バランスのとれた食事であれば、細胞は正しく機能し、健康な状態を保つことができます。逆に、栄養度の乏しい食事であれば、細胞は正しく機能せず、さまざまな病気を引き起こします。繰り返し申し上げますが、毎日食べる物が私たちの体をつくっているのです。

そこで、質問です。

食と健康との関係についてどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 食と健康の関係についてでありますけれども、御質問にもありました

ように、私どもの体は食べる物からできているというふうに思っております。人は、生きていくためにいろいろな栄養素が必要でありますけれども、健康に生きていくためには、必要な栄養素を食事からとらなくてはならないというふうに思います。

私は、常日ごろの心がけとして、栄養のバランスのよい食材の組み合わせ、規則正しい食事、食べ過ぎない、太り過ぎない、楽しい食事の時間、暴飲暴食や不規則な習慣を避ける、食塩の摂取量の減、私ごとですが、こういったことに心がけています。明治の末に生まれた私の父の時代には、四里四方の食べ物を食べていれば長生きすると、こういうふうによく言われた。それを考えてみると、新鮮なものを食べなさい、それから、自分の周辺の土地には自分に必要な栄養素といきましょうか、ミネラルでしょうか、そういうものがあるということをお教えているんだろうと思います。2013年には、和食がユネスコの無形文化遺産に登録され、こういうことで、日本の伝統的な食文化に自信を持って、私どもも毎日これに接していきたいと思っております。

村長といたしましては、村として健康寿命の延伸ということを標榜しておりますので、体によい食べ物を食べること、こういったことの重要性を村民の皆さんの健康の中心に据えていきたいと考えています。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

村長も、食べる物によって体ができている、そういったものが健康寿命を伸ばすための一つの要因にもなるものだという考えは、同じだと思っています。

それでは、続いて、青木村の食事について考えたいと思います。

私たちの食事は、乳幼児、小学生、中学生、高校生、成人、高齢者と、年齢や性別、環境によって異なり、また、好き嫌いがあるためさまざまです。成人であれば、自分自身で食事を選択し、健康的な生活を送ろうと思えばできますが、子供たちについては学校給食だと思いますが、学校給食では選択肢がありません。青木村では、校内で調理する自校給食により、いつもつくりたての温かい給食を食べることができ、しかもおいしいという評判を聞きます。子を持つ父である私も、うれしく思います。実際、私も、小学校や中学校の給食の話題となれば、当時を思い出し、おいしいメニューの話で私たち大人も盛り上がるものであります。限られた予算の中で良質な食材を選び、おいしい学校給食を毎日つくってくださる栄養士、調理士の方に、この場をかりて、改めて感謝を申し上げたいと思います。

学校給食では、アレルギー対応を除き、基本的には、自分の意思で食事を選択することが

できないものです。言いかえれば、学校給食こそが子供たちの健やかな心と体をつくる基礎なのです。学校内における食に対する関心の高まる現代では、その土地でとれた食材を使う地産地消の給食など、工夫を凝らした学校給食を推進する自治体も次々と出てきています。

そこで、質問です。

子供たちの給食は健康に配慮されているべきものですが、青木村の給食に関する考え方はどのようになっていますでしょうか。また、子供たちに学校で食に対する教育、こういったことは行っていますでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 2点について御質問であります。

まず、食に対する教育の面ですけれども、食の乱れが大変大きな問題であるということ、国や県でも認識したときがあります。それで、できる改革をしようということで、栄養教諭制度を導入いたしました。栄養教諭は1人でも食育に関する指導ができることから、さまざまな取り組みが工夫されております。

青木小・中学校の給食をお願いしている正村先生も栄養教諭でありまして、例えば、小学校では、青木村の〇〇さんがつくったジャガイモをきょう使っているとかランチルームに掲示をしたり、その日の献立の狙いやポイントを一口メモとして伝えたりしています。青木の給食の栄養士さんや調理士さんは、本当に誇りを持っておりまして、一番すごいなと思うのは、小・中学校とも残食がほとんどないということでもあります。

次に、給食に対する考え方ではありますが、子供たちの健康を考えると、給食は重要な位置を占めていると思っております。将来を考えて、バランスのよい食事をおいしくいただく習慣を育てるということが、豊かな人間性やたくましく生きる力を育てることにつながるという食育の考え方を大切にしております。

青木村では、あおきっこ教育ポイント5カ条で「一日のスタート早寝早起き朝ごはん元気に歩いて学校へ」とうたっております。子育てフォーラムで取り組んだことが評価されて、平成27年には、早寝早起き朝ごはん運動の文部科学大臣表彰をいただいた経緯があります。これからも、給食並びに食育の重要性は大切にしていきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

青木村でも、食育に関しては力を入れていただいているということがよくわかりました。続いて、食の安全性について触れたいと思います。

先ほど教育長がおっしゃったように、食の乱れの話があったかと思いますが、現在の日本では、食の欧米化が進み、ライフスタイルの変化によって、調理の手間を省いた加工食品の摂取がふえてきています。ファーストフード、ファミリーレストラン、コンビニエンスストアの弁当やお菓子、食べたいときにいつでもすぐに食べることができ、味もよく工夫されています。ところが、健康面を考えた際には、多くの疑問点が浮上します。ここでは、食品添加物に関して質問したいと思います。

食品添加物とは、皆さん御存じのとおり、保存性や見た目の美しさを高め、食材にないうまみや甘みなどを食材に添加することができ、また、コストを抑えることができるため、現代では、ありとあらゆる食品に使用されています。もちろん、全て厚生労働省により認可されたものであり、許容範囲内で使われているものでしょう。しかしながら、幾つかの食品添加物については、発がん性や味覚障害などを誘発すると指摘されており、問題視されています。トランス脂肪酸や着色料の一部は、海外では禁止されているものもあります。ここでむやみに危険性をあおるつもりはありませんが、子供たちのことを考えれば、未然にリスクを避けたいと思うのが親心ではないでしょうか。食品添加物を気にし出したら食べる物がなくなる、昔から食べてきているけど今まで病院にお世話になってきていないから平気だという声も多く聞こえてくるようですが、ここでは、未来を担う大切な子供たちのために、あえて取り上げたいと思います。

まずは、食品添加物を知ることから始める必要があるのではないのでしょうか。主な食品添加物について、体への影響を見てみたいと思います。例えば、ソルビン酸、これはハムやソーセージ、かまぼこなど練り物などに使われる保存料です。お肉の加工品に使われる亜硝酸ナトリウム、こういったものに摂取すると発がん性物質になると言われています。また、アトピー性皮膚炎、ぜんそく、じんま疹、アレルギー性疾患の原因にもなっているとされています。アスパルテーム、これは清涼飲料水やガム、アイスクリーム、ゼリーなどに使われ、実は、これは砂糖の200倍の甘さを持つ甘味料なんです。これは、腎臓や肝臓に負担をかけると言われています。アセスルファムK、これを御存じでしょうか。これは、アスパルテームと同様に、砂糖の200倍の甘さを持つ甘味料ですが、より安価なため、甘いものには頻繁に使われています。お菓子やスポーツドリンクなどに使われる一方、子供に影響を与える可能性があるため、妊娠中や授乳中は避けたほうがよいとされています。

あと、御存じの方も多いと思われるトランス脂肪酸については、昨今のメディアでも頻繁に取り上げられています。特に、心臓の周りにプラスチックのような膜を形成し、心臓を圧

迫し、心筋梗塞などのリスクを増大させることが、2003年に世界保健機構WHOより報告されており、そのため、アメリカでは、来年6月以降、原則的に使用が禁止されます。ところが、まだ日本では規制がない状態です。いわゆるマーガリン、ショートニングなどに含まれており、多くの菓子、パンに使われている状態です。

グルタミン酸ナトリウムは、幅広い食品に使われている、いわゆるうまみ調味料です。味覚障害を起こすため、アメリカではベビー食品への添加が禁止されています。お菓子やお弁当などで、表示上では調味料（アミノ酸等）として一括表示されているため、グルタミン酸ナトリウムと書かれていることはほとんどありません。なお、この調味料（アミノ酸等）の一括表示には、グルタミン酸ナトリウム以外にも、合計11種類の化学調味料が含まれています。要は、それらが入っていても、何が入っているかわからない状態なのです。その他、日本には1,000種類以上の食品添加物があります。全て危険性があるということではありませんけれども、厚生労働省の見解では、単一摂取時の安全性は確認されていますが、複合摂取時の安全性については確保されていません。

また、安全性に疑問の多い遺伝子組み換え食物、これは、日本では食品に使われていないと思われていますが、実は、しょうゆ、大豆油、コーン油、菜種油等、これらはその表示義務がありません。菜種油の原料となる輸入菜種のほとんどは、遺伝子組み換えの原料を使っていると言われています。

以上、ごく一部の食品添加物と遺伝子組み換え作物を見ただけでも、健康への影響ははかり知れません。次の世代を担う子供たちに健康な心と体を与えることができるかどうか、これは、我々大人たちの選択にかかっているのです。したがって、子供たちの発達段階にある小さな体への影響を深く考える必要があるのではないのでしょうか。

ここで質問です。

給食への食品添加物や遺伝子組み換え作物の使用について、現状を回答いただきたいと思えます。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 給食は、議員が今お話しされたように、まず、安全でなくてはならないと考えているところであります。遺伝子組み換え作物や食品添加物についての配慮としては、どの学校給食においても、学校給食法並びに学校給食衛生管理基準に基づいて安全な食品を購入しているというふうに承知しております。そこには、不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤、その他の食品添加物が添加された食品、または内容表示、消費期限及び賞

味期限並びに製造業者、販売業者等の名称及び所在地、使用原材料及び保存法が明らかでない食品については使用しないこととなっております。それを日本中のどの学校でも守っているというふうに考えております。

特に、青木村では、自校給食であることから、ゼリーなど手づくりできるものは、製品を購入するのではなくて手づくりをしていく、それから、食品購入の場合は、成分表を確認して、今ここで話をしたように、できる限り無添加なものを購入しているということでありませう。

一方で、子供たちや保護者にわかってほしいことがあります。それは、食の安全と同様に、バランスのとれた食事を楽しく食べるようにしてほしいというふうに願っているわけでありませう。例えば、朝御飯を食べている子供たちの割合は、先ほど賞をもらったというふうに言ったんですが、青木村の児童・生徒は、全国平均からすると本当に高い率でありますけれども、まだ100%ではないんです。それから、1人で食事をする孤食の問題ですとか、スナックや菓子パンを食事のようにしている、そういうときもあるのではないかとこのように考えております。食事に関しては、安全性、おいしさ、食卓を囲む雰囲気、食事の時間等、考えなくてはならない点が多くあるというふうに思っています。将来の子供たちの心と体の発育を念頭に、さまざまな視点からこれからも考えていくことが大変重要だということに認識しております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

もちろん、安全な食事、安全な給食を昔から配慮しているとは思いますが、質問の内容として、先ほど食品添加物の一例を申し上げましたわけですが、そういったものは使われていないという認識でよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） できるだけ無添加なものをというような回答でしか、私のところでは、今はできないと思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） わかりました。

もちろん、できる限りそういった添加物は使ってほしくないと思っておりますけれども、今説明しましたとおり、これはごく一部の食品添加物なんですけれども、そういったものが、今はほとんどの加工食品には入っていると言っていると思っておりますけれども、そういったもの

をできるだけ使わない給食といったものを、今後も続けていただきたいと思います。

これは私からの提言ですけれども、全てをいきなり変えるというのはなかなか難しいことだと思いますが、例えば、先ほど申し上げました調味料類、そういったものから外していくとか、そういった考えで、少しでもいいものを、要は体に影響がないもの、そういうものを扱っていく。今何か悪いと言っているわけではありませんが、例えば、調味料だけでも添加物のないものを使っていくとか、そういった改善する方向性を持っていないと、今のままでいいんだ、そういうことではなくて、これからもどんどん改善していく、そういう気持ちで給食に対しては考えていただきたいのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 当然、食の安全ということは第一に考えなければいけない問題だと思っておりますので、今議員が提案されたことを栄養士とも相談をしまして、日々安全に配慮した給食にしていきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ぜひ、お願いしたいと思います。

きょうもいろいろな議員の方が移住の話とかをなさっているかと思っておりますけれども、実は、学校給食でどういったものが出されているのか、もちろん、おいしいのかどうか、健康的なものを出しているのかとか、そういったことを気にすることが多くて、今調味料のお話をしましたけれども、それを青木では添加物の入っていないものを使うとアピールするだけで、そういったことを魅力と感じて移住を考えるという若い世代の方がいると思っております。ですので、もちろん、コストの問題とか、いろいろあるのは重々承知をしておりますけれども、やはり、それを一つ変えるだけで、いろいろないい影響があるということを認識いただきたいと思っております。

次に、医療費のことに目を向けてみたいと思います。

健康であれば、医療費等を大幅に削減でき、国や村にとっても負担軽減につながるのだと思います。きょうも医療費のお話があつて、どんどんふえているという話だったかと思っております。昨日発表された都道府県別生命表によると、平均寿命が、長野県男性が全国2位、女性は1位です。これは、野菜の摂取量が男女ともに長野県が日本一であるということが要因の一つだとも言われています。

村として、成人向けの食育というものを現在行っていますでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大人向け、あるいは高齢者向けの食育についてでありますけれども、保健師、栄養士、こういった者が担当いたしまして、家庭訪問の際の健診、あるいは医療相談、あるいは教室等で、情報提供あるいは実践をしているところでございます。それから、健康診断の結果の説明会、あるいは骨密度の検診の事後相談というところにも、栄養士さんにも同席していただきまして、相談に応じております。もちろん、健康相談には保健師が相談に乗っております。

それから、男性の料理教室を年12回開催いたしまして、料理に関心のある方、必要な方には、熱心に参加をいただいております。それから、高齢者では、年1回ではありますけれども、社協主催で福祉ふれあいの集いということを開催しております。食改の皆さんやボランティアの皆さん、民生児童員の御協力をいただきまして、昼食会を実施し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、そのレシピを紹介して、つくり方の説明をいただきまして、各家庭で持ち帰ってできるようにもいたしております。それから、暮れには、一定の条件のもとでありますけれども、独居の老人等、高齢者の皆さんにおせちを届けさせていただいております。

こういった毎日の積み重ねの上に立った健康というものが、その中で積み重なっていく食育というものを、私も大変重要だと思っております。そうすることによりまして、お話にありましたように、健康寿命の延伸でありますとか、個人の幸せ、あるいは医療費の低減につながっていくというふうに思いますので、具体的な対策を推進してまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 引き続き、成人向けの食育の活動をお願いしたいと思います。

次に、食と健康に関して、青木村を、食と健康の村青木村としてできないかということを考えてみたいと思います。

現在は、医療ツーリズムとあって、治療を行いながら静かな場所で旅行を楽しむというものがあります。青木村でも、昔は湯治客でにぎわっていたこともあるかと思えます。ある意味、湯治は医療ツーリズムの先端であったかもしれません。健康をキーワードに、今ある青木村の資源をもとに、温泉、食、観光を組み合わせたヘルスツーリズムというものを考えたらいかがでしょうか。例えば、温泉療養をしながら、朝はウォーキングやヨガ、体操、昼は農業体験をして体を動かして、健康的なタチアカネソバなどの食事をする。それを一つにまとめてみてはいかがでしょうか。このように、食と健康について観光に生かす考えはありま

せんでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 議員御指摘のようなヘルスツーリズムに関しましては、観光の誘客の手段として注目される一つのものだと思っております。青木村には、御指摘のとおり、2つの名湯の田沢温泉、沓掛温泉がございます。この2つの温泉で5つの旅館がございますけれども、源泉かけ流しの温泉をゆっくりと楽しんでいただきながら、そういうお風呂をしつらえるとともに、趣向を凝らした料理でお客様をお出迎えしているという中です。

こうした旅館の取り組みはもとより、温泉療養でヘルスツーリズムにつながっていくものでございますけれども、御提案いただいたようなことは、さらなる工夫として加えられるものだと思っております。今後も、温泉組合の皆さんと、場合によりましては、県の地域振興局ですとか、周辺の温泉地の旅館組合の方々とも御相談する機会がございますので、そういったところで相談しながら、さらなる観光誘客に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

今あるものを生かして新しいものを生み出す、そういったことを今後も検討していただきたいと思います。

次に、青木村の農業について質問したいと思います。

日本全国共通の課題と言える農業の問題であります。私も、農業者として、今後の青木村の農業がどうなってしまうのか非常に危惧しているところであります。ふえ続ける耕作放棄地、農家の後継者不足、青木村でも問題認識していると思っておりますが、青木村の農業の現状と課題についてどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 色々とありまして、農業従事者の高齢化、就農人口の減少、遊休地、あるいは耕作放棄地の増加、環境は本当に厳しい状況にあるというふうに思っています。その一方、新しい芽も出てまいりまして、タチアカネの振興でありますとか、芽子にんにく、赤ちゃんにんにくという名称になりましたけれども、NPOの参入、あるいは、ファンキー・シャトーとよしともなどの法人の設立、それから、コヤタ運営、かたくりの会、あるいはきたい会、やってみる会、はばっくらファームス、新しいグループの立ち上げなど、今後の青木村の農業の明るい兆しもあるというふうに思っております。

課題につきましては、農業の発展を担う次の世代の生産者、こういった人たちに明るい農

業の夢を持ってもらうような施策をやっていかなければならないというふうにも思っております。それから、担い手も多様化になってまいりましたので、こういった付加価値を高めるためにも、所得向上のためにも、国・県、JA、こういった関係者と支援をしてまいりたいというふうにも思います。

もう一つ、民間の株式会社とか、そういうところが青木村の農業にも参入してくれるような方策も、今後考えていきたいというふうにも思っております。それから、道の駅が御案内のようになりましたので、ここも起点として取り組む、もっともっと大きな農業をやっていければというふうにも思っております。それから、もう一つは、やはり、もうかる農業にするためにも、私どもが情報をたくさん早く入手して、そういった情報の提供もしていかなければならないというふうにも考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 続きまして、農業者は高齢者の方が多くて、これから始める方も、会社を退職されてからの方が多いです。若者が青木村で農業をやっていこうと思わないのはなぜでしょうか。若者が青木村で農業をやりたいと思えるように、どのようなことを行っていますでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 今、定年就農される方がというようなお話がありました。我々としては、この定年就農をされる方も立派な担い手だというふうに認識をしております。若い人はもちろんでありますけれども、あらゆる担い手の皆さんの確保に努めていきたいというのが一つでございます。こちらの調べでは、ここ20年ぐらいの間に17名ぐらいの若者の方が新規就農をされてきております。現在青年就農給付金をもらいながら一人立ちを目指している4名を加えると21名ぐらいになるわけですから、ならずと、1年に1人ぐらいの方は新規就農されているという現状でございます。

若者が農業を行うパターンとすれば、家を継ぐというような形で親元就農をされる方、または、新規参入で、Iターンみたいな形で就農されるパターンがあるかと思えます。現状は、大半は、青年就農給付金などの国・県の支援、あるいは、村の補助事業等を積極的に活用していただくということをお願いして、促している。また、小さな村でございますので、非常に小回りがきくというようなことで、農地のあっせんですとか、普及センター、また、JAや農業支援センターなどを中心とした技術的な支援とかサポート、また、後継者のいなくなった農家の経営を引き継ぐ支援ですとか、そんなことを、スピード感を持ったきめ細かい対

応ができていないのではないかというふうに感じております。ただ、最終的には、やはり、食べていっていただかなくてはいけないものでございますから、その中では、厳しいことも申し上げることもあるということでございます。

また、農地の下限面積をこれまでの30アールから10アールに引き下げたというようなことも、就農しやすい支援の一つだと思います。また、農業支援センターでは、トラクターを初め、刈り払い機ですとか、草刈り機ですとか、さまざまな各種農機具を随時ここでそろえてきております。これらの貸し出しを行うことで、農機具の初期投資を緩和できるような支援として実施しておりますし、現実的にも、かなり御利用いただいている状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 引き続き、支援のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、農法について話をしたいと思います。

現在は、青木村の特産としては、タチアカネなど単一の作物での特産物として奨励していることだと思いますが、少し考え方を考えてみてはいかがでしょうか。単一の作物を特産化するのではなく、農法を特産として、幅広い農作物を対象にできたら、多くの農家が参加でき、季節に関係なく特産品が出荷できます。現在はさまざまな農法があります。例えば、EM菌を使ったEM農法、炭素循環農法とあって、畑にもみ殻や竹、草、葉など炭素質材をいれて微生物の力で育てる農法、あと、自然栽培とあって、農薬や肥料を使わない農法がございます。

自然栽培は、私も5年ほど実践しておりまして、えぐみの少ないすっきりした味わいの野菜が育ちます。先日、NHKの番組でも自然栽培の野菜について放送されました。有名なシェフの三国シェフが、自然栽培の野菜を使っていて、絶賛しているという内容の番組でした。石川県羽咋市では、行政、JA、農家が一体となって自然栽培を推進しています。移住した就農者が、ここ数年で20名以上いるそうです。2020年のオリンピックの選手村の食事に自然栽培の野菜を使う動きもあります。

こういった農法を魅力あるものにして、幅広く、さまざまな作物を青木村の特産物としてつくってみたいかがでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 特色ある農法、先ほど、宮下議員から竹の活用についても御質問をいただきました。消費者も多様化してきてまして、健康志向も高くなりました。それから、ほかとの差別化ということでは、大変傾注に値する御質問であるというふうに思っております。

いろいろインターネットで調べてみますと、詰まるところ、土づくりというんでしょうか、一言で言えば、そこに行き着くことになるかと思えますけれども、いろいろな農法を取り入れてまして、青木村の農業、あるいは、若い人たちの活性化のためにも、ぜひ、そういったことにトライしていただくようにというふうに思っております。その結果、農家の収入の増になれば、なお結構だというふうに思っております。ぜひ、いろいろなことに挑戦していただきたいと思えます。

それから、農業の関係者、あるいは、前の御質問にありました食とか栄養の関係とか、そういった皆さんとこういった情報の共有ができればとも思えます。消費者であります村民の皆さんの選択肢が広がることは、非常に意義あることでもあります。それから、課長の答弁にもありましたように、村内にはこういったことにトライするグループもできつつあります。そういった皆さんの情報発信を、私どもはしっかり受けとめたいというふうに思えます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 新しい農法、そういったものは村の特産品になり得るものでありますので、村としてもぜひ検討していただきたいと思えますし、ぜひ、やる方たちへの支援をこれからもお願いしたいと思えます。

私の質問は以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮入隆通議員の一般質問は終了しました。

◇ 金 井 と も 子 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、4番、金井とも子議員の登壇を願います。

金井議員。

〔4番 金井とも子君 登壇〕

○4番（金井とも子君） 4番、金井とも子でございます。

私の質問は、一括質問でございます。村長さんを初め、関係事務局の皆様には、御答弁をよろしくお願いいたします。

青木村の移住政策について質問いたします。

最後の質問ですので、さきに質問され、重複している点もあるかと思えますが、予定どおりさせていただきます。

東日本大震災以降、各メディア上で移住という言葉を見かける機会がふえてまいりました。移住とはと改めて考えてみますと、インターネットを開いてみますと、ブリタニカ国際大百科辞典では、生活の場である住居地を変えることをいう。移住を大きく分類すると3つに分けられるとし、1つは、今まで住んでいた住居地を去って新しい住居地を求め、永久的な家庭をつくることであり、農村から都市に、母国から外国へ移り住むことなどは、典型的な例でございます。2つ目は、一時的に住居地を変えること。セカンドハウスをつくって避暑に出かけ、そこで一定期間生活することなどは、その例でございます。3つ目は、住居の変化が不規則ないし気まぐれに行われ、定住地を持たず、点々と生活の場を変えることとあります。

歴史的に見ますと、地球的規模で大きな移民もございます。例えば、アメリカインディアンは、大分古いころですけれども、ウイラム氷期の末期、ベーリング海峡を超えてシベリア北東部からアメリカ大陸に数波にわたって移住し、小集団に分かれて南北アメリカに分布したというような例もございますけれども、ここでは、今まで住んでいた居住地を去って新しい居住地を求め、永久的な家庭をつくることであり、都市から農村へ移り住むことということで質問させていただきます。

内閣府が2014年に実施した東京在住者の今後の移住に関する意向調査の結果概要については、ポイント1として、東京在住者の4割、うち関東圏以外出身者は5割が地方への移住を検討している、または今後検討したいと考えている。特に、30代以下の若年層及び50代男性の移住に対する意識が高い。この結果、若者や中高年層が希望する生き方を実現することにより、東京への一方的な人口流入の流れを変えることができる可能性がある。参考として、都市住民の農山漁村への定住願望、平成17年20.6%、平成26年では31.6%と、願望が強くなってきています。

ポイント2として、移住検討のきっかけや移住したい理由は、年代、性別によって大きく異なる。1つとして、10から30代女性は、結婚、子育てをきっかけとして、また、出身地や家族、知人等がいるを理由にして地元へのUターンを考える人が比較的多い。2つ目として、60代男女は、退職などをきっかけとして2地域居住を考える人が比較的多い。3つ目として、30代男性は、転職、退職などをきっかけにスローライフを理由として地方へ移住を考える人が多い。この結果から、地方への移住を進めるには、世代に応じた施策展開が必要。

ポイント3としては、移住する上での不安、懸念としては、働き口が見つからないこと、日常生活や公共交通の利便性が低いこと等が挙げられています。そこから、地方への新しい

人の流れをつくるには、その前提として、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにすることと、時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守ることが必要。

ポイント4として、移住を検討するに当たって重視する点として、生活コスト、日常生活や公共交通の利便性、仕事、医療、福祉施設の充実を挙げる人が多い。一方、出身地以外の地方への移住、Iターン、またはJターンを考えている人の4割は、移住に関する情報が十分でないと感じています。この結果から、移住を検討する人に対してこれらの情報を総合的に収集提供し、個々の具体的な相談に乗る体制が重要とまとめています。

東洋大学国際学部沼尾波子教授の「地方議会人」に掲載の「都市と農山村の新たな対流」の記事から引用しますが、NPO法人ふるさと回帰支援センターによると、国の地方創生による後押しなどもあって、移住相談件数は2014年は1万2,430件から、2016年には2万6,426件へと大きく伸びていて、中でも、20から30歳代の相談割合が大きくふえているということです。実際に、地方への移住者は増加傾向にあり、先輩移住者たちが新たな移住者を呼び込むという形の波及も起こっているとのこと。地方から都会へ出て成功し、ふるさとに錦を飾るという都市志向の考え方は、もはや過去のものとなりつつある。農山村へ移住する若い世代の多くが、地方での暮らしを積極的に選択しているのである。大都会で働き、世界各地を回り、多様な経験を重ねた後、最終的に、自分が気に入った地域で仕事と暮らしを営むことを選択して、離島や中山間地域へ移住する人も少なくない。意欲を持つ若い世代にとって魅力的と思える環境が整った地域で移住者がふえており、農山村も選ばれていく時代となったと述べておられます。

さて、移住に関する課もこの村でもできましたので、青木村の移住政策はどのようになっていますか。少子・高齢化に歯どめを幾らかでもかけられるように、移住を促進していくために御質問いたします。

1番目として、過去の青木村への転入者の状況はどのような状況でしょうか。転入された方の世帯数や人数、退職後か子育て世代か、それは母子・父子家庭などひとり親家庭か、大学進学で転出し、卒業後村へ戻られたか、その他、震災等など、その内訳がわかっただらお願いします。転入者はどのような理由で青木村へ来られたかなど、また、移住世帯など、わかる範囲で結構ですので、平成26年度からの状況をお教えてください。

2番目として、青木村の移住政策の特徴、そして、目指すところはどのようなものでしょうか。

3番目として、村から、住宅、就職、生活、子育て、各種補助金、暮らし全般の相談体制、

対応職員の体制、専任かそれ以外かなど、移住者への支援体制はどのようになっていますでしょうか。サポートセンター等の設置はありますか。

4番目ですが、島根県江津市は、県内でもいち早く空き家バンクなどの定住対策に力を入れていた地域です。市議員が東京や大阪へ出向いて相談会も定期的を開催しているとのこと。これを知りまして、私も反省しているところではございますが、さておき、この江津市では、職業紹介にも応じてはいますが、雇用が減る中で職探しをする人よりも、ものづくりをしたい、店など自分で何かを始めたいなど、明確な目標を持っている人が長続きする傾向があることがわかり、ビジネスプランコンテストを実施し、単に就職あっせんではなく、自力で仕事を生み出せる人、明確な企画を持っている人を受け入れ、定住に成功しているそうです。これを踏まえ、若者の起業に対して村のバックアップ体制はありますか。あるとすれば、どのようなものでしょうか。

5番目として、村へ移住された方々の移住者同士の情報ネットワークや助け合いの場などはありますか。

6番目として、田舎暮らし体験住宅、お試し住宅は、青木区に新築したものと、細谷区の中古住宅が2軒あるようですが、その利用状況はいかがですか。そのうち、利用された方で移住された世帯はありますか。世帯数や人数はいかがですか。また、目的外の利用はありますか。その場合は有料なのでしょうか。

7番目として、移住された方の苦情、心配事、相談などはありますか。その内容は、プライバシーに抵触しない範囲で教えていただけたらと思います。また、来なければよかったなどと後悔されている方などはおられますでしょうか。

8番目として、村として、移住全般について問題点や課題はありますか。

9番目に、青木村では、地方創生事業としてひとり親家庭の移住を進めておりますが、子育て世代の家庭は、子供の罹患により、看病のため仕事を休まざるを得ないことがあります。子の看護休暇の制度がある場合はよいのですが、パート勤務などでは、休んだ分は賃金が支給されず、また、忙しい職場、当てにされている職場では取得しにくいことも多いのではないかと思います。インフルエンザなど長期にわたる場合などにおいては、特に、移住された方は身近に看病を頼める親族などがいないことが多いので、必然的に長期に休暇をとらざるを得ません。

そのような状況に対して、現在、第2次上田地域定住自立圏共生ビジョンにおいて、病児・病後児保育センター運営事業に青木村も構成市町村の一員となっておりますが、委託先

の上田病院は当村からは遠く、村内に勤務している場合は利用しにくい状況です。青木村のよいところは、3世代で暮らしている、または親戚が近くにいる場合が多く、助け合うことができるところです。しかし、74歳まで現役で働く時代、働いている祖父母も多くなっています。村内で対応できる施策のお考えはありませんか。以前にも質問しましたが、移住者に限らず、働くお母さんにとっては大変助かることと思います。

10番目に、青木村の保育所の延長保育の終了時間は午後7時ですが、児童センターの終了時間は午後6時となっております。時間差が1時間あります。どちらも保護者の迎えが必要ですが、時間を保育所の午後7時に合わせることはできないでしょうか。勤務されている保護者の方は、上田市方面に職場を持っている方が多いのではないかと思います。上田市もかなり広くて、真田、武石など遠い場合は時間がかかり、大変なことと思います。児童センターのお迎えを見受けると、5時半ごろが一番多いように感じますが、車のスピードを上げて入ってこられる方が多いように見受けられます。なるべく子供を待たせないように、一刻も早くの気持ちのあらわれかと思えます。また、終了時刻にも間に合わせようとされているのではないかとも思われます。慌てて事故を起こされないようにの観点から、時間延長はいかがでしょうか。

以上、若い移住者について主に質問させていただきました。御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 金井とも子議員の御質問のうち、私からは、2番と8番について、政策的なこともありますので、答弁をさせていただきます。

2点目の青木村の移住政策の特徴と目指すところについてでございますが、多くの自治体が移住政策に取り組んでおりますけれども、私どもは、将来にわたって活気のある村とするために、人口増、できれば若い人たちの人口増に期待をして、さまざまな行事、取り組みをしております。

まず、村の魅力の発信についてでありますけれども、県外の方々には、年間を通しまして、銀座NAGANOや大阪、名古屋といった県外でも、移住・定住のセミナーを実施しております。青木村は、御案内のとおり、首都圏から新幹線を利用してわずか2時間足らずの距離にありまして、条件さえよければ首都圏への通勤も可能な、便利な場所にもあります。いろいろ、文化、自然にも恵まれた村でもございます。また、何と云っても、青木村は子育ての

しやすい村であることが魅力でありまして、保育料の軽減措置、あるいは出産祝金制度、児童センターの充実、子供の居場所の確保、保育園・小学校・中学校の連携した保小中一貫教育、子育てをするならば青木村、こういった取り組みをしております。また、地理的条件、あるいは自然環境に恵まれました子育てしやすい村民生活の文化活動にも充実している青木村の魅力を、機会あるごとに伝えております。

こうした取り組みの中、平成28年、移住雑誌の中で日本一住みたい村ランキング1位を獲得いたしましたして、広く村外に情報発信をすることができました。また、移住体験のツアーも積極的に実施しております。平成28年には、県と連携いたしましたして、ひとり親家庭の移住・定住事業を実施いたしましたし、地域活性化センターの補助をいただきまして、移住交流ツアーを実施いたしました。

村として取り組んでいるもう一つに、相談業務の充実があります。移住される方々は、不安、疑問がいっぱいあるわけでありますので、こういった窓口の充実を図ってまいりました。27年度からは、移住・定住の空き家の活用の業務を専任で行う職員も増加したところでございます。田舎暮らしの体験事業にも取り組みまして、27年度からは、細谷地区の移住体験住宅、それから、本年3月には、県内自治体としては先駆けまして、2地域居住のコンパクト住宅を建設して、暮らしの体験ができる政策にも取り組んでおります。また、効果の出るのは少し先の話になりますけれども、埼玉県唯一の県立中学校の受け入れでありますとか、あるいは、ええっこの村の活躍などで、村の体験をしていただいております。

○議長（沓掛計三君） ちょっとよろしいですか。

ここで議長からですけれども、会議規則では5時までということになってはいますが、30分延長させてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議ございませんか。

それでは、進めてください。

○村長（北村政夫君） 埼玉南彩農協の子供の受け入れとか、ソニー財団の科学の泉こども夢教室、こういった取り組みもしているところでございます。

それから、8番目の問題点、課題についてでございますけれども、移住は、本当に一生の一大決心でございますので、より丁寧な相談業務体制をしいてまいりたいというふうに思っております。それから、移住後も、移住者の皆さんに地域とともに村の活性化に取り組めるような雰囲気をつくり出していくこと、それから、移住してきた方々は、我々が持っているな

い知識、あるいはノウハウ、情報を持っておりますので、そういったことが、村の、あるいは地域の刺激になればいいということで、このようなコミュニティーの形成にも取り組んでいるところでございます。役場といたしましても、できる限りの支援をしてみたいと思います。

移住してきた方々が幸せに暮らすということは、以前から青木村に住んでいる方々も幸せだということでございますので、この両方が幸せに暮らせる環境を引き続き私どもはつくり出し、日本一住みたい村にしていきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

〔商工観光移住課長 新津俊二君 登壇〕

○商工観光移住課長（新津俊二君） 順次お答えいたします。

まず、最初にお尋ねいただきました過去の転入者の状況でございます。

過去の転入者、26年からということでお尋ねですが、系統立てた統計というのは、実は昨年度からしかとっていませんので、古いものがございません。職員の記憶によるものでしかございません。ですので、26年からいきますと、社会動態、住民基本台帳の転入転出、まず、その総数ですけれども、26年度は126人転入、27年度は92人転入、28年度は109人という転入でございました。このうちのさまざまな理由の中に、移住というものが入ってくるようになります。

議員もおっしゃってございましたように、移住とは何かという定まった定義がございませんので、こちらは、県の調査を28年からやっております。その中では、まず、Uターンによる学生は数に入れない、それから、婚姻によるもので、配偶者が既に長野県に住んでいて県外から転入してきた方も数に入れないと、ちょっと厳しい要件でやっております。その調査の数でいきますと、窓口で住民アンケートをやったものなんですが、28年度、県外からの移住が9世帯で25人、その移住の理由が、転勤で来た方が1世帯、それから、農業・林業につきたいという方が1世帯、田舎暮らしを特に望んだというのが5世帯、それから、子育て環境を優先したという方が2世帯です。Iターン・Uターン別で見ますと、Uターンが1世帯でIターンが8世帯ということでした。それから、これとは別に、行政サポートとして相談に乗ったもので、独自に村が把握しているものは、今のものとは別の数え方ですが、28年度には4世帯で15人、全て県外からの転入、それから、29年度は、上半期、先ほどもお答えしましたが、3世帯で8人、全て県外という結果でございます。

それから、3番目に質問の、村から移住者への支援体制でございます。

村長から答弁がございましたけれども、相談体制の充実に努めておりまして、サポートセンターといったものの設置はございませんけれども、平成27年から専任の職員がおりまして、丁寧な相談に心がけております。

それから、住まい確保の支援、こちらは補助金ですけれども、51歳未満の方が新築等で住宅を取得した場合、取得費の5%、上限100万円までの助成という制度を設けてございます。

それから、子育て支援の具体的な支援策ですけれども、保育園におきまして第2子以降の軽減制度がございましたり、放課後に子供を安心して預けていただける児童センターの充実、それから、出産祝金等がございます。それから、相談している中で好評をいただいているのが、高校生以上の無利子の奨学金制度、こちらもございます。

次に、4番目に御質問いただきました若者の起業に対しての村のバックアップ体制でございます。

こちらは、村独自としての起業に対する支援というものは特に設けていないわけですが、県におきまして起業コンテストというものがございまして、コンテスト参加者のビジネスマッチングなどが行われております。また、上田地域全体を見ますと、各所にコワーキングスペースといったものがございまして起業に取り組む方を支援する環境が上田広域の中では大分整っているというところが見られます。村としては、こうした県の取り組みや上田広域の施設を移住希望者に対しましても紹介をして、橋渡しをする。そういった形で支援を行っておりますし、これからもしていきたいと思っております。

次に、移住者同士の情報ネットワーク、それから助け合いの場などがあるかというお尋ねでございます。

こちらは、かつて移住されてきた方々の中では、定期的な情報交換会があったり、新聞の発行が過去にはあったとお聞きはしております。そのものが現在につながって、まきストーブを使うという会ができていたりということもお聞きはしておりますが、今現在は、そのような集まりがあるとは把握しておりません。それだけ、地域の方々と移住してこられた方々が、今はうまく村の中で溶け込んでいて、青木村の皆さんの受け入れ体制というものが随分整っているんだなというふうに認識しております。

続きまして、体験住宅の利用状況でございます。そのうち移住された世帯ですとか目的外利用があるかというお尋ねです。

まず、平成28年7月に細谷区の古民家住宅を設置しまして、そちらは28年度に14組で41人御利用をいただきました。29年度は、12月12日現在ですが、7組で20人御利用いただい

ています。それから、本年度に開設したばかりの2地域居住のコンパクト住宅、こちらは、同じく12月12日現在ですが、14組で37人の方が御利用いただきました。このうち移住につながった方ですが、28年度ですので細谷地区のほうですが、こちらが4組で12人の方が移住につながったというふうに把握しております。それから、目的外の利用というものは一切ございません。それから、料金につきましては、水道・光熱費、シーツのクリーニング代という実費相当のものを負担していただいているものでございます。

次に、移住された方からの苦情や心配事などがあるかというお尋ねでございますが、村ではきめ細やかに相談を受けているつもりでございますけれども、目立った苦情ですとか、来なければよかったという後悔といったものは、聞いてはおりません。ただ、当然かもしれませんが、心配事として、就職先、一度は就職したものの仕事を変えるですとか、お子さんの学校へのなじみ、そういったことの心配、そういったものの御相談はございます。相談を受けた場合には、その都度、商工観光移住課のみではなく、福祉関連部署ですとか、教育委員会と話をつなぎまして、悩みに寄り添った対応をしているところでございます。

以上、商工観光移住課に関する部分のお答えになります。

○議長（沓掛計三君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長兼保健衛生係長 花見陽一君 登壇〕

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、9番目の質問でございます病児・病後児保育センターなどについての御質問についてお答えいたします。

金井議員の御質問のとおり、子供に緊急の対応が必要なとき、また、登園直前など、いろいろな事情がある中で親が休暇がとれないことは理解しております。就労中、何かがあって支援者が医療機関に受診させるか、病児に対応できる保育施設など、いろいろなサポート体制の構築が必要ということになりますが、病児・病後児保育につきましては、単に病気の子供を預かるだけではなく、病気の子供に全てのニーズを満たしてあげるための保育士、看護師、栄養士、医師などの専門家集団が保育・看護を行い、子供の健康と育成を守ることが一番の望ましい姿であると理解しております。

青木村におきましては、議員さんもおっしゃいました、現在、病気療養中の回復期の病児保育は、上田地域定住自立圏のビジョンによります病児保育センターを活用しておりますが、青木村らしいファミリーサポートづくりということでございますが、これは、やはり、行政だけでなく、住民の皆さんの協力が必要になってきます。そんな住民相互による支え合う組織ということで、住民組織、あるいはNPOなどとの連携も含め、研究していきたいと存じ

ます。現実的には、やはり、村の限られた財政の中では大変難しい問題でございます。これにつきましても、青木村だけではなく、広域的なことも踏まえ、対応方法もあわせて検討していきたいと存じます。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

〔教育長 沓掛英明君 登壇〕

○教育長（沓掛英明君） それでは、10番目の児童センターを保育園と合わせて7時に終了できないかということについてお話しします。

青木村の児童センターというのは、本当に評価が高く、今、日本の国でなくなってしまうという3つの「間」です。1つは、たっぷり遊び込む時間の間、それから、存分に遊ぶための空間の間、それから、異年齢で遊ぶ仲間の間、その3つを青木の子供たちが存分に体験できる場所だというふうに思っています。これは、言うのは簡単なんです、なかなかほかのところでできない取り組みで、今、県内外から高い評価をいただいております、視察も毎年多く受け入れております。

一方で、子供たちの成長を考えたときに、放課後をこのように存分に遊び込む時間に加えて、もう一つ大切なことがあるのではないかと考えています。それは、家庭での落ちついた、満ち足りた時間がやはり必要になってくるだろうというふうに思います。そう考えると、ここで一斉に7時まで延長するというふうにすると、子供たちの成長にとってやはり不安が残るというふうに考えています。保護者の皆さんには、今は取り戻すことができない貴重な子育ての大事な時間なんだという認識に立ってもらって、子供たちとの家庭での落ちついた生活の時間、それも大事にしてほしいと思っています。

しかし、一方で、そうは言っても、本当にきょうはだめなのという、大変な日も出てくるということは承知しております。そのような場合は、先生方に個別に相談をしていただいて、それで、対応できるときは丁寧に対応していきたいというふうに考えています。事情をよく話していただきたいというふうに思います。そういう小回りのできるよさが青木のよさであると思っていますので、一斉に7時ということは、考えないほうが全ての子供たちにとっていいと思うのですが、そうは言っても、相談には乗りたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） ありがとうございます。

もうすぐ地域おこし協力隊の方が期限が来るわけでございますけれども、今後村に定住な

さる予定でございましょうか。それとか、生活基盤安定のためのバックアップなどをされておりますでしょうか。住宅、就職などのあっせんはいかがになっているのでしょうか。村に残っていただけるのかどうか、ぜひ定住していただきたいと思っておりますので、その点はいかがでございましょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 地域おこし協力隊の今いる2人についてでありますけれども、結論から言いますと、来年4月1日以降、青木村に定住していただくということになっております。

それぞれ、農業の関係、それから、樹木というんでしょうか、そういう関係で、その方向で3年間研修してきました、その集大成を今やっております。今年度からは、来年の4月1日以降とほぼ同様のことを自分でおやりになっておりまして、この2人につきましては、地域おこし協力隊の本来の目的でありますことを実施できたと。私どももいろいろな面でサポートをさせていただきましたし、2人も、村に、あるいは地域に溶け込んでというふうに思っております。1人の方は商工会に入りましたし、村への寄附もしていただいたり、青年部に入ったりして溶け込んでやっていただいたり、消防団に入っていたりしております。そういう意味で、本当にいい結果でありますので、引き続き、こういうことも含めて、今言われましたようなことも、前段の御質問も含めて、一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） 昔、村から東京へ、集団就職や進学のため、大変大勢の皆様が都会へ移住されました。今も昔もそうだと思いますが、都会へ出て行かれて、それも、中学を卒業した15歳ぐらいの人が、みんな一人で頑張ってこられました。職場や寮、学校などで楽しくなじんでいかれた方も多いたと思います。都会は、とかく人との関係が希薄と聞いておりますので、大変心細く過ごされた方も多いたと思います。

そのようなことから、移住は個人の意思のことと考えますと身も蓋ふたもありませんけれども、少子・高齢化に幾らかでも歯どめをかけるためには、積極的な施策が必要だと思います。移住されてこられる皆様は、大変心細い思いをされて、本当に思い切っただけで来られていることだと思います。心遣いをし過ぎるということはないと思います。どうぞ、せっかく来られた皆様を大切にして、青木村に来てよかった、永遠に住んでいこうと思われるような御支援をいただきたいと思っております。大変にきめ細かな回答をいただきましてありがとうございました。私たちも、困ったときはお互いさまの精神で支え合っていけたらいいと思っております。

以上で私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） それでは、通告のありました9人の議員の質問は全て終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（沓掛計三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。どうも御苦労さまでした。

散会 午後 5時18分

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日 (金曜日)

(第 3 号)

平成29年第4回青木村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成29年12月15日(金曜日)午前9時開議

- 日程第 1 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 2号 青木診療所施設等整備基金条例について
- 日程第 4 議案第 3号 寄附採納について
- 日程第 5 議案第 4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 6 議案第 5号 上田地域広域連合規約の変更について
- 日程第 7 議案第 6号 平成29年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 7号 平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 8号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第 9号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第10号 平成29年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第12 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について
- 日程第13 請願第 2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について

出席議員(10名)

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮入隆通君 | 2番 | 坂井弘君 |
| 3番 | 松澤正登君 | 4番 | 金井とも子君 |
| 5番 | 宮下壽章君 | 6番 | 杳掛計三君 |
| 7番 | 居鶴貞美君 | 8番 | 小林和雄君 |
| 9番 | 堀内富治君 | 10番 | 山本悟君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務課長 兼室長	井古田 嘉 雄 君	建設農林課長	片 田 幸 男 君
住 民 福 祉 課 長 兼保健衛生	花 見 陽 一 君	教育次長兼 公民館長	横 田 孝 君
保 育 園 長	多 田 治 由 君	会計管理者兼 税務課長	小宮山 俊 樹 君
建設農林課 課長補佐兼 建設係長	宮 下 剛 男 君	商工観光移住 課長	新 津 俊 二 君
住 民 福 祉 課 長 兼補佐兼 課長補佐兼 上下水道係	若 林 喜 信 君	住 民 福 祉 課 長 兼補佐兼 課長補佐兼 地域包括支 センター一	宮 澤 章 子 君
住 民 福 祉 課 長 兼補佐兼 課長補佐兼 課長補佐兼	上 原 博 信 君	建設農林課 課長補佐兼 農業振興係	奈良本 安 秀 君
税 務 会 計 課 長 兼資産税係	高 柳 則 男 君	総務企画課 課長補佐兼 総務係長	稲 垣 和 美 君
総務企画課 課長補佐兼 課長補佐兼 課長補佐兼	小 林 利 行 君	税 務 会 計 課 長 兼住民税係	早乙女 敦 君
総務企画課 課長補佐兼 課長補佐兼 課長補佐兼	塩 澤 和 宏 君	総務企画課 課長補佐兼 課長補佐兼 課長補佐兼	小 林 宏 記 君
教 育 係 長	横 沢 幸 哉 君	建設農林課 課長補佐兼 課長補佐兼 課長補佐兼	小 林 義 昌 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 井古田 嘉 雄 事 務 局 員 稲 垣 和 美

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（沓掛計三君） 定刻になりましたので、本日の会議を開会します。

◎議事日程の報告

○議長（沓掛計三君） 本日の日程は、先日実施されました各常任委員会の視察研修、また、諸般の報告が委員長よりありましたらお願いし、その後、報告第1号から質疑、討論、採決の順で行います。

◎視察研修報告

○議長（沓掛計三君） 先日、実施されました各常任委員会の視察研修と、諸般の報告が委員長よりありましたら、お願いいたします。

初めに、総務建設委員長より報告をお願いします。

堀内総務建設委員長。

○総務建設産業委員長（堀内富治君） それでは、説明を申し上げたいと思います。

きょうは、3点ございますけれども、順次申し上げてまいります。

まず第1点は、青木村の企業誘致に伴いまして、先進地の視察でございます。これは、10月13日に実施をしたわけでございますが、上伊那郡の駒ヶ根市、それから下伊那郡の豊丘村ということで、2カ所勉強してまいりました。特に、両方の地域とも、非常に特徴のある地域だというふうには考えておるわけでございます。

駒ヶ根市につきましては、非常に風光明媚で観光が盛んな地域でございますし、なおのこと、下伊那の豊丘村につきましては、ふるさと納税が4億円余というような、立派な実績がある地域でございますが、農業地域でございます。先日のテレビでもお伺いすると、ふるさと納税のお返しは、墓地の掃除、こういうような項目も入れまして進めておるといように、非常にユニークな発想のある村でございます。

それでは、順次申し上げてまいります、駒ヶ根市であります。

人口は3万2,000人でございます、昼夜の交流人口の変動は少ないわけでございます。非常にこういう点につきましては、交流が少ないかなという感じをしておるわけでございますけれども、合計特殊出生率も1.71、これは立派なものでございまして、1.8に近いわけでございます。有効求人倍率が1.78、非常に高い率であります。しかし、製造業が中心でありますけれども、製造工程等の関係もいろいろありますが、非常に求人が多いけれども人がいないと、こういうような状況に至っておるようであります。

移住者も、6年ほど前からでありますけれども、228人ありましたというような報告がございました。非常に地下水が豊富な地域でございまして、地下水で商売をしたいというような企業が非常に多く訪れておると、こういうお話も聞いたわけでございます。

企業誘致の状況でありますけれども、団地は5カ所つくりましたということでございまして、造成につきましては、市で実施をしておりますということでございまして、5カ所のうちの1カ所につきましては、まだ残っておると、こういうことでございます。

このことについては、企業にもっと相談をしながら造成を進めればよかったと、こういうような反省もあるようございまして、大分心配をしておりました。そういう点から考えまして、工業団地の開発に当たりましては、企業の好む場所を選定をし、話し合いをしながら進めていくということがベターではないかというようなお話もあつたわけでございます。

今までに、38社の誘致を実施してきましたという報告がございました。なお、誘致後の市としての支援でございまして、製品の開発だとか販路開拓につきましては、市として補助を出しまして、さらに拡大を求めておると、こういうことでございます。一番、今、心配していることは、人材の確保であるというようなお話をいただいてまいりました。

それから、もう1カ所の豊丘村でございまして、いろいろの数字を整理してみますと、大体、青木村よりも若干大きいぐらいの村かなという感じをするわけでございます。

昭和52年から始めておるようございまして、今までに、村としては6ヘクタールの敷地をつくってきたということのようございまして、しっかりと、造成は村でやってまいりました、こういうようなお言葉がございました。その後も、関係機関を通じて誘致を行ってまいりました、現状のところ問題なく進行しております、こういうようなお話でございました。

特に、大きな企業としては、半生菓子の製造会社でございます天恵製菓、これは、大変有名なお菓子の会社でございまして、非常に現状、好調に業務は推移をしておるようだ

と。そういう点から、こういう会社については、雇用の拡大を今しているところだと、こんなお話もしておりました。それから、横浜ゴム株式会社というところが入ったようでございますが、非常にこの会社も順調に経営をしておるようでございます。ほか、有力会社がいろいろとあるわけでございますが、それから、またもう1点、移住がふえていると、こういうお話も聞いたわけでございます。

それから、有効求人倍率も1.6から1.8と、ほぼ駒ヶ根市と同様の数字でありますけれども、順調であるということのようでございます。非常に困っていることは、人がいないと、人材確保には大変心配していますということでございまして、今後もこういう傾向が続くだろうというようなお話でございます。

それから、法人税の歳入は、年々増加をしていますということでございます。その反面、固定資産税につきましても、減免措置をとっておるために、これは順調にもらえるというものではないと、こういう話をされておったわけございまして、法人税の状況で、非常に村としても助かっておりますと、こういう話をされておりました。

いろいろと地域によって差はありますけれども、この2つの地域は、広い水田を有しておりまして、この土地の有効利用を考える、こういうことも含めて、企業・工場の誘致にも取り組んできたようであります。

特に、豊丘村につきましては農業地域でございます。それからまた、駒ヶ根市もゴマの産地でございます。水田にこういうようなものの作付もしながら、そういうような品物によりまして製品をつくり、販売をして、行政全体の実績が上がっていくような、そういうような方向づけをしております。そんな話をされておりましたが、全くそのとおりだというふうに私は思います。

心配なことは、住宅も用意をいたしましたけれども、思うように住んでもらえないと、周辺の市町村に行ってしまうと、そこへ居住しておると、そこから通勤をしてくると、こういうことのようにございまして、ちょっとこの辺は残念でございますということを言われておりました。この辺、私としても、実行するならばしっかりと、とにかくこういう対策も必要ではないかというふうに考えております、それぞれの誘致した会社が、業績は順調であるという点から、雇用もだんだんとふえておりますけれども、今、人が足りないということが非常に心配でございます、こういうふうにおっしゃられておりました。

いろいろと細かいところまで聞いてきたわけでございますが、青木村も、これから工場誘致をするわけでございますけれども、この辺は慎重に、しっかりと企業と相談をし合いなが

ら、問題のないような誘致が必要であろうというふうに、私は感じてきたわけでございます。細かなことについては、また、参加者の皆さんには配布をしたいというふうに考えておりますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、諸般の事項でございますが、若干、おつなぎをしておきたいと思っております。

消防団の関係でございますけれども、何回も会議を開催をしております。先日も、11月27日に開催をしてあるわけでございますけれども、現状、2分団制に移行をしておるわけでございます、2分団という組織の中で活躍をしてもらっております。特に、その後の活動の状況ですね、どういう状態であるか報告を願っておりますが、現状、特別問題はないと、順調に活動をしております、こういうような内容でありました。

それから、今後の消防団の運営の問題でございますけれども、一番、村民の皆さんにも理解をしてもらわなければならないこと、これは、やがては青木村1本の消防団だよというふうに、私は何回も申し上げておりますけれども、消防団活動を続けていくためには、やはりお金も必要になる。このほとんどは、現状まで、昔の分団の単位で区単位にお金を用意してもらっておるわけでございますが、今後、どういうふうに進めていくかということが課題になるわけでありました。

ここで、各区とも決算に入るわけでございますけれども、その決算の状況を、一応村としてしっかりと掌握して、その決算によってどのような運営が一番妥当か、そういうことを消防団の皆さんと一緒に協議をしてまいりたいというふうに考えております。区長会でも話をされておるかと思っておりますし、議員の皆さんにも、十分この辺を承知をお願いをしながら、将来の消防団活動のあり方、こういうことについて、いろいろとひとつ御検討をお願いをまいりたいというふうに考えております。

消防団員は、現状が235人だと、こういうふうに聞いておるわけでございます、新団員は4名ということでございますが、どうも何しろ消防団員の数が少なくて困ったというような意見・要望がありました。

そんなことでございまして、若干ちょっと時間も経過しましたけれども、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 続いて、社会文教委員長より報告をお願いします。

居鶴文教委員長。

○社会文教委員長（居鶴貞美君） それでは、社会文教委員会の視察研修報告をさせていただきます。

平成29年11月27日から28日の2日間の日程で、富山県入善町の上青小学校と、富山県高岡市の社会福祉協議会の視察研修を実施をいたしました。

まず、入善町の上青小学校です。

この入善町につきましては、一昨年、昨年と、青木村の教育委員会や青木中学校の職員がそろって視察をされ、チーム学校としての取り組みを学んできております。今回は、上青小学校を訪問いたしました。先生方が、気持ちを一つにして取り組んでいる姿勢を視察をしてまいりました。上青小学校の学校要覧がありますので、よろしかったら、またご案内をしたいと思います。

この上青小学校につきましては、昭和58年、上原小学校と青木小学校、こちらが統合をいたしまして上青小学校と、このようになっております。それで、現在戸数は1,700戸でありまして、学級数は10学級、児童数は196人で、青木村と似通った学校であります。こちらの学校につきましては、とやま型学力向上プログラム、こちらが全国的に評価されておられて、視察が絶えないということでありました。

ポイントといたしましては、まず、児童・生徒が具体的な目標を共有をいたします。続きまして、児童・生徒が目標を達成するための具体的な学習方法や手順を共有をいたします。そして最後に、児童・生徒が具体的な成果を確かめ合うことにあります。みずから学び、たくましく生きる子供の育成を教育目標としており、2年生、4年生、5年生の授業参観をいたしました。こちらを通じてまとまりのある教育で、地道な教育を実施されているということを実感したところでありました。青木村の今後の教育において、大いに参考になりました。

次に、高岡市の成美校下社会福祉協議会です。

ここは、民間との連携による組織づくりをして、先進的な活動をしている社会福祉協議会です。このように、成美校下社会福祉活動ハンドブックというものを発行したり、ゆずりはという福祉だより、こちらを発行しております。こちらにおきましては、生活応援マップ、こちらは、高岡市の地図のところに、それぞれひとり暮らしの方とか、福祉活動員、民生委員、児童委員、あるいは自治会長、こちらを表示してありまして、誰のところに行けばいいのかと、すぐにわかるようになっております。それで、いのちのバトン、これは、ひとり暮らしの方が、万が一のときに気にしておいて、自分の情報、あるいは緊急連絡先を記入したものを冷蔵庫とかそういうところに張ってありまして、来た方がそれを見てすぐ対応できると、こういうものでございます。それと、各種研修事業等を推進しておりましたが、新たに徘徊対応訓練、それから、成美爆笑お達者劇団を結成をいたしまして、福祉活動員の研修や、

敬老会で活動をいたしまして、楽しくわかりやすい地域福祉の推進に努めております。また、成美小学校の5、6年生をジュニア福祉活動員として委嘱し、ひとり暮らしの高齢者を対象に訪問活動を行い、高齢者との交流と、子供の視点からのニーズ調査を夏休みに行っているとのことでありました。福祉協議会と民間との連携による、見守り隊の組織づくりについて、大いに参考になりました。

いずれも先進的な取り組みをされており、認識を新たにしたところであります。今回の研修は大変に有意義でありまして、今後の議会活動に活かしてまいる所存です。

以上であります。

〔「議長、もう1点よろしいですか」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 結構です。

○社会文教委員長（居鶴貞美君） 申しわけございません。もう1点、整理がやっと今できましたので、報告だけ申し上げたいと思います。

12月6日、それから7日と実施をしてきた内容でございますけれども、群馬県の吉井物産センター、それから、道の駅の玉村宿、それから群馬県の中之条町、大田市場、それから栃木県の道の駅どまんなかの視察をまいりました。若干、概略報告を申し上げたいと思います。

まず第1点は、吉井物産センターふれあいの里の視察概要でございます。

これは群馬県でありますけれども、非常に順調な運営ができています会社でございます、4億6,000万というような売り上げ実績があるようでございます。それから、生産体制につきましては、理事長が元役場職員で、副理事長がJAの職員と、こういうことでございまして、非常に役員体制がすばらしくて、理事は交代制で出勤をしておると、こういうところでございます。品目別のチェックもできておりますし、それから、販売価格も最高、最低の価格を提示をしながら、この範囲内で販売をなさいます、こういうような指導もされておるようでございます。非常に指導体制の問題につきましては感心をしたわけでございます。

それから、生産者の販売額につきましては、多い人は大体3,000万円ぐらい取っておると、こういう方もあるようでございまして、大体、3,000万円から500万円ぐらいが相当おりますよと、こういうことでございます。それから、施設化が非常に定着をしておる、それから、現在お金を取っておる生産者の皆さんは、定年退職をされた皆さんであると、こういうような皆さんが、生きがいを感じて一生懸命努力をしておる、こういうことでございます。

それから、入客数は、年間29万7,000人、毎日830人、こういうような数字が整理される

ようでございます。それから客単価は1,500円、それから手数料は10%、内容によっては2%を還元はしておると、こういうようなことございまして、こちらよりも小さいようなセンターでありますけれども、素晴らしい実績を残しておられる、こういう状況であります。

それからあと、加工原料の生産体制はどうなっているかなというようにつきまして、勉強したわけでございます。これはJAあがつま農協の加工部という形に変わっておるわけでございますけれども、農協と合併した形跡があります。生産者の皆さんが山野草をとったり、生産したものをとにかく加工場に持っていきまして、そこで全量を漬物にすると、こういうようなことございまして、近年、漬物離れが進行しております、また、健康志向という点から考えて消費量は減少しておる、こういうような内容であります。

それから、大田市場の関係でございますけれども、ここも、青果物、それから花の流通状況を勉強に行ってきたわけでございますけれども、昔と大きく変わっております。今、市場で競りで販売するという量が10%ぐらいになったようございまして、あとはほとんど相対取引でございまして、伝票はこちらに飛んでいくけれども、品物はこちらへ飛んでいくと、いわゆる商流と物流が全然分かれておるような、そういうような商売が、今、進行しておるといってございまして、非常に流通の内容が変化しているということを、しっかりと聞きをしてまいったわけでございます。

ここには、青果物、野菜と果物、それから魚、それからもう一つは花の市場がありまして、花のほうは非常に今、冷房施設が完備しております、週間での荷物の調整をしたり、もう一つは、全部、機械による競りでございます。もうちゃんと座っておいて、声も一切立てず、ぼんぼんとやっていけば、どんどんと品物が競られていくと、こういう競り取引に変わっているわけございまして、こんな点もいろいろ勉強してまいりました。

それから、どまんなか、田沼の視察でございますが、ここは、ちょっとほかの道の駅とは変わっております、まず、町長の方針もありまして、駅長は行政の人ではいけないということで、東武百貨店の出身者を充てたと、これが成功しまして、非常に立派に成長しておるようございまして、17億円という金額でございまして、経常利益は1,436万、こういうような数字が出ているようございまして、15%でしっかりと経営をしておりますということでございます。

それから、直売所の話もいろいろ聞いてきたわけでございますが、販売農家は1戸で3,000万と、こういうような農家もあるようございまして、1,000万から3,000万というような農家がかかなりいると、こういうふう聞いてきたわけでございます。いろいろ勉強し

てまいりましたけれども、感ずるところは幾つもありました。議会として、道の駅についていろいろと感じたところもあったわけですが、また、その都度、提案をしてみたいということがございます。

本当に簡単でございますけれども、整理をして申し上げたわけでございます。まことにすみませんでした。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 御苦労さまでした。

委員長報告が終了しました。

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） それでは、本会議開会日にお配りしました議事日程に従って進めてまいります。

最初に、専決処分の承認を求めることについて質疑に入ります。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） 質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案の件は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 質問いたします。

本条例改正案は、人事院勧告並びに人事委員会勧告に基づくものであると理解をしております。両勧告では、12月支給の勤勉手当を、提案されているとおり、100分の85から100分の95に引き上げるとする勧告とともに、来年度以降においては、6月並びに12月の勤勉手当を100分の90とする勧告を行っております。この扱いについて、昨年度の12月議会では、翌年度以降の改定措置についても一括提案され、可決されております。一方、一昨年度は、本年度と同様に、本年度の改定分のみの提案にとどめ、改めて次の3月議会で翌年度以降の改定措置についての提案をし、可決をしているかと思っております。時に応じて方法を使い分けている理由はなぜか、その点を教えてください。

また、もう1点でございますが、本年度の人事院勧告並びに人事委員会勧告においては、本条例改正の提案以外に、来年度4月1日より実施とする扶養手当の見直しについても勧告しております。内容的には、扶養手当の配偶者分を引き下げるものであり、是とするものではありませんが、この扱いについても、次期3月議会で条例改正する予定であるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 今、お問い合わせの2件になりますが、まず1つは、今回の村のこの提案につきまして、青木村は県の人事委員会等に準じて、その給与表を使うということで進めております。今回につきましては、県がまだ年明けの2月の議会において、これを提案するという事になっておりますので、青木村におきましては、来年の4月以降の件については、改めて3月議会で提案をさせていただきたいと思っております。

あわせて、扶養手当の関係も同様に、3月において県のほうが上程された後、こちらのほうで改めて提案をさせていただく予定でおります。

○議長（沓掛計三君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終結します。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第2号 青木診療所施設等整備基金条例について質疑を行います。

質疑のある方。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 結構な提案だというふうに私は考えております。

この中で、第2条でございますけれども、予算の範囲内で村長が定める額とすると、こうなっておりますけれども、上限、大体どのぐらいまで考えておられるのかお伺いをしたいと思いますし、それから、もう1点は、ここに青木診療所と明記されておりますけれども、ほかにも医者はおるわけでございますけれども、この辺の対応、あるいは説明の内容はどんなように考えておられるのか、お伺いをします。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 1点目、どのぐらいかというお話でありますけれども、改装費、病院

の内装改装、それから検査室、内視鏡の部屋、周辺整備等々で、これは全く先生と相談をしてありませんけれども、私ども、いろいろインターネットだとか、今の状況を見て、おおむね6,000万円ぐらいかなと。それからもう一つ、医療機器でありますけれども、電子カルテ、エックス線、超音波、血液検査、心電図、内視鏡検査、それから待合室の改修、診察の机等々で5,000万ぐらいを、おおむね1億1,000万ぐらいかなというふうに思っております。

そして、補助率でありますけれども、おおむね75%ということでありまして、小川原先生との話では、当面、そんなに考えていないよと、特に内装関係ですね、考えていないよというお話でありましたけれども、本人である秀太郎先生と、直接まだ接触する機会がありませんので、少し上限で、私どもは今のところは見積もらせているところでございます。

それから2点目の、ほかに医療機関がというお話でありますけれども、それは、私どもに必要な医療機関、村内にあればいいものも幾つかあるわけでありまして、その都度、議会の皆さんと相談しながら検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） ほかに質疑ございませんか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 内容等については全く賛成なんですけど、歴史的な背景についてお尋ねしたいと思います。

小川原先生がお見えになる前、私の記憶が定かでないんですけども、当初は村営だったような気がするんですが、それで、言ってみれば小川原医院ということなんでしょうけれども、その辺の歴史的な背景、どなたか存じ上げている方いましたらお聞きしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 診療所につきましては歴史のあることですが、私どもちょっと調べたところですが、昭和26年4月に、青木村健康保健村営診療所が開設されました。また、それを経まして、それぞれ青木診療所に医師が来ていただいたわけですが、小川原先生に当たりましては、昭和36年の10月から青木診療所に着任していただいたということになります。

なお、その村営診療所を継続しながらでございますが、昭和45年の3月末をもちまして、青木村の直営診療所を廃止とし、小川原辰雄医師による診療所が開業されたということになります。その後、建物の改築など含めまして先生が行い、現在に至っている状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 村営の診療所ということだと、今も各地であるんですが、公の診療所というか医療機関だと、そこの先生がおやめになっちゃってお医者さんがいないというようなのもあって、苦慮している例があるんですが、当村の場合は、小川原先生がそういう形で、小川原医院というような形でおやりになったということで、行政としても、先生の心配をすとか、今の医学部もそうですけれども、ということもなくてスムーズに来たし、こうしてまたバトンタッチもできるようで本当によかったなど、こんなふうに思います。わかりました、ありがとうございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） お聞きをさせていただきますが、この3,000万につきましては賛成をしております。今後についてであります、これ3,000万ということですので、預け入れ先とかそういうものにつきまして、まず、公金管理委員会で、今後、この3,000万についての活用等を行うのかどうか。それで、いつごろ行われるのかどうか、まずお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

こちら、診療所の基金につきましては、一般会計に属する基金でございますので、ほかの基金とあわせて一括管理を考えております。ですので、この基金単独での運用ということではなく、ほかの基金とあわせて形の中で運用を行う予定でございます。当然、公金管理委員会にはその旨を報告するつもりでございます。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） そうすると、預け入れ先とかそれも、今のどことかというのは、今後ということでもよろしいんですか。どこの金融機関、例えば農協とか、八十二銀行とか、信用金庫とかありますよね。

○議長（沓掛計三君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 一括保管の基金の一部ということになりますので、改めてこの基金のために預け先を考えるとという形ではなく、既にある基金の一部というふうに考えていただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

小林議員。

○8番（小林和雄君） この条例については賛成なんですけど、村長が話をしている31年度に、若先生が来るということでございますけれども、期間が非常に短いということで、基金の積み立てが間に合わなかった場合に、先生も、例えば改築とか新築とかわかりませんが、相当、先生も新築に近いような状態だと、自分で借入れをする場合も、金額も相当大きい金額だというふうになった場合に、先生が借入れをして返済をする場合に、その返済金を補助するというようなやり方も考えたらどうかというふうに思うんですが、その点についてはどうですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） このところ、精力的に夕方といいますか夜、辰雄先生のところに行きまして、いろいろスケジュール的なことをお願いしたり、打ち合わせをさせていただいております。

辰雄先生も、自分だけの判断ではできなくて、秀太郎先生、いわゆる若先生とやりとりをするんですが、なかなか向こうの方は夜勤があつたり、電話に出る時間が非常に限られていて、十分な打ち合わせがまだできていないというようなお話の中でありまして、31年度というのは、私が、先生、31年度4月1日からお願いできませんかねということをお願いしているということでありますので、31年度は、ということで御理解いただきたいと思っております。

それから、どれだけ足りなくなった場合の話ですけれども、先生に、私が先ほど堀内議員のところでお話ししました数字を言うんですが、そこまでは考えていませんよというふうに辰雄先生はおっしゃっています。ただ、医療機器の何点か申しあげましたものは、これは、秀太郎先生から当面必要なものということで上がってまいりまして、この4,000万というのは、近々必要にむしろなればいなというふうに思っております。

ここ最近の話なんですけれども、辰雄先生と秀太郎先生の話の中で、向こうの医局が大変、青木診療所の状況について配慮していただいて、来年度、お二人の先生が、どの程度かはまだはっきりしないんですけれども、今、土曜日にたまにしか来ていませんけれども、来年度は、まあまあ来てくれそうだというお話でありますので、小林議員が心配するように、来年度、この医療機器の一部でも必要になれば、大変ありがたいと私は思っております。

足りなくなって返済ということがあるのかもしれませんが、今、先生とお話ししているのでは、私ども、今、3,000万積み立てさせていただいておりますけれども、年度末の仮決算の状況を見て、また何千万か、議会にお諮りをして御賛同いただき、積み立てられ

ばなどということ、今、考えておりますので、返済するための補助というのは、今のところないだろうというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） ほかにありませんか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） すみません、細かいことを聞きますけれども、医療機器というのはあれでしょうか、例えば、相澤病院さんなんかでこの間というか、少し前に聞いた陽子線治療というのは、何か何億もするというような機器もあるそうですけれども、それこそピンからキリまであるんでしょうけれども、中で買い取りと、あと何ていうんですか、車みたいなああいう、リースと、そういう制度もあるんですかね、医療機器というのは。今、ここで聞くことじゃないかもしれませんが、どうなのでしょう。一応、後学のためだと思いますが。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私ども不勉強で、まだそこまでは至っておりませんが、この医療機器とそれから額については、秀太郎先生から辰雄先生を通して伺ったものでございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第2号 青木診療所施設等整備基金条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第3号 寄附採納について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第3号 寄附採納については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 議案第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） この案件は人事案件でございますので、慣例に従いまして別室にて協議をお願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） ここで暫時休憩といたします。

議員の皆さんは、議員控室のほうへお願いいたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時55分

○議長（沓掛計三君） それでは、村長より説明をお願いします。

○村長（北村政夫君） それでは、議案第4号につきましてお願いをしたいと思います。

固定資産評価審査委員会の委員の選任についてお願いいたします。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

お一方は、青木村大字村松989番地、氏名は中澤榮治さん、昭和26年3月21日生まれの方でございます。

それから、もう一方は、花見重光さんでございまして、青木村大字夫神1704番地にお住まいで、昭和33年12月15日のお生まれでございます。

それから、3人目の方は、清水よし江さんでございまして、住所は青木村大字夫神839番地の2でございまして、昭和26年12月14日のお生まれでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 本案について質疑を行います。

質疑のある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） お聞きするのを忘れちゃったんでお聞きするんですが、花見さんですけれども、現役のJAマンということなんですが、あれでしょうか、職場の何か上司といえますか組織の中では、何かオーケーというか、そういうサインをもらわなくても、そこまで村は関知しなくてよろしいのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 退職をして再任用という形で、今、一つの組織にお勤めになっております。本人には内々の了解をいただいているところでございます。

○10番（山本 悟君） 現役ではなくて再任用ということであれば、じゃ、本人の意思だけでいいということですね。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 花見さんに、職場に確認したかどうかというのは確認して……

○議長（沓掛計三君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

現在は退職して、浦里支所の、現在浦里支所はもう廃止になったわけですが、その連絡係として勤務しているということでございます。交代要員がほかに3名ほど、常勤ではおりませんが、その方がおいでて、会議等必要があるときはその方をお願いするという形で、割

と自由に出ることはできるという話はお聞きいたしました。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） じゃ、結論的に、大丈夫で問題ないよというふうに理解していいんですね。

○議長（沓掛計三君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） そのとおりでございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

金井議員。

○4番（金井とも子君） 固定資産評価審査委員会ですけれども、多分、要請があったときに開かれるかとは思いますが、大体、年間ではどのくらいの出勤日になるんでしょうか。回数等教えていただければと思いますが。

○議長（沓掛計三君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 審査の申し出があった場合は、五、六回程度の出動はあるかと思いますが、青木村の場合、過去に申し出があったの一度きりでございますので、3年間まるっきり出動のなかったという、そういう方も過去にはおいでます。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了します。

質疑を終結、討論を省略、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第5号 上田地域広域連合規約の変更について質疑を行

います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） それでは、質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第5号 上田地域広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第6号 平成29年度青木村一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） お願いします。25ページお願いいたします。

項1教育総務費、目3教育指導費の節20扶助費に当たりますけれども、その中に、準要保護等児童生徒就学援助ということで予算化してありますが、この件につきましては、さきの6月議会並びに9月議会において要望してまいりましたことをお聞き入れいただき、新入学児童生徒学用品費等について、入学前の支給を実現していただきましたことに感謝を申し上げます。

実施に当たり、二、三質問をいたします。

まず1点目ですが、中学校予算19万円につきましては、小学6年生の準要保護家庭数から予算化されたものと思われませんが、小学校については未就学児童であり、当初この要望をした際に、教育委員会では、年度ごとの更新なので事前把握は難しいというお答えをされておりましたけれども、今般、どのような形で、予算化のための準要保護家庭数の把握をされたのか、教えていただきたいと思えます。

2点目ですが、新入学児童生徒学用品費等が入学前に支給されるということは、未就学児童の保護者にとって、今回が初めての経験となります。したがって、未就学児童の保護者にどのように情報提供をし、周知徹底を図るのか、その点を教えてください。

あわせて3点目、申し込みの締め切り日並びに支給期日についても教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） まず、小学校に入学する児童の何名程度ということですが、5名程度を今考えています。

経済的なものを勘案して、腰だめの数字ですね、これは。ですので、もしかしたら5名はいないかもしれないし、もしかしたら若干ふえるかもしれないという、そのところです。大体、学年で割りますと4名前後になりますので、5名程度ではないかという、そういう判断であります。

次に、保護者に対しては、これからこれで可決していただきますと、要綱を作成して、早ければ12月中に、遅くても1月中には全戸配布をしたいというふうに考えています、入学の該当の全戸配布ですね。それで、周知をしていきたいと思えます。ですので、そこの中の文面には、最終決定は新年度になってということですので、新年度になって返却をお願いする場合もあり得るといふ一行は、つけておきたいというふうに思えます。

締め切りについては、しっかりこれから決めていくわけですが、3月上旬程度には支給したいと思っていますので、それに間に合う日付等を締め切りにしていきたいなど、今のところそんな判断であります。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございました。

入学準備については、各家庭で既に始まっているかと思えます。保護者の経済的な心配を

少しでも取り去って、子供たちが夢と希望を持って入学できるように、要望になりますけれども、支給期日、できるだけ早めていただきたいなと思っております。

また、来年度以降にも、今、3月上旬というお話でしたけれども、さらに支給期日を早める努力をしていただけたらというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） 21ページをお願いしたいと思いますが、目1の林業総務費で、節19の負担金補助及び交付金の負担金に、013のSGEC森林認証公示料等負担金と、不勉強で申しわけないですけれども、もう一度、説明をお願いしたいということと、それから、その下の委託料の、それぞれの多分松くい虫にかかわるケースということで支出しておりますけれども、その辺の量をもう一度、どの場所で量を教えていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） まず、林業総務費の負担金及び交付金のSGECの森林認証公示料等負担金ということでございますけれども、今、森林認証の制度に手を挙げて、これを認証材をオリンピックの施設だとかそういうところに使ってもらうような形で、財産組合の山林について認証を受けております。そんなことで、その森林認証に係る、何ていうんですかね、毎年必ずかかってくる負担金といえますか、そういうものだというふうに御理解をいただければと思います。

それから、松くい虫の駆除の関係でございますけれども、松林健全化推進事業ということでございますが、こちらは2種類が入ってございまして、県単、県のお金をいただいて行うものが150立米、それから、緊急対策事業ということで290立米、合わせて440立米分をこちらで、1,174万9,000円をお願いしてございます。

それから、保全松林健全化整備事業でございますが、こちらは130立米分、328万円でございます。村単事業につきましては、さきの一般質問でも、エリア外については村単で対応していきますということでお話を申し上げましたが、広くエリアを囲みましたが、なお、まだエリアの外に出てしまうものについて、30立米分について、こちらでお願いしているものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

- 3番（松澤正登君） その場所というのは、ある程度決まっているんですか。
- 議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。
- 建設農林課長（片田幸男君） エリアにつきましては全村でございます。全村、全帯で
ございます。
- 議長（沓掛計三君） ほかにございますか。
居鶴議員。
- 7番（居鶴貞美君） 22ページの目2の商工業振興費で、補助金、商工貯蓄共済融資保証料
補助金110万円に増額という御説明でありましたんですが、まず、保証料、これは全額村で
負担をされるというものでしたかどうか、お聞きをいたします。
要するに、企業のほうの負担はないかどうかということなんですが。
- 議長（沓掛計三君） 新津商工課長。
- 商工観光移住課長（新津俊二君） 村の保証は80%、5分の4でございます。残りの20%
が御自分で負担をしていただくということになります。
- 議長（沓掛計三君） 居鶴議員。
- 7番（居鶴貞美君） わかりました。それで、これ、当初50万という予算であったんですが、
110万円ということで、大幅にふえたということなんですが、これにつきまして、まず、
110万で融資金額というのはどのくらいになるんですか。
- 議長（沓掛計三君） 新津商工課長。
- 商工観光移住課長（新津俊二君） 当初は、昨年度からの実績をもって見込んでいたもので
して、今回は、好調な経済の状況を反映されたかと思いますが、企業の融資の申し込みが多
かったと。それで、商工会に今後の見込み等を聞きまして、110万円を算出したものでござ
いますけれども、保証額でいいますと……すみません、失礼しました、3,200万円ほどの仮
算出をしております、あったことを想定して。一応、年度の合計では6,000万程度のものにな
るのではないかとこの仮計算でございます。
- 議長（沓掛計三君） 居鶴議員。
- 7番（居鶴貞美君） 世の中の景気動向というか、青木の企業動向なんですが、これ、積極
的に設備投資をされたという傾向なのか、あるいは、赤字補填というような意味合いなのか。
今の青木村の状況だと、余り赤字補填というのはないような感じは、私、受けているんです
が、設備投資とかというのが、この金額に反映しているという捉え方でよろしいですか。
- 議長（沓掛計三君） 新津商工課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 赤字補填と設備投資と両方あるとは思いますが、昨今のこの好調な経済背景をもとにして、設備投資が中心で融資が伸びているというふうに理解しております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 26ページの、小学校費の備品購入が18万円ということで、これは道徳教育ということで御説明いただいたんですが、これが、どのようなものが18万円かかるのか。それから、現状、道徳教育がもう実施されているのか。もし実施されているようでしたら、どのような方向で実施されているのか、御説明いただければありがたいですが。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 道徳が教科化ということになりまして、教科書が今年度策定されたわけですね。そこで、来年度新規に購入するということになります。そのための教師用の指導書の値段になります。実際には、教科書が12冊、指導書が6冊、それからDVDも含めてということになっております。

これからいよいよ評価が始まりますので、子供たちの、何ていうんですかね、授業ごとに書いたまとめですね、それを積み重ねていったものが最終的な評価ということになってくるというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 世の中、大分乱れておりますので、道徳教育というのは非常に大切なことかなと思っております。

また、各学年ごとにも、そういう道徳の仕方というのを、また教えることが違ってくると思いますので、また、機会がありましたら、各学年ごとのような成果みたいなものを教えていただければありがたいなと思っています。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 21ページをお願いします。

上のほうなんですけど、先ほど、同僚の松澤議員さんのほうから御質問あったSGECの関係なんですけれども、これ、一言で言えば、森林版のISOというふうに理解していいのかどうか。財産組合のということも、さっき課長のほうから出ましたけれども、財産組合の杉材が今度の東京オリンピックで使っていただけそうだというふうなお話も聞いております。

そのためには、やはりこのSGECでもって認証されているから、初めて秋田杉や吉野杉を向こうに回して、青木の杉が利用してもらえるのかなと、すごくうれしいそんな気持ちなんですけど、そんな中で、これは公示料ということなんですけど、ISOなんかですと、認証の更新に必要なお金ということになって、公示というところへ示すのか。官報であれするのか、何するのか、その辺ちょっとわからないのですが、これは更新ではなくて、あくまでも公に示す公示ということなんですか。

それと、これは当然義務づけがあるんだと思うんですけども、何か期限とかそういうこともあるんでしょうか、わかる範囲で結構ですが、お聞きします。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） ちょっと科目の関係でございまして、これ、当初、去年でしたかね、認証を受ける際に、認証公示料等負担金ということで、科目のほうを設置させていただいて、そこからお支払いした経過がございます。今年度につきましては、先ほど議員さんがおっしゃったような更新の費用というような考え方で捉えていただいております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 昨年も富士宮市へ、この認証、SGECのことで生産組合で勉強に行ったんですけども、やはり、こういうことをとっておくことによって、何ていいますかね、ホームページのある会社とない会社というふうな、そういうふうな、一般では評価をされるのかなと思いますけれども、そんなわけで、上小全体でこれをとっていて、青木も構成メンバーというふうに考えていいんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） そうですね、この上小一円で認証を受けてございまして、各市町村、それぞれ主に市有林ですとか町有林とかというのが主になっておりますけれども、各市町村それぞれ加入してというか、山を持ってやっております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 青木全体の話ですけども、今、搬出間伐をやっていて、かなり今、何千立方ですかというようなお話、この間もあったかと思いますが、売っているんですけど、このSGECを大いに利用して、青木の材を少しでも高く売べき、この予算を有効に使ってほしいと思います。

以上です。

○議長（沓掛計三君） ほかにありませんか。

宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 19ページ、目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金、この中の、共同利用施設設備事業補助金、これ、JAの大豆の機械の補助だというふうに伺っていますが、青木村外の市町村の負担金がどれぐらいなのか。あと、この49万2,000円の根拠が何なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 総事業費が1億2,300万円ございまして、そのうちの20%を、村外の4市町村で補助をしていくということでございまして、その20%を、各市町村の収穫量に応じて算出をしております。そんなことございまして、やはり、上田市が一番多いわけございまして、404トンというような数字が出ております。青木村が一番小さくて、9トンで2%ということでございまして、10分の2の2,460万円の2%ということで、49万2,000円という額になっております。

全体の4市町村で負担する金額というのは、2,460万円ということでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

この機械は入れかえなのか、新規なのかも、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 建物は、塩田の昔の果樹の集荷場があったところ、ガソリンスタンドの奥みたいところに建物がありまして、そちらを活用していくので、建屋は必要ないということで、中の機械を新しいものを入れていくということでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

金井議員。

○4番（金井とも子君） 24ページですが、土木費の中の橋梁維持費、国庫補助事業工事請負費250万円の減額でございますけれども、こちらはどこの分、国庫補助がつかなくて減ということで、1本分だそうですが、どこの分でございますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） こちらにつきましては、ことし、橋梁の設計2基を下奈良本

の滝山1号橋と、中村の向山2号橋ですかね、ユノリというか、田沢温泉のすぐ上のあたりのところの橋を2橋、修繕の設計をするということで進めてございます。そのうち、もしお金がつけば、田沢温泉の上の向山2号橋というのをやっちゃいますかねということで、計画をしておりました。

この交付金自体が県全体で予算持っておりまして、ほかのところでは不用額が出てくれば、もしかしたらこっちへ回してもらえる可能性があるなということで、手を挙げておりました。ところが、そういうお金が出てこないで、結果的にその工事に回すことだけのお金をいただくことができませんでしたから、翌年度以降に実施するという予定になっております。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） では、そんなに緊急性はないということでよろしいのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） さきの橋梁点検の結果について、以前にもお話を申し上げたことがあったかと思うんですが、すぐに改修が必要だという橋につきましては、青木村にはございませんでした。そんなことで、改修の必要があるという橋がございますので、そちらについて、順次、そんなに長い時間をかけないで、3年ぐらいで修繕してやりたいという計画で今おりますけれども、やっていくという計画でございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了……

山本議員。

○10番（山本 悟君） すみません、15ページお願いします。

授産所費の中なんですけど、一般管理費の中で、8番の報償費、施設を閉じるについての閉所式の記念品ということなんですけど、歴史的にひもとくと、これ戦後復興の中で本当にいろんな大きな役割を果たしてきて、一つの時代の歴史の証人かなと、私はこんなふうに思って、ひとつ一抹の寂しさを感じているんですけど、何でもそうですけれども、始めるときがあれば終わりがあるんですから、これは建設的に受けとめたいと思うんですけども、どんな閉所式をあれされているのか。かつての所長さんですとか、あるいは通所されていた方とか、いろんな関係者おられると思うんですけど、閉所式の内容について、どんなふうな閉所式をおやりになるのかお伺いします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 授産施設の閉所式でございますが、近隣でも、たまたま昨年あたり閉所式とかいろいろあるんですが、やはり、議員さんおっしゃられましたように、当初、以前お勤めの方とか、いろんな関係の方とかいう形なんですが、要は、余り福祉施設で授産施設ということもありまして、やはり、華美に盛大にというか、そういうふうにはどこもやらないのが実態でございます。

閉所式は、今回、歴代の所長の方とかも想定をしているんですが、いろいろ既におられない方とか、御辞退する方とか、やはり年配の方になっておりまして、なかなか参集範囲は、やはり一番お世話になったオルガン針の関係の、オルガン針では社長さんにもお声がけをしてやります。また、あと議会関係、あとはこちらのほうで担当の関係ということで、あと、現在お勤めなさっている従業員の皆さんと、粛々に行いたいという、本当に小さな規模で行いたいという予定でございます。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 授産所に対する思いは、山本議員と私は全く同感でございます。

この閉所式をもう少し大きくやるかなという当初の思いがあったんですが、入所されている方々の気持ちを聞いてみたところ、余り表に出たくないということだそうございまして、なるほどなという思いもあります。しかし、少人数でありますけれども、本当に50年余の歴史、心のこもった閉所式にしたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） オルガン針さんにおかれては、景気の悪いときもあったんですが、そんなときも、本当に青木の仕事を切らさないようにして、内製品を減らしてまでも何か外注、青木に出したというふうなお話も聞いています。その中で、オルガン針さんにはあれですか、村長名か何かの感謝状か何かを出されるんですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私もこの4年余、オルガン針さんには本当にお世話になって、もっと強い関係のところ、いわゆる自立さんの会社なんかあったんですよね。そこを閉所しても、仕事出さずにも青木村に出していたと。それから、本社の仕事、あるいはベトナムに出す仕事も割愛して青木村に出していただいて、本当にお世話になりました。

当初、増島社長さんは、この閉所式に来られる予定なかったんですが、特に私のほうからお願いしまして、大変お忙しい社長さんに来ていただくことになっております。

御質問の、村長名の感謝状でありますけれども、既に1回、もう出しておりますので、気

持ちだけにはなりません。時計を記念品にということで、社長さんにはお渡し、本当に額は大き
したことはありませんけれども、気持ちはそういうことであらわしたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第6号 平成29年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第7号 平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算に
ついてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第7号 平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第8号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（沓掛計三君） 質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第8号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第9号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第9号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第10号 平成29年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第10号 平成29年度青木村介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書については、原案のとおり採

択することに決定いたしました。

◎請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、請願第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

請願第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（沓掛計三君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第4回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時34分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員